

平成 2 7 年

第 3 回 三川町議会定例会会議録

平成 2 7 年 6 月 3 日 開 会

平成 2 7 年 6 月 8 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 6 月 3 日 (水) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・ 町村議会議長・副議長全国研修会の報告	4
・ 平成 26 年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成 26 年度三川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告	5
・ みかわ振興公社第 17 期決算状況並びに第 18 期事業計画の報告	5
議第 32 号 平成 26 年度三川町一般会計補正予算 (第 8 号) の専決処分の承認について	7
議第 33 号 平成 26 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) の専決処分の承認について	7
議第 34 号 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について	11
議第 35 号 平成 27 年度三川町一般会計補正予算 (第 1 号)	13
議第 36 号 平成 27 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	13
請願第 3 号 「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の提出に関する請願	23

第 2 日 6 月 4 日 (木) 会議録第 2 号

一般質問 2 名	27
----------	----

< 請願審査委員会 開催 >

第 3 日 6 月 5 日 (金) 会議録第 3 号

一般質問 5 名	55
請願審査委員会報告 (総務文教常任委員会)	
請願第 3 号 「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の提出に関する請願	114

第 4 日 6 月 6 日 (土) 休 会

第 5 日 6 月 7 日 (日) 休 会

第 6 日 6 月 8 日 (月) 会議録第 4 号

議第 3 7 号	三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 2 1
議第 3 8 号	三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1 2 3
議第 3 9 号	三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	1 2 4
議第 4 0 号	三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	1 2 4
議第 4 1 号	三川町町民運動場施設設備改修工事請負契約の締結について	1 2 5

平成27年第3回三川町議会定例会会議録

1. 平成27年6月3日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

1番 成田元一議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	大川栄一会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長	五十嵐泉建設環境課長
本間明教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長 吉田直樹 書記 五十嵐章浩 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 6月3日(水) 午前9時30分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・ 町村議会議長・副議長全国研修会の報告・ 平成26年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成26年度三川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告・ みかわ振興公社第17期決算状況並びに第18期事業計画の報告 |
| 日程第 4 | 議第32号 平成26年度三川町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認について |
| 日程第 5 | 議第33号 平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について |
| 日程第 6 | 議第34号 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について |
| 日程第 7 | 議第35号 平成27年度三川町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第 8 | 議第36号 平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 | 請願第3号 「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の提出に関する請願 |

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） ただいまから平成27年第3回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（成田光雄議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 小林茂吉議員、
8番 梅津 博議員、以上2名を指名します。

○議長（成田光雄議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 過般、議長の要請により、去る5月29日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、平成26年度一般会計並びに特別会計補正予算の専決処分の承認2件、条例設定の専決処分の承認1件、平成27年度一般会計並びに特別会計補正予算2件、条例改正4件、事件案件1件、以上10件があり、この他に諸般報告3件、請願1件、一般質問7名であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日3日から8日までの6日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後、平成26年度一般会計並びに特別会計補正予算の専決処分の承認2件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、条例設定の専決処分の承認1件が上程され、質疑、討論、採決を行います。次に、平成27年度一般会計並びに特別会計補正予算2件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。その後、請願1件が上程され、紹介議員の請願の趣旨説明の後、所管の委員会に付託となり、本会議は散会となります。

第2日目の4日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は7名の議員から通告があり、この日は通告順に2名の議員が行います。これで散会となりますが、その後、請願審査委員会が開催されます。

第3日目の5日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。この日は通告順に5名の議員が一般質問を行い、その後、追加議事日程として請願審査委員会報告1件が予定されており、これで散会となります。

第4日目の6日、第5日目の7日は、本会議は休会であります。

第6日目の最終日8日は、午前9時30分に本会議を開き、条例改正4件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。その後、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となります。なお、請願採択の場合は、追加議事日程として意見書提出1件が予定されております。これで付議事件は、全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局から

は明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（成田光雄議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月8日までの6日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月8日までの6日間に決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第3「諸般報告」を行います。

はじめに、議員派遣の報告であります。これは3月議会定例会において議員派遣を決定したものであり、派遣議員からの報告を求めます。9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員）

町村議会議長・副議長全国研修会の研修報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性の高まりが求められている現在、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は格段に重くなっている。そのような中、町村議会においては、これまで住民に開かれた議会を目指す取り組みを実施するなど、分権時代に対応した活性化方策を積極的に展開してきている。

こうした状況を受け、町村議会が果たす役割の重要性を再確認し、一層の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 平成27年5月26日（火）～5月27日（水）

3. 参加者 成田光雄 議長 佐藤栄市 副議長

4. 研修地 東京都 中野サンプラザホール

5. 研修内容
- ① 基調講演 「地方自治の母国に負けない我が国の町村議会」
ーふるさと創生から地方創生へー
 - ② シンポジウム 「これからの町村議会を考える」
 - ③ 講演 「日本の健康の鍵は“農山・漁村”が握る」
 - ④ 講演 「地方創生と政治・経済の展望」

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成27年6月3日

三川町議会

副議長 佐藤栄市 ㊟

○議長（成田光雄議員） 次に、町当局より「平成26年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成26年度三川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書」、「みかわ振興公社第17期決算状況並びに第18期事業計画」について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 平成26年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書、及び三川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

今回の繰越計算書は、地方自治法施行令第146条の規定によりご報告をいたすものであり、平成27年3月開催の第2回議会定例会において議決をいただきました一般会計及び下水道事業特別会計の繰越明許費事業予算に係るものであります。

平成27年度に繰り越ししました事業は、一般会計については、総合戦略の策定、地域情報の発信、及び空き家の利活用に取り組む「地域創生まちづくり推進事業」、出産祝金を支給する「子育て支援事業」、保育料を助成する「あんしん子育て応援事業」、農業所得等の向上を目指す「経営体育成支援事業」、プレミアム商品券の発行に係る「小売店業者振興支援事業」、宅配サービスに係る「産業連携推進プロジェクト事業」、旅行券の発行に係る「いろり火の里推進事業」、及び転入移住者を支援する「移住定住促進事業」であります。また、下水道事業特別会計については、袖東地域の排水路工事に係る「下水道事業」であります。詳細については、それぞれお手元の計算書のとおりでございます。

次に、株式会社「みかわ振興公社」第17期決算状況並びに第18期事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

「いろり火の里施設」につきましては、本町の中核的施設として町内外の多くの皆様よりご利用とご愛顧をいただき、まずもって感謝を申し上げる次第であります。

第17期にあたります平成26年の決算状況についてであります。厳しい経営環境にある中で、経営の維持と安定確保を図るべく、町と指定管理者である「みかわ振興公社」が緊密に連携しながら、施設設備の改善や経費節減などに努めてきたところであります。当期におきましては、山形デスティネーションキャンペーン等により、多くの観光客が庄内地方にも訪れたことから、田田の入浴者や宿泊者に係る売り上げは増加いたしましたものの、4月に消費税が8%に増税されたことに加え、電気料金や食料品をはじめとする諸物価の上昇などにより、販売費及び一般管理費については、前年度より多くの経費を要したところであります。

特に、宿泊施設及びなの花ホールの飲食部門の売上げが大きく減少したところであります。営業費用の抑制を図ったことなどにより、施設全体の売上高は、第16期である平成2

5年には届かなかったものの、3期連続の黒字を確保できたところであります。

具体的には、第17期営業報告書1ページ「部門別の売上高推移」に示しておりますが、施設全体の決算といたしましては2億6,132万3,087円で、前期と比較し415万円余り1.6%の減少となった一方で、9ページにありますように、「販売費及び一般管理費」につきましては1億6,839万5,548円で、前期と比較し196万円余増の1.2%の増加となったところであります。

しかしながら、最終的な決算といたしましては、入湯税の引き下げ等の結果から、当期の純利益は8ページの「損益計算書」下段のとおり122万8,008円の黒字となり、繰越利益剰余金期末残高につきましては、10ページに記載のとおり、781万7,066円となったところであります。

続きまして、第18期・平成27年の営業方針でございますが、前期の営業結果を十分検討し、維持管理コストの低減を図るとともに利用者ニーズを的確に捉え、営業活動の強化やさらなる接客サービスの向上に努めてまいります。また、この1月から宿泊部門和食処「なな味」と温泉部門食事処「いろり火」の飲食部門につきましては、株式会社ボヌールから当社が引き継ぎ、直接営業となったことから、自社営業の範囲に飲食部分が加わったことにより営業領域幅が拡大し、営業力を最大限発揮できる大きなチャンスを得ることとなったところであります。

さらには、第18期の期間中におきましては、国や県による経済対策である「地域消費喚起・生活支援型交付金」による「プレミアム付商品券」については、出羽商工会三川支所において既に販売されたところでありますし、これから「プレミアム付宿泊券」の販売も予定されていることから、当社といたしましては、この支援事業を好機といたしまして、前期以上に活性化できるよう積極的な販売活動を展開してまいります。

また、本年4月より和食処「鼓や」の営業撤退により、現在、空き店舗となっておりますが、出店者の募集を行っているところであり、早期の営業再開に向け努力してまいります。

さらに、新聞報道等でご承知のとおり、なの花ホールで飲食を提供しております「ル・ポットフー」において、先月下旬にノロウィルスの感染による食中毒が発生したところであります。このような事態が発生いたしましたことに対し、深くお詫びを申し上げるとともに再発防止に向け、二度とこのようなことのないように、公社職員並びに委託事業者等への指導を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

今後とも厳しい経営環境は続くものと予想されますが、いろり火の里施設のさらなる賑わいと、町民及び利用者から高い評価を得られる運営を目指し英知を結集してまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第4及び日程第5、以上2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4及び日程第5、以上2

件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第4、議第32号「平成26年度三川町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について」、日程第5、議第33号「平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について」、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第32号「平成26年度三川町一般会計補正予算（第8号）」並びに、議第33号「平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」の専決処分の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも年度末のため、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定により、この3月31日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

はじめに、議第32号「平成26年度三川町一般会計補正予算（第8号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,814万3,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を3億9,193万8,000円といたしましたものであります。

まず、歳出について申し上げますと、2款総務費については、今後の財政運営全般を考慮いたしまして、財政調整基金積立金の追加補正を行ったものであり、8款土木費については、平成26年度社会資本整備総合交付金に係る町道整備事業の事業費の変更に伴う財源更正であります。

12款公債費につきましては、後年度負担を軽減するため、繰上償還分として長期債元金償還金の追加補正を行ったものであります。

次に、歳入につきましては、譲与税、交付金、交付税、国庫支出金等の確定や事業費の財源調整等によりまして、2款地方譲与税、3款利子割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、9款地方交付税、13款国庫支出金、19款諸収入、20款町債について、所要額を計上致したものであります。

また、第2表 地方債補正につきましては、歳入歳出の決算見込みにおいて、起債額等についても精査し、既定の限度額6,910万円を3,460万円に減額補正いたしましたものであります。

次に、議第33号「平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」であります、規定の歳入歳出の予算総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額いたしまして、補正後の予算総額を3億9,689万9,000円といたしましたものであります。

まず、歳出について、袖東ポンプ場に係る工事請負費を減額し、歳入において、その財源である町債を減額したものであります。

また、第2表 地方債補正につきましては、歳入歳出補正予算と同様に、袖東ポンプ場に係る工事請負費の減額によるものであり、既定の限度額1億970万円を1億910万円に減額補正いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員） 私から2点お聞きします。

まずはじめに、26年度の一般会計の補正予算の歳入で、9款地方交付税9,421万4,000円増えていますけれども、これはその前の方の譲与税とか交付金、この辺が減った分をいろいろ計算して最終的に国から来るといのは、こういうふうに穴埋めみたいな格好で増えてきているのか、それとも何かもっと増える要因があったのかどうか教えてください。

それからもう一つ、19款諸収入で、宝くじ収益金市町村交付金でありますけれども、当初の予算だと386万というふうになっていましたけれども、92万2,000円、これは増えたのかどうか、この中身を教えてください。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 2点のご質問にお答えいたします。

1点目の特別地方交付税と上にあります譲与税等の予算の精査のかかわりに関するご質問でございますが、結論から申し上げますと、特別交付税の増による影響による譲与税等の精査ではございません。それぞれの項目におきます過不足を調整したものでございます。

まず、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、これにつきましては、平成25年度の決算見込み額をベースに、地方財政計画に基づいて計上したところでございますが、平成26年4月からの消費税引き上げによる駆け込み需要の反動や買い控え等の影響による減額というふうに推察しているところでございます。

2点目の宝くじについてでございますが、予算におきましては歳入歳出を必ず一致させておかなければならないということから、その調整を宝くじ交付金でさせていただいたところでございます。今回92万2,000円を計上させていただきましたが、決算額といたしましては730万ほどになっているところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） ただいま地方譲与税の件につきましていろいろ説明がございましたけれども、消費税の引き上げに伴う駆け込み需要が大きな要因だというふうにお話ございました。確かに、基本的にはそうだというふうに私も思っております。

ただ、譲与する基準におきまして、その地方自治体によりましては、いわゆる道路の幅員とか道路の延長とか、それからいろいろ昼間人口の多い自治体に対する基準の補正をかけているはずでございますけれども、そこら辺の影響については、本町はどういう影響を受けているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 譲与税の積算につきましては、地方財政計画を基本に算定したところでありまして、その結果についてまでは分析を行っていないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 同じ4ページの関係ですけれども、地方交付税、特別地方交付税の9,400万、様々の要因でこういったものが出てきたのかと思いますが、こういった地方特別交付税、当初予定していなかったもののように私は受け止めますけれども、こういったものがどのような時期に内示になるのか、その辺、分かれば教えていただきたい。それで、今回

の特別地方交付税、どのような名目あるいは項目で交付になったのか、その辺も教えていただきたいと思います。

それから次の6ページになりますけれども、そういったものを受けながら、今回歳出の方は財政調整基金の積み立て、それから長期債の元金の繰上償還ということで、積み立てをしながら債務の軽減を図るという方向のようでございます。これ自体は手法としては良かったのではないかと思いますけれども、3月定例会後の動きということで、今現在の財政調整基金の金額、残高といいますか、それを含めた基金の残高がどれぐらいになっているのか、それから、同じように、長期債の今回の2,100万の繰り上げによって長期債の未償還の元金がいくらになっているのか、その金額を教えていただきたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 1点目の特別交付税の関係でございますが、額の内示につきましては年2回でございます。1回目が12月頃でございますが、これにつきましては2,000万から3,000万程度の額の提示しかない状況でございますが、残りはすべて3月に入ってからの内示、交付ということになっております。

また、特別交付税の内容については特にお知らせはないところでございます。

次に、基金関係と起債の残高でございますが、まず、この専決後の財政調整基金の積立金の年度末残高は6億3,550万円となっておりますが、これを含みまして、26年度末のすべての基金の合計額は9億700万ほどとなっております。さらに、26年度末の起債残高でございますが、約48億5,500万円となっております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 特別交付金に、地方交付税について、内容については明示されないといったことが慣例のようでございますが、今日の新聞等によれば、国の税収が予想よりも上向いたというようなことも含めてこのような措置になっているのかと思っております。

それで、財政調整基金、それから繰上償還のこの金額の決定に至る判断といいますか、そういったものがどのようになされているのかということをお聞きしたいと思います。4,800万の金額の半分程度をそれぞれに振り分けたというような受け止め方もできますけれども、今年の27年度の事業執行の予定の中で、財政調整基金から当初予算で6,500万ほどの繰り入れをしていくといったことがありますので、そういったことからすれば、例えばより多くの財政調整基金の積み増しというものも考えられるわけでありまして、あるいは一方、将来負担比率の高い三川町においては、繰上償還をもっとやっていくというような考え方もいろいろやり方としてはあるわけでございますが、今回こういった金額の振り分けというものをどのような判断のもとに行おうとしているのか、専決処分ですので、行ったのか、そういうことをお伺いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 今回の基金の積み立てと、それから繰上償還の額のバランスといいますか、そういった関連のご質問でございますが、まず、一般会計の決算を見込む中で、ある一定の財源が確保できる見込みが立ったことから、その活用方策ということで、償還、

基金の積み立て、この2本立てで対応しようという考え方を出したところでございまして、その後、適当な町債、ある程度利率が高くというものを探しまして、今回は事業報告書に載っております484番の臨時地方道整備事業、これが適当であろうということで選択したところでございまして、これが約2,100万円でございました。このことを受けまして、残り大体2,700万、おおよそ半々ぐらいの対応になるということで、ある意味適切なのではないかとということから、このようなおのおの額になったところでございます。

繰り返しになりますが、まずは償還できるものを最初に選択したところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 今の説明でおおむね分かりましたけれども、今説明があった臨時地方道関係の債務ですか、この利率に関して教えていただければと思います。この債務の部分が今のところ一番高いのかどうか、その辺も含めまして教えていただきたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） まず利率から申し上げますが、1.2%でございます。町債については、臨財債とかいろいろあるわけでございますが、その中で、償還をした際効果の高く出るものを選択するというので、以前からそういう対応をしてきたところでございまして、今回の臨時地方道整備事業、これにつきまして、これを繰上償還した場合、他に比べて一定の効果が上がるだろう、そういう判断のもとの選択でございます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから採決します。平成26年度一般会計並びに特別会計補正予算の専決処分の承認2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

最初に、議第32号「平成26年度三川町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第32号「平成26年度三川町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、議第33号「平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第33号「平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決さ

れました。

○議長（成田光雄議員） 日程第6、議第34号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第34号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」及び「同法施行令の一部を改正する政令」等が本年3月31日に公布されたことに伴い、本町、税条例の改正が必要となつたところではありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定により、この3月31日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、三川町税条例において、ふるさと納税の申告手続きの簡素化を図る規定の創設、土地に係る固定資産税の負担調整措置の3年間の延長、軽四輪等における燃費性能に応じたグリーン化特例の創設、及び旧3級品の製造たばこに係る特例税率の廃止、並びに平成26年改正条例における二輪車に係る税率引き上げ時期の延期等であります。

なお、細部につきましては、所管課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 所管の課長より説明を求めます。

五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） それでは私から、本日配布させていただきました「税条例の改正概要」及び新旧対照表をもとにいたしまして説明させていただきます。

なお、「改正概要」につきましては、個人町民税、法人町民税といった項目ごとに整理させていただきましたので、新旧対照表のように条番号順になっておりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

また、「改正概要」の改正条文の表記といたしまして、「第1条の第〇条」もしくは「第2条の第〇条」とありますが、このたびの改正は、第1条におきまして、三川町税条例の一部改正、第2条におきまして、三川町税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）の一部改正となっておりますことから、そのような表記とさせていただきます。

また、このたびの改正につきましては、多岐にわたる改正内容となっておりますので、今回特に説明を要すると思われる項目を抜粋して説明させていただきますことをご了承賜りたいと思います。

それでは、「税条例の改正概要」の項目順に従いまして説明いたします。

まず、個人町民税についてであります。①の内容につきましては、所得税法におきまして、国境を越えた人の動きに係る租税回避を防止する観点から、出国時における株式等に係る譲渡所得課税が創設されたところですが、個人住民税については、所得税と同様の措置を講ずることは困難とする考えから、所得税法の規定による計算によらないとする地方税法の

改正に伴う改正となっております。

次に、②の内容につきましては、「概要」を1枚めくっていただきますと資料がありますけれども、現行では、平成29年末までが対象期間とされております個人住民税の住宅ローン制度について、消費税率10%への引き上げ時期が変更されたことに伴い、所得税と同様に延長する地方税法の改正に伴う改正であります。

次に、④につきましては、ふるさと納税の申告手続きの簡素化を図る「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設であります。資料2ページの右下になりますが、確定申告を行わない給与所得者等にあつては、住所地の市町村に対するふるさと納税の控除申請をふるさと納税先団体が本人に代わって行うことを要請できるとし、また、ふるさと納税先団体は、必要な事項を寄附者の住所地の市町村に送付することで住民税の寄附金控除が受けられる内容となっております。

続きまして、法人町民税になります。

③の改正につきましては、法人町民税均等割の税率適用区分の基準であります「資本金等の額」につきましては、法人の都道府県民税であります法人事業税資本割と併せた形としまして、「資本金に資本準備金を加えた額」を下回る場合には、「資本金と資本準備金の合算額」とする内容の改正となっております。

次に、固定資産税についてであります。まず、④につきましては、平成27年度の固定資産税の評価替えに伴い、地価の下落状況を評価額に反映することができる経過措置、負担調整措置を3年間延長する内容の改正になっております。

③につきましては、地方税法で定める固定資産税の課税標準等の軽減の程度を地方団体が条例で決定できる「わがまち条例」に、管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置及び新設のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置が新たに導入されたことにより改正となっております。なお、軽減水準につきましては、国の基準を適用しております。

次に、軽自動車税になりますが、①につきましては、資料3ページにありますグリーン化特例（軽課）の特例措置になります。平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規に登録した三輪以上の軽自動車について、平成28年度に限り、その性能に応じたグリーン化特例（軽課）の特例措置であります。資料にありますように、該当車について、それぞれ軽自動車税が軽減されるものとなっております。具体的には、新旧対照表12ページから13ページの第13条になりますので、併せてご覧願います。

軽自動車及び軽貨物車になりますが、電気自動車等にありましては税率をおおむね75%軽減するものです。条文の第13条の第1項がこの規定になります。次に、平成32年度燃費基準+20%達成の軽乗用車及び平成27年度燃費基準+35%達成の軽貨物車については、税率をおおむね50%軽減するものです。条文につきましては第2項になります。次に、32年度燃費基準達成車の軽乗用及び平成27年度燃費基準+15%達成の軽自動車につきましては、税率をおおむね25%軽減するものです。条文といたしましては第3項となっております。なお、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入が予定されてお

ますが、その際に自動車税のグリーン化特例（軽課）と併せて見直すこととされております。

②につきましては、平成27年度以後の年度分について適用することとされておりました原付自転車及び二輪車に係る税率について、その引き上げ時期を1年延長し、平成28年度分以後の年度分について適用することを内容とする改正です。

最後に、たばこ税になりますが、地方税法におきまして旧3級品の製造たばこに係る特例税率が廃止されたことから、同様に廃止したものであります。

なお、この廃止に伴う激変緩和等の観点から、資料4にありますように、附則におきまして、平成28年4月1日から段階的に税率が引き上げられる内容となっております。

以上でございます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

質問はありませんか。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから、議第34号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第34号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第7及び日程第8、以上2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第7及び日程第8、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第7、議第35号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第1号）」、日程第8、議第36号「平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第35号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第1号）」並びに、議第36号「平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項

で補正を要する費目について、補正をいたすものであります。

はじめに、議第35号「平成27年度三川町一般会計補正予算(第1号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,155万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を42億455万2,000円といたすものであります。

まず、歳出について、その主なものを申し上げますと、2款総務費につきましては、公共施設等管理台帳整備業務委託料、及び社会保障・税番号制度例規整備業務委託料、個人情報保護制度再構築等支援業務委託料、並びに臨時職員雇上賃金、寄付者謝礼等ふるさと応援寄附金に係る諸経費の追加補正であります。

4款衛生費につきましては、健康マイレージ事業に係る消耗品費及び印刷製本費、6款農林水産業費については、農業集落排水事業特別会計繰出金、8款土木費については、住宅リフォーム支援事業補助金の追加補正であります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、14款県支出金、16款寄附金、及び18款繰越金にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

次に、議第36号「平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1款総務費につきましては、新たに農業集落排水に接続する世帯の管路布設等に係る工事費を追加補正するものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、1款加入金、3款繰入金にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ106万円を追加し、補正後の予算総額を1億5,186万円といたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(成田光雄議員) 暫時休憩します。(午前10時25分)

○議長(成田光雄議員) 再開します。(午前10時45分)

○議長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

5番 田中 晃議員。

○5番(田中 晃議員) 私の方からは、住まいづくり支援事業の70万の内容と、山形県健康マイレージ事業費補助金の内容についてお伺いします。

○議長(成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。

○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) 住宅リフォーム支援事業の補助金70万の追加の分についてご説明いたします。

住宅リフォーム支援事業につきましては、県の補助金を活用しまして町で行っている事業でございます。これまで一般分としまして、リフォーム等の工事に対しまして、工事費の10%、最大20万円を補助してきたものでございます。これが県産材を一定量使いますと上限が30万円になる、これが一般分ということでこれまでやってきたものでございます。

今回の70万の追加につきましては、今年度新たに出てきたメニューでございますけれども、人口減少対策分ということで、三世帯世帯のリフォーム、それから移住世帯のリフォー

ム、新婚世帯のリフォーム、子育て世帯のリフォームということで、こういったものにかかわるリフォームにつきましては、工事費の20%、最大で30万円を補助すると。さらに、同様に県産材を一定量以上使用すると、上限額が40万円に拡大する、そういう事業でございます。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） いわゆる健康マイレージ事業についてのご質問でしたが、この事業内容につきましては、昨年度来、山形県健康福祉部で事業展開を行うとしておりました「健康長寿日本一実現プロジェクト事業」の一項目として、今年度27年度にその事業内容が明らかになったというものでございます。

その事業目的といたしましては、文字どおり、健康寿命の延伸を図るために、健康診査の受診率の向上、また健康づくりのための運動、各種の展開について支援を図るというものでございまして、具体的な方法といたしましては、各市町村の取り組み、判断に任せるといった概要になっております。

本町といたしましても、この事業に対しまして展開の申し入れを行ったところであります。今後、具体的な項目については選択するという計画でありますが、まずは各種の健診受診を行った方々に対して一定のポイントを付与していくという考え方にございます。そして、一定のポイント数がたまった段階で、山形県の方から配布になってきます応援カードというものを交付いたしますと、その応援カードを提示することによりまして、県のこの事業に協賛されております商店、各店舗から、それぞれの協力店からの特典を受けることができるという制度の概要になっております。

歳入歳出とも、県の補助金が20万を上限ということでございましたので、その上限を活用させていただいた内容で、住民各位への周知向けののぼり旗、並びにポスター、チラシの作成、またポイントカードの作成といった内容で歳出予算をお願いしている状況でございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 私の方から2点伺いたいと思います。

まず、一般会計予算の2款総務費、5の財産管理費の公共施設等管理台帳整備業務委託というのが、これは当初予算はありませんでしたけれども、どういう内容なのか教えてください。

それからもう一つ、次の企画費で、社会保障・税番号制度例規整備業務委託と個人情報保護制度再構築支援事業業務委託、これも当初ありませんでした。この辺の中身と、その財源として一般財源というふうにありますけれども、この社会保障・税番号の方はマイナンバーが絡んでくるのかと思いますが、これは国で決めた制度で、町もそれでやるということでもありますので、もしこれがマイナンバーの関係であるとすれば、国からの補助というのはないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 公共施設等管理台帳整備業務委託に関するご質問でございます

が、これにつきましては、総務省が示します地方公会計制度の新基準への移行、それから公共施設等総合管理計画の策定に必要な公共施設の固定資産台帳等の整備について、必要な支援業務等を委託するものでございます。

当初予算になかったということですが、この台帳整備につきましては、総務省で平成27年、本年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルを取りまとめまして、当該マニュアルにおいて、統一的な基準による財務書類の作成手順、それから資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、さらに財務書類の活用方法等を示したところでございまして、これを受けて、本町では取り組み方法等について確実かつできるだけ効率的に進めるということで、現在の会計処理の環境と関係情報との関連等についても確認する必要がある、また、経費の精査等にも時間を要した関係で、この6月議会への上程としたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） ただいまご質問がありました、マイナンバーの関係の部分でございますけれども、一つは、マイナンバーの制度導入に伴う例規整備ということで、こちらの方については、例規の影響がどの部分まであるかのその調査の内容、それから例規の部分でどういった例規の整備が必要か、そういったヒアリングのシート、例規の原案の作成の支援ということで、こちらの部分の委託料について、195万の部分でございます。

それから、マイナンバー制度に伴う個人情報保護制度の再構築の支援ということで、個人情報の事務を取り扱う際の、現在も個人情報の整備の台帳、こちらの状況の把握調査、それから個人情報取扱事務の洗い出しの様式等の検討、職員向けの説明会等の資料の作成、それから職員向けの説明会の実施、研修等、いろいろな部分がございます、さらには、それと町民向けの広報資料等の作成ということで、310万を見込んでいます。合計505万ということになっています。

この部分についての財源、現時点においては一般財源ということで見ているところですし、この部分について、今後国の方から支援的なものについて、まだ現在その部分については財源的なものを打ち出されるということではまだ聞いていないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 財源の方はまだ国から示されていないということですが、もらえる可能性みたいなものはあるのでしょうか。

それと、マイナンバーは、導入するというので、10月から交付になってということで去年のうちに分かっていたはずなのに、これも3月の当初予算に組み入れなかった理由というのは何かあるのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） マイナンバーの関係でございますけれども、この部分についても、つい先日マイナンバーの詳しい説明がございました。資料の方も、社会保障・税番号制度の国の方のパンフレットも含めて、細部示されたところでございます。

3月当初について、この部分、細部の委託の内容、制度の設計の部分まで、当初予算に積算等そういった部分まで3月定例会まで間に合わなかったということで、このたび整備する

内容等、そういった部分がある程度固まりましたので、今回提案させていただいたところでございます。

国からの交付の部分ですけれども、現在、まだこちらの方に国から財源的なもので支援するという部分で情報はまだ入っていないところですし、今後そういった部分についても、情報をとりながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今、27年の補正ですけれども、先程承認した26年度の補正で、歳入の方で、歳入の調整で宝くじを92万2,000円やって、結果的には26年度700万の見込みということでありました。

今回もこの宝くじ、確か2回分、各市町村に入ってくると私は思っておりました。今回、予算的には219万8,000円しか見ておりません。それ、先程の26年度のように700万も入るということになれば、いくら調整でも多く見るべきではなかったかと思えますし、この2回が1回になったということなのか、伺いたいと思います。

そして5ページのリフォーム支援の方であります。先程同僚議員から質問がありましたけれども、これは当初400万でスタートいたしました。そしてこれが新規事業の分が70万加わったという解釈でよろしいのか。そして今回、これが今定例会で可決になれば、この新規の部分の内容を、いつから始まって告知の方法はどうするのか。そして400万で4月から始まったこのリフォーム、今現在、何件支援しているのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 宝くじに関する費用につきましては、今回の補正には上程しておりません。ただ歳入につきましては、どの費目についてもそうでございますが、ある程度固めに見ているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 住宅リフォームの関係でございますけれども、県から補助金としていただく分につきましては、歳入にございますとおり、リフォーム総合支援事業ということで、当初予算の400万、これは一般分という捉え方をしていますけれども、県から今回人口減少対策分ということで70万ですが、470万、これは全体を合わせて4月1日から人口減少対策分ということで活用してもいいと。ですから、全体としてこの事業に70万が追加されてきたということで、この事業の周知につきましては、4月15日号の広報でお知らせしておりますし、それから町のインターネットホームページで紹介をしております。

一般分につきましては、4月1日から5月末日まで、8件の申し込みでございます。それから人口減少対策分としましては、子育て支援のリフォームということで1件申し込みがございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回の補正の収入の雑入の部分では宝くじは載っておりませんが、先程26年度で歳入の調整という言葉を経営課長が答えて、700万も結果的には入るであろうものが92万というような調整をしていたということなものですから聞いたわけで

して、そして、こんなに少ないということは、先程言った当初予算が219万8,000円ですので、前、1回分の宝くじの助成が来なかったのが2回分に増えたわけです。それが少ないからまた2回が1回に減ったのではないか、そういう趣旨の質問をしているわけです。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 先程も申し上げましたとおり、今回上程していない案件ですので、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

今回、6月補正におきます歳入歳出の予算額の調整につきましては、繰越金においてさせていただいているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） まず、3ページの歳入の関係で、ふるさと応援寄附金が今回1億2,000万ほど増額補正になっております。当初予算は5,000万ですので、それから比べれば非常に大きな金額でございます。今回、この1億2,000万計上の際の判断材料について説明願いたいと思います。

それから、先程同僚議員からありましたけれども、次の4ページ、財産管理費と企画費の関係でございます。ふるさと応援寄附金の1億2,000万という歳入を活用しながら、ふるさと基金の4,000万を含めて、この財産管理費、企画費の一般財源に関しては、ふるさと応援寄附金の歳入を見込んでやっているのかと思います。

それで、その公共施設等の管理台帳整備、先程説明がありましたけれども、将来総務省からの移行で、公会計といいますか、そういった公共施設の固定資産台帳の整備、こういうものが究極的に何を目的になされるのか、その前段階での、前の段階といいますか、第1段階での今回の固定資産管理台帳整備というふうに説明を受けたわけですが、究極的に何を目的に台帳整理、あるいは公の会計に関して変わっていくのか、その辺を伺いたいと思います。

それから、税番号制度の関係、それから情報保護制度、これらに関して、国からの支援に関してありましたけれども、答弁では、国からのそういった意向はまだない、今後情報を集めながらやりたいということがありました。

私はむしろ町の方からこういった国の支援を積極的に求めるべきではないかと思います。特にマイナンバー制度に関していえば、昨日、おととい辺りからマスコミ等で騒いでおります個人情報犯罪といいますか、そういったものに巻き込まれやすい部分がありながら国の移行での導入ということですので、そういうことからすれば、国の制度というものであると思いますので、当然国からは何らかの支援があつてしかるべきと私は思いますので、当局側から積極的に支援を求めるべきと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 最初に、ふるさと応援寄附金のこのたび歳入の方で1億2,000万、歳出の方でそれぞれ見たところでございます。

この判断材料でございますけれども、4月から5月の末まで、約2ヵ月ほどでございますが、この期間においてすでにふるさと応援寄附金の部分、4月だけで2,350人近くの方が

ら寄附の申し込みがありまして、2,300 万を超える金額の申し込みがあったところでございます。この6月1日現在で押さえている数字でも、これはあくまでも申し込みベースということでまだ入金が確定したものではありませんけれども、5,000 万近くの申し込みが来ているところでございます。

先日のテレビ放映等、朝の情報番組等、そういった部分もありますけれども、それ以外でも月に2,000 万超えの部分があるということで、今後の5月から10月の見込みは一月2,000 万ペースでいくであろうと。さらには、特に歳末の時期の12月の近くになりますと、例年、例年といいますか、昨年度も倍ぐらいの伸びを示しているということで、年間の部分で2億からの応援寄附金はほぼ間違いないという見込みのもと、このたび返礼の品物の部分もございますので、1億2,000 万の歳入を今後の見込みとして立てながら今回見込んだところでございます。

今後の部分、ふるさと応援寄附金のいろいろなテレビでの取り上げ等、そういった部分がありますと大きく動いたりいたしますので、この部分については今後また大きく伸びてくるのではないかと判断しているところでございます。

それからもう1点、マイナンバー等情報関係の国からの移行での制度の改正ということで、今後、町内でもその連携をとりながら進めていくわけですが、そういった制度的なものについて、国の方にその部分について求めていくべきではないかということですが、その部分についてはご意見として賜りたいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 今回の公共施設等総合管理計画の目的というご質問でございますが、現代においては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策というのが非常に大切な状況になっているところでございます。

このような中、公共施設等の全体の状況を把握することによりまして、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化、それから公共施設等の最適な配置の実現を目指すというものがまずは大きな目的となっているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいま公共施設の関係で説明がありましたけれども、国の方針といいますか指針ということだと思いますが、公共施設といったときに、我々も、我々といいますか、三川町、本町でも、中期財政計画の中で公共施設等建物関係の耐震化・長寿命化の計画はもうすでにできているわけでございまして、これらを着々と進めているわけでございます。

先日の議会と所管との研修の中でもいろいろ出たわけでございますけれども、公共施設といった場合に、建物だけではなくて、町の資産としては、道路関係、橋梁の関係、拡大すれば下水道関係と、いろいろな公の町の財産というものがあるわけでございますが、こういったものも含めた総合的な管理というものが将来求められていくのではないかと思いますけれども、今回整備される台帳というものにはこれらが入らないのか、その辺、入らなくて落ち度がないのか、将来的に入れるべきではないのかといった点について、どういうふうなお考

えをお持ちか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 固定資産台帳の整備に対して対象とする施設ということでございますが、質問にありましたとおり、固定資産の対象としては、建物、道路、橋梁、それから社会資産ということで下水道等も含まれますし、さらに街路灯等、償却資産的なものも対象にはなってくるということでございますが、具体的にどこまで対象に含めるかということについては、この業務委託を進める中で検討していきたいというところでございます。

ただ、この公共施設等総合管理計画の策定の後には、例えば道路、河川、学校等、個別の施設計画の策定も次に控えております。こういったことも踏まえまして、今年度策定する台帳の整備、どこまで対象に含めるか、慎重に考えていきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 先程、8番梅津 博議員の質問に対して補足説明したいという旨、宮野企画調整課長よりあります。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 先程、今回の補正で、財源の部分で、その部分のみ話をさせていただきましたけれども、この社会保障・税番号制度の導入に係る補助金につきましては、当初予算の方ですでに1,500万からの部分、社会保障の部分で1,261万7,000円、個人番号の交付事業費の補助金ということで、これは交付する際の部分ということで、国の方からこの補助金ということで当初予算の方で見ているところでございます。社会保障・税番号の関係で、1,200万からの国からの交付金等が見込まれているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 今、質問が出ております、まず第1点の財産管理、いわゆる台帳整備につきまして、これにつきましては、すでに26年の4月に総務省が各地方公共団体への策定要請をなされておまして、全国的にはまだ走ったばかりということで、おそらく27年度、28年度の特別交付税措置のある期間中にほぼ全公共団体が策定するという予想が立てられております。

私もこの総合管理計画につきましては、将来の今後の新しい地方公会計の制度に移行するためには、どうしても固定資産台帳の整備は不可欠であるということは一般質問の中でも申し上げたことがございます。いよいよもって着手されていくということは大変私も結構だと思っておりますし、今質問が出ておりましたように、いわゆる一般財産といわれる土地建物、インフラ資産といわれる道路橋梁、それからいわゆる公営企業資産の下水道、それらも総合的に含まれていくだろうというふうなお考えであったようであります。

こうした整備をしない限りは、将来的に経営していく本町として、公共施設等のコスト、それから便益の最適化といったものを考えた場合には、どうしても整備の必要性は生まれてくるだろうと私も思っておりますし、着々と進めていただきたいと思います。

ただ、この台帳整備を委託する場合に、かなり専門的な知識を要するだろうと私は思っておりますが、この委託される業者に対する選定方法についてはどういう方式をとるのかを伺いたいと思います。

それから2点目の社会保障と個人情報保護制度、私はこれはミックスしているのかと思っ

ております。この税番号制度によりまして、いろいろと個人情報保護条例等々の整備も必要となってきますし、いろんな資料の整備も必要になります。当然ながら、本町の場合の例規の整備につきましては、ある業者がやっておられますので、この関連からいたしますと、それぞれの業務委託につきましては、同時的な、また性質、またその目的が同じだというふうに私は認識を持っていますが、その辺の契約の仕方についてもお知らせください。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 台帳整備の委託先というご質問でございますが、質問にありましたとおり、この業務につきましては、かなり高い専門性、知識が必要とされる業務ということで私どもも理解しております。また、一度作った台帳につきましては毎年更新していくというような業務もございます。そういった中で、ある一定のレベルにある業者の選定ということで指名審査会には申し入れし、そういった専門性の高い業者に発注していきたいというのが今考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） マイナンバー、それから個人情報の関係の業務の委託方法等でございますけれども、こちらの方につきましては、例規の整備、それからいろいろな台帳、マイナンバーにかかわる整備の部分で、専門的な例規等に精通しているという部分が当然求められますので、これまで法令等の改正とかいろいろな部分で、本町で支援、それから指名審査会、そういった部分で、これまでの実績のある、そういった実績とこれまでの指名の状況、そういった部分を踏まえて選ばれるというふうに思っているところでありますし、そういった専門性、高度な技術を持っている業者の部分から策定支援をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 公共施設等の台帳整備につきましては、今課長が申し上げておりますように、非常に専門的な知識を要するというものでありまして、これについては公募型のプロポーザル方式を採用すべきかと私は思います。その辺のお考えを伺いたいと思いますし、また、企画に関するいわゆる社会保障・税番号、これらにつきましては、性質上、また目的上、競争入札は適さないというふうに私は思いますが、あくまでも今システムを持っているある会社に対する随意契約、この方法が一番適しているのかと思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 台帳整備と委託業者の選定に関しまして、その手法につきましてはまだ考えていないところでございますが、プロポーザル方式ということで、ご意見として伺っておきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） マイナンバー関係、例規の整備を含めて、これまで本町で実績のある業者さんがおるわけですけれども、十分そういった部分を踏まえて、本町の例規等に精通して、マイナンバー、税条例等、こういった社会保障の税番号制度に万全な対応が

できる業者の選定ということでお願いしていきたいということで考えております。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） ただいまのマイナンバーの関係でありますけれども、国の方の保障はまだないということでありましたが、これは国の方の指示、予算がついてからの調査、業務委託では間に合わなかったのか。それから、他の市町村は、同じだと思えますけれども、やはり今の6月議会に同じような業務委託を出されているのか。それと、こういう業務委託、個人情報保護制度の再構築とか、この中身みたいなものは国の方から「これこれこういうのをやりなさい」というような指示はあったのか、教えてください。

○議 長（成田光雄議員） 先程補足がありました。

宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） それでは、社会保障・税番号制度のシステムに係る部分について、先程国の方の支援が現在ないというふうに町野議員にお答えいたしましたけれども、当初予算の方で社会保障・税番号制度の整備補助金ということで、1,200万からの部分の国からの補助金ということで見ているところでございます。今回は当初の部分で見越しているということでございます。

また、今回の補正の部分でございますけれども、当初予算で補助金の部分は国の方から最初にある程度示されたわけですが、どのレベルで整備していくか、このことについて、関係課の方との調整、それから整備の水準をどこまでするかということで、当初予算までその部分が精査できなかったということで、今回、500万を超える金額で例規の整備と個人情報保護制度のシステムの再構築支援ということで、隣接の市町村で時期的なもので、当初に計上したのか本町のように今回の6月に上げたのか情報はとっておりませんが、本町におきましては、当初予算までにそこまでに至らなかったということで今回提案させていただいたところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） せっかくの機会ですので、もう1点お願いします。健康マイレージ事業に関してですけれども、先程の説明で、この事業の利用で、ポイント制度がありまして、応援カードというものによって協力店から特典が得られる、非常に結構な事業のようではありますが、こういった協力店、全県的な動きの中で、手挙げ方式でやるのかと思えますが、どのような協力店があるのか、本町においては何店ぐらいあるのか。その辺、まだまだ制度的にこれからのようでもありますけれども、今の時点で整備されている部分、あるいはこれから整備する部分、その辺、分かる範囲でお願いします。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） この事業に関しましてのスタートがこの4月からということで、県当局の方も動き始めたという状況でございます。その中に、今ご質問にありましたこのマイレージ事業への協力店の募集を4月からスタートしているという状況でございます。また約2ヵ月ほどの経過の中、私どもといたしましても、こういった店舗がこの協力店として手を挙げていらっしゃるのか、県のホームページ等で確認はしておったところです。

が、まだそういった状況についてのデータアップがなされておらないところがございます。

最終的には、協力店の募集を6月いっぱい展開した上で、8月から先程紹介させていただきました健康づくり応援カードを県当局から各市町村に配布するというスキームになっておりますので、もうしばらくの間、その経緯を見守りたいという状況でございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私からは1点だけ。農業集落排水事業費46万円の内容と、その場所はどこかお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 5ページの農業集落排水事業への特別会計繰入金につきましては、特別会計の方の歳入、一般会計繰入金と対応するものでございます。

新規の下水道事業への加入ということで、当初2件予定しておりましたけれども、現時点におきまして、当初2件見込んでいたものがさらに2件増えまして、全体で4件になったということで、成田新田と猪子の方でございます。

内容としては、ご存知かと思いますが、町で負担すべき公共汚水ますの設置、それからマンホールへの下水管の取付管の設置、こういった工事でございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決します。平成27年度一般会計並びに特別会計補正予算2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

最初に、議第35号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第35号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第1号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第36号「平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第36号「平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、日程第9、請願第3号「「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の提出に関する請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。5番 田中 晃議員。

- 5 番（田中 晃議員） ただいま上程されております請願第3号「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の提出に関する請願について、提案理由を申し上げます。

5月15日、安倍内閣は、平和安全法制として11本の法律等を国会に提出しました。日本は戦後70年の間、日本国憲法第9条によって「集団的自衛権の行使は許されない」と当時の政府によって確認され、国際的にも認められてきました。しかし、2015年4月1日の閣議決定をもって、その解釈の変更を法律改正を行わず強行し、与党協議のみによって今回の法案作成を行ったことは、国民無視も甚だしいものと言わざるを得ません。

提出された法案は、請願書の指摘にもありますように、たくさんの疑問が提起されているとともに、直近の世論調査でも81%が「説明が不足している」と答え、防衛の任務を担うとされる自衛隊員の家族等からも不安の声が寄せられております。

こうした多くの国民の声に真剣に耳を傾け、疑問や問題点に丁寧に答えるとともに、国会においてはしっかりと時間をかけ、国民に選ばれた代表者であるすべての国会議員による国民に見える審議を行うべきであります。この願いを三川町議会として熟議の上、関係機関に意見書を提出していただきますよう要請いたします。

以上申し上げました件を踏まえ、議員諸兄のご理解の審査とご賛同をお願いし、請願の趣旨説明といたします。

- 議 長（成田光雄議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第3号について、会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に審査を付託いたします。

- 議 長（成田光雄議員） お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は明日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

- 議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会いたします。

（午前11時05分）

平成27年第3回三川町議会定例会会議録

1. 平成27年6月4日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

1番 成田元一議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	大川栄一会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長	五十嵐泉建設環境課長
本間明教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長 高橋朋子 書記 五十嵐章浩 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 2 日 6月4日(木) 午前9時30分開議

 日程第 1 一般質問 2名

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は7名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上2名の議員より一般質問を行い、残り5名の議員については第3日目に行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者一人につき1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意願います。

最初に、6番 町野昌弘議員、登壇願います。6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員）

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 防災の取り組みについて | 1. 近年、集中豪雨による土砂崩れや浸水被害と地震の前ぶれかもしれない火山の噴火など災害が全国で多発しています。
本町は、山が無いので土砂崩れの心配はிரらないものの、豪雨や津波による浸水被害は心配されますので、町の防災の取り組みについて伺います。 |
| 2. 小、中学校の道徳教育について | 1. 3月に小、中学校の学習指導要領の一部改正で、小学校は平成30年度、中学校では平成31年度から、道徳を「特別の教科」として充実・強化が図られる事に成りましたが、本町の対応について伺います。 |
| 3. 住宅開発について | 1. 人口減少の解決策の一つに住宅開発がありますが、人口推移を見ないで過度に住宅開発すると、空き家・空き部屋が増えたりする問題も出てくるので、町の考えを伺います。 |
| 4. 危険空き家について | 1. 本町では昨年9月に空き家等の適正管理に関する条例が施行されましたが、危険空き家の現状と町の考えを伺います。 |

平成27年第3回議会定例会におきまして、通告に従い質問いたします。

まずはじめに、防災の取り組みについて伺います。

近年、集中豪雨による土砂崩れや浸水被害と地震の前ぶれかもしれない火山の噴火など、災害が全国で多発しています。

本町は、山がないので土砂崩れの心配はிரらないものの、豪雨や津波による浸水被害は心

配されますので、町の防災の取り組みについて伺います。

二つ目に、小中学校の道徳教育について伺います。

本年3月に小中学校の学習指導要領の一部改正で、小学校は平成30年度、中学校では平成31年度から、道徳を「特別の教科」として充実・強化が図られることになりましたが、本町の対応について伺います。

三つ目に、住宅開発について伺います。

人口減少の解決策の一つに住宅開発がありますが、人口の推移を見ないで過度に住宅を開発すると、空き家・空き部屋が増えたりする問題も出てくるので、町の考えを伺います。

最後に、危険空き家について伺います。

本町では、昨年9月に空き家等の適正管理に関する条例が施行されましたが、現在の本町の危険空き家の現状と今後の方針を伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。なお、質問事項2につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

はじめに、豪雨や津波による浸水被害に対する町の取り組みに関するご質問ですが、本町における水害は、梅雨末期の大雨や集中豪雨、さらには秋雨前線の停滞に伴う長雨などによるものが多く発生しているところであります。

また、日本海沖地震に伴う津波の赤川遡上も心配されるところでありますが、その対応といたしましては、赤川をはじめ、大山川、藤島川への排水対策が主なものであり、それにより、家屋等への浸水被害を最大限防ぐというものであります。

このような状況にあることから、本町におきましては、長年にわたり水害対策としての施設整備を推進してきたところであります。

現在、国の事業としての赤川の河道掘削、及び農村地域防災減災事業としての藤島川への排水ポンプの設置に取り組んでいるところであり、さらに、袖東地区における内水排除を目的とした袖東ポンプ場については、5ヵ年事業により本年3月に完成したところであります。

災害発生時の対応といたしましては、地域防災計画にのっとり、各課等それぞれの任務を遂行しているところであり、さらに、国土交通省、消防三川分署や消防団、自主防災会等とも協力しながら防災活動を展開しているところであります。

また、災害情報の迅速かつ的確な収集と伝達を行うための防災行政無線、全国瞬時警報システム「J-A L E R T」、さらに、J-A L E R Tによる緊急速報メールの配信など、整備、充実に努めてきたところであります。

本町といたしましては、今後とも、消防・防災体制の強化と災害対策のさらなる充実に取り組むとともに、国・県管理の河川や堤防、道路、土地改良区管理の排水路等の一層の整備が図られるよう、関係機関とともに要請してまいりたいと考えております。

また、町民と町内会等との協働の役割を基本として、自主防災会をはじめとした地域防災力の強化についても、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、住宅開発についてのご質問ですが、本町では、土地開発公社の住宅団地の造

成とともに、民間開発による宅地分譲についても積極的に誘導してきたところであります。

このような中、土地開発公社が整備し、平成21年度より分譲を開始した神花ニュータウンについては昨年度早々に完売したところであり、また、横山城下地内の民間事業者による宅地造成の拡張工事も終了し、昨年度から分譲が開始されたところであります。

しかしながら、県内市町村の宅地開発等の現状を見ますと、住宅地の販売が伸び悩み、残地を抱えている土地開発公社も多いことから、住宅開発等については十分慎重な対応が必要であることは言うまでもないことであります。

一方、これまでの住宅開発等によりまして、本町におきましては人口減少に歯止めがかかってきたことも紛れもない事実であることから、多様な住宅需要に応え、流入人口の受け皿として必要となる住宅用地を確保し、快適で利便性の高い住環境の整備を図っていくことは極めて重要な施策であると判断しているところであります。

次に、危険空き家等の現状と町の対応に関するご質問であります。本町におきましては、ご承知のとおり、空き家等の適正な管理に関して、所有者等の責務を明確にするとともに、空き家等が管理不全な状態になることを防止し、安全・安心の確保と生活環境の保全を図ることを目的として「空き家等の適正管理に関する条例」を昨年9月に施行したところであります。

このことを踏まえ、町といたしましては、空き家等の実態調査を行い、13人の方が所有する住居等を危険空き家として指定し、条例に定める助言として電話等により適正管理のお願いをしたところであります。その後、所有者による解体、強風等による倒壊が数件ありましたが、いまだに改善されない危険空き家もあることから、今後、本町条例及び空家等対策の推進に関する特別措置法により、このほど施行されました「特定空家等に対する措置に関する規定」に則した指導、勧告等について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 青木教育委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

道徳教育についてのご質問であります。教育現場である学校にかかわるご質問でありますので、鈴木教育長より答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

道徳教育についてのご質問であります。本年3月に一部改正された学習指導要領につきましては、平成26年10月の中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を受けまして、教育課程における「道徳」を、「特別の教科である道徳」として位置付けることとしております。

授業の内容につきましては、いじめの問題への対応の充実や、児童生徒の発達の段階を踏まえた体系的な内容とし、その指導方法についても、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れることとしております。

なお、児童生徒の評価方法につきましては、学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続

的に把握することでその後の指導に活かすものであり、数値などによる評価を行わないことは従前どおりであるとされております。

これら学習指導要領の一部改正につきましては、ご質問にもありましており、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度からの対応となりますが、そもそも学習指導要領は大綱的な基準であることから、改正後の学習指導要領の意味や解釈などの詳細については、文部科学省において本年度内に有識者会議を設置して専門的に検討し、その検討を踏まえて、道徳に係る評価のあり方についての考え方や事例等を取りまとめ、通知や教師用指導資料等の形で学校に周知することとなっております。

こうしたことから、本町における道徳教育につきましては、文部科学省の検討結果も踏まえたうえで、適切な対応を図ってまいります。

以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） それでは、再質問させていただきます。

まずはじめに、防災の取り組みについてであります。

ただいま答弁いただきましたように、本町は火災とかそういうものよりは、豪雨による浸水被害というのが一番最初に考えられるのかと私も思っています。

それで、防災については2種類というか、二つの方向から考えていかなければいけないかというふうに思っていました。

まずはじめは防災、被害を起こさないようにする方策で、もう一つは、被害が浸水した場合にいかに安全に生命・財産を守るかということで、いかに逃げるか、その二つが大きな見方かというふうに思っています。

まずはじめの防災、被害を起こさない措置ということで、ただいま答弁がありましたように、県や国の方でいろいろ施策をしてくれまして、排水ポンプをいろいろ作ってくださっております。

それで、県が行っております窪地とか藤島川の状況で、排水ポンプの状況でありますけれども、今年度から施工するというお話を以前聞きましたが、今現在どのような進捗率か、今現在どのような進め方をしているのか教えてください。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 農村地域防災減災事業としての藤島川の排水ポンプの設置の状況につきましては、産業振興課長よりお答えさせていただきます。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 京田川の減災防災事業としての内容になりますが、計画の中では、二丁堀排水にゲートポンプ1基、それから二丁排水にゲートポンプ1基、計2基の設置を予定しております。

今現在の状況になりますが、二丁堀排水については29年度の稼働予定、それから二丁排水については30年度の稼働予定、以上のようになっています。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員） これはしゃくしゃくに進んでいると思います。今年度から工事に入るといふことで間違いはないのかと思っています。

町民の方ともいろいろところで私も話をする機会があります。6月頃になると防災の話がよく出ますけれども、「もうすぐできるぞ」という話はたびたびしているんですが、「いつできるのか」という質問をたまにされるものですから、明快な答えがなかなかそのとき、「今年から工事が始まるようだ」といふことは言っていますけれども、大変ありがとうございました。

それから、袖東のポンプは本年度できたといふことで、完成したといふことですが、これは今日現在でもすぐ稼働できるような状態かと思いますが、その辺を確認したいんですけども、どうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 先程町長の答弁にもありましたとおり、袖東のポンプ場につきましては本年3月に完成しまして、4月1日から稼働できる状態でございます。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員） 答弁ありがとうございます。

水が来ないような状況といふことで、インフラ整備はかなり進んでいるかといふふうに思いますけれども、もう一つの見方として、いざ水が入ってきた場合にいかに安全に逃げるかという計画の方でありますけれども、国の方は本年度、また新しい水防法等の一部を改正する法案というのが出たといふふうに聞いていますが、どの辺がどのように変わったのか教えてください。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ご質問にあります、国による水防法等の一部を改正する法律案が平成27年、本年2月20日に閣議決定されたところでございます。

この主な内容といたしましては、大きくは4点ございますが、本町に大きくかわるものとして、想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮への対策といふことで、ソフト対策といふものが含まれております。

これによりまして、山形県として関係してくるのは、河川の水位、いろいろ何種類かあるわけでございますが、水防団待機水位、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位とかいろいろこういった水位について、それぞれ県で定めているところでございますが、国の動き、見直しによりましてこういった水位の見直しが出てくるものと思います。この辺が本町には一番関係する変更点と思っているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員） 新たなそういうふうな水防の危険水位がいろいろ想定されてくるというお話でありましたけれども、今現在、三川町洪水ハザードマップというのがありますが、このハザードマップは変える必要はないのでしょうか。また、このハザードマップですけれども、私が見る限り、赤川がはん濫した場合、この辺が浸水しますよというような条件で作られたように思いますが、本町は三つの川に挟まれていますので、大山川、藤島川、その辺

がはん濫した場合のハザードマップみたいなものはないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） ご質問がありましたとおり、本町は三つの川があるということで、以前ハザードマップを作った経過がございますけれども、ただ、おっしゃるとおり、ポンプ場を新たに設置したり、それから河道掘削も進めておりますし、これから雨水の排水対策であるとかいろんなものが予定されております。そういった中で、必要があればハザードマップの内容を見直す、そういうふうになるかと思えます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 新たなそういうふうな関係で作り直すという考えがあるとすれば、今3Dプリンタということで、3次元で割と安価にいろいろなものができるような状態がありますので、私もこのハザードマップを見て、大体この辺が危ないんだろなというのは分かりますけれども、住民、町民もやはり視覚的に「この辺は危ないな」ということで、もし今後、全戸に配布というのは当然無理ですけれども、各公民館とかに3Dで立体的にこの辺が低いんだというのが分かるようなものを検討いただければと思っております。

それから、避難の関係でありますけれども、本町ハザードマップで3カ所、グループホーム等、なの花荘を入ると5カ所の避難所がありますけれども、その避難所、聞いたんですが、もし避難になったときに、鍵がかけてありますけれども、日中の災害であれば対応も早いんですが、近年いろんな災害を見ると夜中に起きている災害が結構あります。ということは、もし何かあったときに、夜避難所に行かなければいけないかというふうに思うんですけれども、鍵が施錠してありますが、この鍵、ある町内会に行ったら、「町内会長さんが持っているのか」と聞いたら、「いや、私は持っていない」というふうなことでありましたけれども、これは誰が持っていて、避難時、緊急のとき、すぐ開けられる状態にあるのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 避難所に関するご質問でございますが、まず、基本的には第一的な避難所は町内会公民館等が担うわけでございますが、その後、町が避難命令を出した場合は、これは対策本部の判断により避難勧告、避難命令といったものを出します。その避難先というのは、第一義的には各小学校の体育館ということで考えておりますし、その避難所の設置につきましては、対策本部の各組織が担当することになっておりますので、施錠、開錠、鍵を開けることも含め、避難所の設置は対策本部が行うものでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） よく分かりました。第一次的には公民館ということであれば納得できるかというふうに思います。

それでは、続きまして、小中学校の道徳について伺います。

平成30年ですから、もう3年後ですか、道徳教育、これはやはり川崎の事件をはじめ、子どもたちが人の気持ちを考えなくなっているというようなところから、その以前からそういう話はあったのでしょうかけれども、それがきっかけで、道徳、今までのようにただ読

んで聞かせる道徳ではなく、自分で考える道徳というか、生き方、他人の気持ちが分かる、そういう教育を目指しているのかと思いました。

それで、私も今も所属しておりますけれども、ライオンズクラブでライオンズクエストというふうな教育プログラムがありまして、その中で、他人の気持ちを考える、人とどういふふうにつき合うかというふうな教育プログラムが無償であるんですけれども、その辺も学校の教科書に準じないといけないかもしれませんが、教材としてその辺のいいプログラムもありますので、その辺の導入というのは考えているのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 今町野議員が言われましたとおり、これからは発達の段階に応じて、そして考える道徳、あるいは議論する道徳、そういうふうな方向性、道徳教育というのは単なる道徳の時間ではなくて、各教科、あるいはそれぞれの教科の中において、それから部活動、スポ少、あるいは町が主催するような社会教育とか青少年教育、そういうことで養われるものだ。あるいは家庭教育も当然重要ですけども、先程話がありましたとおり、いじめとかいろんな問題から、もっとそれを徹底したいということで、道徳教育は今までどおりやるけれども、その要として教科化するというのが文部科学省の方針です。

今いろんなこういうものもありますけれどもというふうに言われましたけれども、内容的にはライオンズクラブの方、一応前にご提案がありましたので内容的には知っていますけれども、ただ、教科化されますと、これから教科書があります。教科書、今文部科学省で作っている教科内容を見ますと、非常に内容としては細やかな形で、例えば、少しくどくなりますけれども、内容としては四つの部分から、主として自分自身に関する事、その中では正義とか節度とか、あるいは個性の伸長、第2番目としては人とのかかわり合い、集団・社会とのかかわり、それから最後は生命、命あるいは自然、崇高なものへのかかわりということで、これは教科化されましたので、その教科書にのっとった形、あるいは学習指導要領にのっとった形で授業を進めなければいけないというふうな文部科学省の指示があると思います。

ということで、他の団体あるいは何かから「これがいいからどうか」というよりも、当然教科化である以上は教科書、指導要領にのっとった形の授業の展開になろうかと思っております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員） 教科書になると、教科化になるということで、あまりよそのプログラムとかが入り込む余地がないというような答弁でありました。文部科学省でやっているのも大変いいことでありますけれども、その辺に添えるような形で少しこちらも取り入れてみようと、そういう人間関係、集団的な付き合い、そういうのはいくらやっても悪くはないと思いますので、入り込む余地というか余裕があれば、その辺も一緒に教科にプラスして考えていってもらえればと思います。

続きまして、住宅開発について伺います。

人口減少の一つで、やはり住宅開発は必要だと私も思いますし、東郷・横山地区小学校の生徒が増えてきているというのも、新しく団地ができて若い世代が入ってきたからにはほかな

らない、それが一番の原因だというふうに私も思っています。

でも、新しく住宅を作るということは、古い家を壊して新しい住宅を作ってくれるのであれば空き家というものはそう変わらないんですけども、どうしても皆新しく作る。そちらの方が割と壊す手間もないし、いいものがすぐできるということで、どうしてもそういうふうになってしまいますけれども、それが空き家問題の方に関係してくるというのは事実あるかと思えます。

そこで、次の、危険空き家とは空き家といっても少し違うんですけども、こちらの方は利用できる空き家の方であります。中古住宅を利用できるような、今も利用はできるんですけども、それを推し進めるような町の政策、方策というのは何か考えられないものでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 住宅の政策、空き家の対策を含めて、中古住宅の活用ということでございました。本町に空き家の中で活用できる住宅というのは数に限りはあるとは思われますけれども、住宅のリフォームという部分で町が支援している補助事業もございます。それにつきましては、特にリフォームの部分で10%の補助金という形ではございますけれども、その中で、その利活用に沿ったような、段差の解消、バリアフリーとか水周りとかいろいろな部分、補助の支援の内容が合致すればそういった活用もできるというふうに考えているところでございますので、そういった支援の部分で活用の部分にも、現在そういった支援もあるところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） リフォームに対して補助していますよという答弁でありましたけれども、これも今から2、3年前からやっているわけでありまして、どうですか、これは効果が出ていますか。というか、私が見る限り、リフォームして新しく他の人がよそから来たという状況はあまりありませんけれども、リフォームの成果というものはどうに捉えていますでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） リフォームしての流入人口の受け皿になっているかという部分でのご指摘かと思えますけれども、リフォーム支援につきましてはあくまでも居住者に対するリフォーム支援でございまして、地域の産業を振興するとかそういう部分で非常に高い効果を上げているというふうに思います。

町野議員がご指摘している、賃貸する場合の、リフォームして他の人に貸し出しするという部分につきましては、町の事業ではなくて県レベルでの事業であると承知しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） そうですね、町がリフォームをやっているというのは、今まで住んでいる人が水周り、トイレを直す、下水道をつける、風呂を直したりするためにリフォームするときに援助しましょうということでやっているのです、中古住宅をリフォームして新し

い人が来てもらうためには使われていないということで、私もそう理解しています。

それでは、県にお任せしているようなことでありますけれども、やはりここは町としてもっと前に推し進めて、中古住宅をもっと使ってもらうんだと、新しい人に入ってきてもらうという考えのもとに、もっと進んだ、中古住宅でもお得感が出るようなものを作って、また空き家バンクなり町のホームページなりを利用して、またそういう不動産、宅建業者さんにPRして多く来てもらうような、もっと積極的な政策というものは考えてはいないのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 空き家バンク等を含めた中古住宅の活用ということでございますけれども、この部分につきましては、すでに地方創生の繰越明許の方で議決いただいておりますが、そちらの方で今年度平成27年度中に空き家バンクを立ち上げる予定のところがございます。その部分につきましては、すでに他の市町村でも導入しているところがございますけれども、ホームページ等でその利活用、いろいろな情報を登録して、町外からの移住といったものにホームページを通して町への移住等、そういったPRができるように、ホームページの立ち上げについても考えているところがございますし、今年度中に空き家バンクの部分について立ち上げをしていきたいということで現在考えているところがございます。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 空き家バンク、私も昨日、おととい、町のホームページを見ましたけれども、まだ出ていないなど。今年度中に立ち上げるということであればそういうことなんでしょうというふうに思います。

それで、空き家バンクもたぶん日本中あちらこちらにあるんでしょう。これからいろいろ出てくるので。やはりその中で、今のふるさと納税ではありませんけれども、三川に来たい、お得感の出る空き家を作る、そのために町でも支援しますよと。具体的なものとしては、水周りを直す程度ではなく、快適な、新品に負けないくらい、劣らないくらいに立派な家で、値段も安いので、ここは住んでみたい、行ってみたいというふうなものにするためのリフォームというものを応援して、前向きにもっと、他の市町村でもまだやらないくらいに先駆けて三川でそういう中古住宅を活用する方策というものは考えていないのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 住宅のリフォームでの移住促進ということでございましたけれども、住宅のリフォームの関係は建設環境課の方で所管しているところがございますが、移住促進という意味で、そういう住宅リフォームの中でそれぞれのグレードを、現在ある住宅の環境の部分、例えば現在住宅で段差があったりとか、そういった部分をもっとグレードを上げて、住環境を整備して、他からの居住を促進するような形で支援するというふうに、現在の本町でのリフォームの支援はそういった形までいっておりませんが、その部分については、現時点では本町ではそこまではしていないところですし、その部分、今後の活用については課題として今承っておきたいと思っております。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 今後に向けていろいろぜひ町にまだ誰もやっていない中古の住宅市場を整備するということで考えていっていただければと思います。

次、空き家の方ももう一つの空き家の方でありまして、危険空き家の方であります。

先程の答弁で、本町には特定空き家と呼ばれるような危険な空き家が13件から、解体や倒壊などいろいろあり、今10件くらいまで減ったということでありました。

この間、国の方も空き家対策特別措置法ということで平成26年11月に公布され、2月26日施行で5月26日全面施行ということで、全面施行と施行とどこが違うのか分かりませんが、とにかく全面的に国の特別措置法が施行になったということではありますが、まず一つお聞きしたいのが、本町の空き家等の適正管理に関する条例と今の国の法律、特別措置法と、整合性はとれているとは思いますが、違いなり、どういうところがあって、どういうところが違うというのを教えてください。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 昨年の9月に条例が制定されました本町の空き家等に関する条例と、先頃全面施行されました特定空き家等に関する特別措置法の関係ですけれども、内容的には、本町の条例と国の方で大きく変わっている部分については、行政代執行とかそういう部分のことはございますけれども、基本的に国の定めた法律の中で、本町の条例の施行において何ら支障となるものは法令の中身については現在はないところでございます。法施行を受けて、いろいろな指導勧告、命令、そういった部分もできるということになっておりますし、先日のガイドラインということで、国の方から町の方にきた指針についても、そういった部分で、新たに今回の国の方の法律を受けて条例改正をする必要はないということで承っているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） ほとんど違わないということでありまして、税制面も分からないのでお聞きしますが、今まで特例的に住宅に供した土地は1/6というのがあったんですが、それは今回からはなくなるという報道なのか、そんなニュアンスで捉えましたが、税制面は変わらないのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 固定資産の住宅用地の特例については、住宅が建っている部分については1/6軽減という措置がありますが、その部分は法的には何ら変わっているところはないです。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） その1/6の特例があるので空き家の撤去が進まないのではないかとということがよく言われますけれども、それは報道によりますと、なくするんだという、特例をなくして普通の土地として、宅地として扱うからというふうなことが言われていますけれども、現在、それは変わっていないということではありますが、これは報道によるものしか私は分からないので、今後も変わらないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 現在来ておりますガイドラインの中では、これまで同様の措置ということで来ております。ただ、今後変わるかということについては、若干まだ不明なところですよ。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） これはそういう住宅に供していない、危険な空き家でありますので、そういうのは早く普通の税金をかけて撤去してもらうように、税金を上げても撤去は進まないかもしれないけれども、そういうふうな税金をとっていったらと思います。

行政代執行でありますけれども、これは本町の適正管理に関する条例では、特別載せていなくて、勧告して名前を公表しますよというところだとどめてはおるんですけども、特別措置法だとそこまで踏み込んでいいよということではありますが、その辺は今後の扱いはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 特別措置法の中では、行政代執行の部分を含めて規定になっているところがございます。本町の空き家の条例においては行政代執行の部分には触れておりませんが、上位法である国の法律をもとに、行政代執行ではございませんが、それにかかわる代執行という部分はできるということで規定になっているところがございますし、改めてその部分を条例改正して条例の修正をかけなくても応分の対応はできるということで、ガイドラインの中では規定になっているところがございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 上位法ができるので、本町の条例は変えなくてもいいというふうな答弁でありました。それはそうでしょう。

このことは、やはり町民に広くその辺、中身をお知らせして、あまり危ないところは行政代執行するんだぞというところで、脅しといった言葉的にここで使っているのか分かりませんが、そういうことがあるんだということは皆さんにお知らせするべきかと思えます。

それで、行政代執行した場合、国の法律でいいわけですが、公のお金を使って撤去するわけですが、仮にその場合は、地方自治体が行政執行するので、その費用というのは、国はしていいよと言うだけでお金は出さないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 今の空き家等の部分で、例えば行政代執行ということでやった場合は、その対応ということで該当者の方に請求があるかと思えますけれども、行政代執行によらない形でやる、本町の条例にはそういった部分を盛り込んでおりませんが、その場合は民法の規定が適用になるということで、その採用については、町がそれを一旦支払うなりして、国から示されているガイドラインによりますと、該当者と裁判を提起するという形にならざるを得ないということで、ガイドラインの方では示されているところがございます。

- 議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。
- 6番（町野昌弘議員） 費用的なものは当事者に請求するというので、行政代執行そのものはそういうふうなものなんでしょうけれども、実際、そういうところで撤去して、払えよと言って払わなければ、いつまでも町が、地方自治体が「お金をくれ」と言っても払えないということになってしまうんですけれども、その辺、その土地を没収して、そこに公園を作るなり町の施設を作るとか、そういうふうな、本人が払えない場合は没収しますよというふうな考えはできないのでしょうか。
- 議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。
- 説明員（宮野淳一企画調整課長） なかなか本人が取り壊さない場合、その部分についていろいろな公園等の活用はできないのかということでございましたけれども、町としては危険な空き家であるという部分で、特定空き家の今回の法施行になりましたものに基づきまして、取り壊しなり、改善を指導・勧告・命令ということで行って、その順序を踏んでいって取り壊すなどの部分を指導・勧告して、最終的には、それでも改善されないという場合には、命令、それから氏名の公表とかそういったいろいろなことがございますので、そういったことに段階を踏んでいくというのが法の趣旨ですし、命令する場合も、事前の予告を経て十分にその期間を定めてということで国の方でもガイドラインを定めておりますので、そういった部分を飛び越えてという部分はなかなかできかねるのではないかと考えているところでございます。
- 議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。
- 6番（町野昌弘議員） なかなか踏み込んだ対策というか、どちらかというと受身の対策になっているような気がするんですけれども、この空き家問題、集落とかでいろいろ話をすると、まず最初に「何とかしてくれ」という声がよく上がる問題であります。法律も絡んで大変難しい問題ではあるかと思っておりますけれども、できる限り積極的に、空き家の利用も含めて、積極的な解決というものを町の方に望みまして、私の質問を終わらせていただきます。
- 議 長（成田光雄議員） 先程、町野議員の質問の中で、ゲートポンプの設置について、齋藤産業振興課長より補足説明したい旨がありましたので、これを許可いたします。
- 齋藤産業振興課長。
- 議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。
- 説明員（齋藤仁志産業振興課長） 先程、ゲートポンプの設置について、二丁堀排水と二丁排水の各2ヵ所について、各1基の設置というふうにお答えしましたが、それぞれ各2基の設置です。訂正してお詫び申し上げます。
- 議 長（成田光雄議員） 以上で、6番 町野昌弘議員の質問を終わります。
- 議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時24分)
- 議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時45分)
- 議 長（成田光雄議員） 次に、5番 田中 晃議員、登壇願います。5番 田中 晃議員。
- 5番（田中 晃議員）

1. 総務行政について	1. 町の臨時職員等及び町内で働く非正規労働者の実態と改善について伺う。
2. 福祉行政について	1. 子どもの貧困について、実情と改善について伺う。 2. 高校までの医療費無料化を実現すべきでないか伺う。 3. 高齢者ひとり暮らしの実情と改善について伺う。 4. 低年金高齢者への支援について伺う。
3. 教育行政について	1. 就学援助の実態と改善について伺う。 2. 給食の業務委託の就労状況と改善について伺う。

私は、平成27年第3回定例会、2015年6月議会にあたりまして、通告に従い一般質問いたします。

第1番目は、総務行政について1点伺います。

労働者の平均賃金は、1997年のピーク時と比べて、18年で年間約70万円も減っています。そして、最も大きなしわ寄せがいくのは、労働者の3人に1人、若者や女性では2人に1人を占める非正規労働者です。そのほとんどが年間200万円以下のワーキングプア、働く貧困層に該当します。これを踏まえ、町の臨時職員等及び町内で働く非正規労働者の実態と改善について伺います。

第2番目は、福祉行政について4点伺います。

1点目は、日本の子どもの貧困率は、2014年7月の厚生労働省の発表で、過去最悪の16.3%、6人に1人が貧困という実態です。その中でも、ひとり親家庭の貧困率は54.6%、実に2人に1人が貧困に陥っています。この現状を踏まえ、子どもの貧困について、町の実態と改善について伺います。

2点目は、本町の目指すところである子育てしやすいまちづくりの一環として、中学生までの医療費完全無料化が実現されています。このことは大変評価できるところであります。町長の公約であります、子どもを産み育てやすい切れ目のない環境を推進するうえで、さらに高校生まで医療費の無料化を実現すべきでないか、伺います。

3点目は、本町で一人暮らしの高齢者は、2015年3月30日時点で264人と記録されています。高齢者一人暮らしの実情と改善について伺います。

4点目に、安倍内閣のもと、特例水準の解消、過去の物価下落時にスライドを適用しなかった分を取り返すという名目で、1.7%の年金削減が強行されました。これは、自民・公明・民主の三党合意に基づくものです。その結果、月10万円の年金の人は額面で9万8,300円に

下がっています。今、高齢者の家計は、消費税増税やアベノミクスによる物価上昇の直撃を受けて大変苦しい状況にあります。

そこで、現役世代の実質賃金と同じように、物価値上がり分を考慮した実質年金額を計算してみました。すると、2012年12月との比較で、2014年9月時点の年金は6%の減少にあたりました。これは、月6万4,000円の基礎年金なら約4,000円に、月10万円の年金額であれば6,000円もの減額にあたります。

加えて安倍内閣は、今年度物価の大幅上昇の中で、マクロ経済スライドを初めて発動させました。年金の目減りをさらに進める方針です。このことを踏まえまして、低年金高齢者への町としての支援について伺います。

第3番目は、教育行政について2点伺います。

1点目として、就学援助についてです。これはご存知のとおり、憲法26条義務教育の無償化や学校教育法等の法律に基づいて、学校給食、学用品、修学旅行費などを援助するものです。生活保護法の教育扶助受給者、要保護と、それに準ずる程度に困窮している準要保護の小中学生が支給対象です。町の就学援助の実態と改善について伺います。

2点目は、2009年4月から、町内全小学校の給食調理業務が民間委託され、今年度4月には中学校の調理業務も民間委託されました。給食の民間委託の就労状況と改善について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。なお、質問事項3につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

はじめに、町の臨時職員等及び町内で働く非正規労働者の実態と改善に関するご質問がありますが、まず、町の臨時職員等に関してお答えいたします。

本町の行財政につきましては、効率的で質の高い行政サービスの提供とコンパクトな行政を目指す行財政改革推進プランを基本に運営しているところであり、職員数につきましては、このプランのもとに策定された定員適正化計画により管理しているところでもあります。

本町においては、現在、54名の臨時・嘱託職員を雇用しているところではありますが、これは、一般行政部門の職員数を確保しつつ、全体の職員数は抑制していくという定員適正化計画の基本的な考え方のもとに、組織機構や事務事業の見直し、民間委託等の推進に努めている中であって、専門性を必要とする業務、一時的に業務量が増大している部署等において雇用しているものであります。

今後、様々な取り組みの一層の推進により、コンパクトな行政の実現を目指し、職員数を管理していくことが重要であると考えているところであり、臨時職員の処遇については改善に努めていくものの、臨時職員等の正職員化は考えていないところでもあります。

次に、町内で働く非正規労働者についてでございますが、まず、その実態については、ハローワーク鶴岡によると、3月末の有効求人数の約6割が非正規雇用の求人という実態がうかがえるということでもあります。

この庄内地方においては、以前より、鶴岡・酒田の両ハローワークや県、市町が会員となる「庄内地域雇用対策連絡会議」を組織し、広域的な対応に努めてきたところでありますが、本町といたしましても、引き続き、連絡会議の一員として、非正規労働者の抱える不安定雇用や低所得の常態化、失業対策や処遇改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、福祉行政に関するご質問にお答えいたします。

まず1点目の、子どもの貧困について実情と改善についてであります。平成25年に制定されました子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨に鑑み、私の政治信条であります「子育てしやすい町づくり」を目指し、国の政策に加えて、本町独自の子育て支援施策を盛り込んだ三川町子ども・子育て支援事業計画を今年3月に制定したところであります。

ご質問にあります「子どもの貧困」という概念については、複雑な要素を含んでいる課題であり、一概に捉えることはできないと思っておりますが、いわゆる低所得世帯に対する支援策といたしまして、保育園保育料の所得に応じた設定や、小・中学校における要保護もしくは準要保護制度の適用など、各種支援策を適正かつ円滑に執行しております。

次に、2点目の高校までの医療費無料化に関するところでありますが、医療費の支援制度につきましても、本来、重度心身障害者、ひとり親家庭及び子育て支援策として、乳幼児等を対象として始められた制度であり、本町においては、子育て医療について段階的に拡充を図りながら、平成26年度から、義務教育終了時の中学3年までの医療費の自己負担を全額公費負担として制度化したところであります。

今後の拡充につきましても、福祉医療給付制度本来の基本理念を尊重しつつ、総合的な子育て支援策のあり方や財政的な負担など、十分考慮し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

3点目の一人暮らし高齢者についてであります。この4月1日現在では290名と把握しているところであり、愛の福祉電話及び緊急通報システムの活用の他、民生・児童委員等による見守り活動、また、社会福祉協議会による交流事業等が展開され、安全で安心できる生活基盤の確保に取り組んでいる状況にあります。

今後も、町内会並びに関係機関等の協力を得て、高齢期においても安心して暮らせるよう各施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

4点目の低年金高齢者への支援についてであります。本年4月1日から生活困窮者自立支援法が施行され、これまで制度の狭間に置かれてきたという方々に対しての相談窓口並びに支援策のあり方等が一元化されたところであります。

このようなことから、今後、相談窓口としての庄内総合支庁や鶴岡市社会福祉協議会との連携体制を構築するとともに、高齢者も含めた生活に課題を抱える方々からの個別の相談に応じ、個々人に必要な支援策を講じることとしているところであります。以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 青木教育委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

就学援助の実態と改善、給食の業務委託の就労状況と改善についてのご質問であります。

教育現場である学校にかかわるご質問でありますので、鈴木教育長よりご答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

はじめに、就学援助の実態についてのご質問であります。本町における児童生徒への援助につきましては、経済的に困窮されている家庭に対する就学援助費と、特別支援学校等に就学する児童生徒に対する就学奨励費の支給を行っているところであります。

就学援助費につきましては、学校教育法第19条の規定により、義務教育の円滑なる実施を図ることを目的として、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な費用の援助を行うこととしており、学用品費や修学旅行費、学校給食費など、児童生徒が負担すべき経費について就学援助費を支給しており、本年度は児童12名、生徒11名が支給対象となっております。

また、特別支援教育就学奨励費につきましては、障害のある児童生徒が特別支援学校等で学ぶ場合に、保護者が負担する教育関係経費について半額程度支給しているものであり、本年度は児童4名、生徒6名が支給対象となっております。

これらの支給事業につきましては、国の基準にのっとり支給しているものであることから、今後とも支援を必要とする児童生徒に適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、学校給食の業務委託の就労状況についてのご質問であります。本年度より三川中学校を新たに加え、小中学校4校の給食調理等業務を株式会社ベストに委託しているところであります。

調理業務の従事者につきましては、中学校に3名、小学校に2名の調理師配置を原則としておりますが、横山小学校では重度の食物アレルギーを抱える児童がいるため、調理補助1名が増員配置となっております。

調理従事者の就労時間等につきましては、受託業者の指揮監督で調理業務に従事していることから、具体的な勤務条件等については指示していないところでありますが、受託業者におきましては、関係法令の遵守により適切に対応をしているものと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） それでは再質問させていただきます。

今回は教育行政について先に再質問をさせていただきます。通告順と逆になりますが、ご容赦ください。

それでは、教育行政の方の就学援助についてです。内容等、伝わりました。私の調べでは、2010年4月から要保護児童生徒の就学援助費の対象費用が拡大されたということでございます。2004年のときまで、要保護、準要保護のところは国庫金で出たけれども、2005年から国庫金が準要保護の方がなくなったという流れになっていると思うんですが、その分、2010年から就学援助費の対象費目が拡大されたということで、先程学用品とかいろいろありましたけれども、その中身として拡大されたのが、PTA会費、それとクラブ活動費と生徒会費、この3点が改正されたと。

それで、隣の庄内町では数年前からこれを取り入れているということなんですが、三川町でも対象を取り入れることができないか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） ただいま質問がありました、準要保護児童生徒に対する援助費の関係でございます。田中議員がおっしゃられたとおり、平成22年度から、私どもの方としては、これが国庫補助金の新規項目として、要保護児童を対象とした事業で取り入れられたということで確認をしております。その際、庄内町については、庄内町の例規を見ますと、平成23年4月からただいま申し上げましたような3項目、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費について、庄内町では対象となっていることを、この例規を見まして確認をしております。

一方、三川町におきましては、この準要保護につきましては、平成17年度に国庫補助が廃止されまして、いわゆる一般財源化、地方交付税に算入されるということで制度が行われましてから、それ以降、準要保護につきましては項目を変えずに行っております。

今回、ご質問がございましたので、他市町がどのような状況になっているのか確認をしましたところ、鶴岡、酒田、遊佐町、いずれもこういった3項目を追加している状況はございませんでした。ですので、庄内町だけの状況のようでございます。

そういった意味では、先程義務教育の円滑な実施ということがございますので、そういった点での考慮は必要になってまいるかと思いますが、現在、準要保護に対しての基準が、庄内町との比較でも、三川町においては若干ではございますが緩やかな基準で運用していることもございまして、一つひとつの項目というよりは、全体的な準要保護の基準の考え方で今後とも進めたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 今のその流れは、説明、よく私も分かっているんですが、それで、やはり庄内町の方は一步前進していると思うんですね。確かに生活保護基準と比べて三川町の場合は1.5ということで、そういうところはすぐれているところはあると思います。

でも、出されている対象項目については3点ほど、庄内町はすでに取り入れてやっているとことであると思いますし、子育て推進の三川町としても、町としての特徴ということでこれは検討してもらいたいと思うんですが、町長、どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中議員の子育てに対する思いというものは十分私も受け止めさせていただいております。今までの議会での質問の中においては、他町村でもやっているので三川でもやるべきというようなことがよく言われてまいりました。その中においては、今教育課長が答弁申し上げたとおり、総合的にいたしますと、三川町の方がずっと子育て支援策は充実、さらに拡大をしてまいりましたので、その点については、今後ともそれぞれの状況等を十分把握しながら、より適切な支援、そして、これは確かにそういう方々の支援というのは必要性はあるわけでありましたが、町全体としての公平性ということも当然考慮していかなければならないというふうに思います。そのようなことから、十分教育課、教育委員会で

も内部で慎重に検討されるということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 総合的に検討して下さるということで受け止めておきたいと思
います。ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

続きまして、給食調理業務のことです。これは平成21年4月から町内3小学校
の給食業務を民間企業に、先程申されました株式会社ベストに委託したと。今年4月より、
プロポーザル方式で中学校も株式会社ベストが委託業者になったわけですが、私は民間委託
ではなく町直営に戻すべきと考えますが、この点、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 今、民間委託につきましては、行財政改革に伴いまして、小学
校から取り組みを始めました。その小学校の成果を反映させまして、今年度から三川中学校
についても民間委託したわけでございます。

町といたしましても、いわゆる現業部門については今後新規採用しないという方向も出し
ておりますので、その部分では、今後直営にするという現状にはないものと考えております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 民間委託ということで進めていくということなんですが、私は、2
1年から小学校が先駆けて民間委託が進められたわけですが、ずっと、要するに民間委託に
変わっても給食の業務は維持されてきている、三川の自校方式はすぐれているということは
私も認めます。

でも、21年から株式会社ベストの方に民間委託した中で、実際に調理業務で働いている
方が、株式会社ベストが雇用するわけですが、町が委託しているという関係の中で、今年度
も中学校の方で、先程の話を聞けば3名ですか、やられているということなんですが、前ま
で中学校で働いたときよりも雇用が不安定になっていると。それと1年契約であるというこ
とと、そして、中学校で働いていたときよりも収入が落ちてしまっていると思うんです。

この点について、給食は維持されているにもかかわらず、全体的に町の中で雇用がダウン
している、この点の保障についてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 学校給食の調理等業務につきましては、民間委託につきま
しては、行財政改革の一つの手法として取り組んだというふうに理解をしております。そうい
った意味では、小学校を最初に民間委託した際については、6名の従事者のうち3名の方が、
これまで三川町で臨時調理師として従事されていた方が株式会社ベストの方に移行されまし
た。

今回、今年度につきましても、三川中学校に3名配置したわけでございますが、その3名
の内訳を見ますと、2名の方がこれまで中学校で働いていただいた方が株式会社ベストの方
に移られた、採用されたということで伺っております。

また、主任の方につきましては、押切小学校で従事されていた、昔から町の臨時調理師と
して働いていた方が、今回、正職員として採用されております。

先程申し上げましたとおり、年収と申しますか、収入の面では確かにおっしゃられるとおりの部分もございますが、これにつきましては、先程教育長の答弁もありましたとおり、勤務条件等につきましては、職業安定法に基づきまして委託をしておりますので、具体的な指示をしていないところではございますが、プロポーザルの提案の中で、業者選定の中で、このような形で従業員を確保していきたいという提案はいただいております。教育委員会としてもそれを是として行っているわけでございますので、現状は現状として認識はしておりますが、行財政改革の一環としての民間委託を今後も推進してまいりたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ぜひ、本当に民間委託で働いている方、今のお話を聞きますと、5年働いて株式会社ベストの方に正職員で採用されたということで、それはすごくすばらしいと思います。

今年度も、民間で長年働き続ける方については、町の方からも積極的に、優良企業である株式会社ベストの中で正社員化を進める、そういう働きかけはなさってもらえるかどうか、その点、お聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 業務委託につきましては、先程来申し上げましたとおり、委託をしているわけでございますので、その勤務条件にこちらが指示するわけにはいかないわけでございますが、ぜひ議員がおっしゃられるとおり、優良企業である株式会社ベストさんにそういった形をとっていただけることは私どもとしても望ましいところでございます。

基本は、私どもの方は安全でおいしい給食を提供していただくことが第一義と考えておりますので、今後とも推進してまいりたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 本当にその辺は保持してもらいたいと思っております。

次に、先程も話の中に出ました、町の臨時職員、それから町内で働く非正規のことということでお聞きしましたが、定員適正化計画、それから財政計画ですか、そのもとでもって適正に進められているということなのですが、先程私も冒頭で申し上げたように、若者や女性の2人に1人が非正規労働で働いている実態があるわけです。

本町の幼稚園・保育園の現場で働いている、園全体で30数名の方がいらっしゃると思うんですね。その中で、半数に近いというか、半数以上といたしますか、それの方が非正規で働いている。身分的には臨時保育士という形で働いています。

私はこの間、あるとき、働いている方から話を聞く機会がありまして、その方は保育士を目指し、都会に行って資格を得てUターンでふるさとに戻ってきた、三川に戻ってきたと。希望の仕事に就くことができ、本当にうれしいと語っていたと。しかし、資格があっても臨時ではこれから先いつまでも勤められないと。どうしてかということ、大体三川の園のを見ますと、臨時保育士さんの1日の金額が7,000円なんですよね。だから、本当に月にすると17万ぐらいだったと思うんですが、そのもとで働いている。だから、なかなか親元から離れられないんだと。それから、自立できないとか、だから本当にいつまでこの仕事を、生

きがいを持ってやっているんだけども続けられないと語っていたんですね。

私は本当に思うんですが、適正化計画とか財政計画があると思うんですが、そういう今臨時で働いている人、非正規で働いている人を正職員化する計画がむしろ必要ではないかと思うんですね。もし正職員になれば、その人たちの収入が増えて、独身の方は三川町で家を持って、先程出た空き家バンクの利活用ではないですが、それに繋がっていくのではないかと思うんです。

だから、そういう町の需要というか消費、内需を拡大する意味で、税金を徴収する意味でも、今の、特に役場で働いていらっしゃる方とか保育園とかで働いている方の正職員増計画というものについて考えられないか、これも町長にお聞きしたいと思うんですが。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 臨時職員の正職員化というご質問でございますが、先程来出ておりますとおり、町といたしましては、協働の推進、行政サービスの質的向上、組織機構の効率化、さらに、健全な財政運営の堅持を柱にしました行財政改革を推進してきたところでございまして、これにつきましては、町の使命とも考えているところでございます。

職員の確保につきましては、臨時職員の雇用も一つの方策として取り上げ、全体の正職員数は抑制してきたところでございます。

こういった考え方のもとに、所管課との協議によりまして、保育園・幼稚園の保育士等の配置についても基本的な考え方を定めまして、保育園及び幼稚園の副園長には正職員を充てる、さらに、一つの教室に最低1人の正職員を配置することといたしまして、その他に必要な職員は臨時職員を充てるというふうに運営しているところであります。

このことにつきましては、今後も同様の考え方といたしまして、本町の行財政改革について、町全体として推進していくということが大切であると考えておりますので、ご提言がありました正職員化については困難と考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 定員適正化計画、財政計画という中で進めていくというご答弁でしたが、でも、実際に臨時で働いている人たちは将来設計ができないんですね。だから、その点、機会があるときに何かそういうものがないと、本当に町の施策である子育て、少子化対策も含めて繋がらないと思いますので、その点、また検討を求めて、次のところに入っていきます。

子どもの貧困についてということで、先程も言いましたように、本当に大変なのはひとり親家庭なんですね。その中でも母子家庭、シングルマザーの家庭が大変ではないかと思っています。町内の中でもダブルワーク、二つ仕事を持って、朝行ったり夜行ったりする方がいます。

そのもとで、先程話があったように、就学援助と重なるんですが、その中でフォローされて生活を築き上げているんですが、例えば、2012年度の公立小学校では年間に30万5,807円、そして公立中学校では45万340円だったというデータが出ているんですね。子どもの貧困を克服する有効なこととして「4本の矢」と言われているんですが、一つは健康な食生

活の確保、2番目は学習する権利の支援、3番目は大学等の進学機会の保障、4番目は貧困世帯の経済的支援が必要だと。この四つの矢が刺さっていけば貧困を克服することができるんだということなんですね。

さしあたって私はお聞きしたいんですが、この四つのうち、経済的支援として児童扶養手当の拡充はできないかが1点と、それともう一つ、3点目ですが、大学進学、高校も含めて、給付制の奨学金創設は考えられないか、この2点についてお聞きしたいと思うんですが。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） ご質問の児童扶養手当につきましては、国の政策でございますので、ご答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 給付制の奨学金の創設ということでございますが、現在、町では育英奨学資金を基金を設けまして運営をしております。この基金があることゆえに、対象を広く奨学金として行っているものでございますので、給付した場合については、その原資が当然ながら減るわけでございます。それについての財源の確保も必要になってまいりますので、現時点では考えていないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） どちらも、国の政策と、それから財源が厳しいということで考えられないということなんですが、置かれている実態は年々大変になっていくので、そういう面ではこれからも、特にひとり親家庭、母子家庭の方に光を当てていてもらいたいと思います。

次の問題に行きます。先程の医療費を高校生まで無料化のことなんですが、それについては、段階的に、総合的に考えて進めていくという答弁でしたが、これも先程町長が言われたように、他のところでもやっているからという考えになると思うんですが、実際、そのことで紹介しますと、隣町の遊佐町です。遊佐町は県内で初めて18歳まで医療費を無料化しているということです。内容は、「ゆぎプレミアムサポート事業」として、子育て支援医療の対象年齢を18歳までとしていると。27年度予算総額が4,400万、そのうち高校生が385人分です。金額に直すと600万円が予算化されているということです。

もし仮に、本町で取り入れた場合にどのぐらいかかるかお聞きしたいと思うんです。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 本町の今年度16歳、17歳、18歳に達する人数はおおよそ200人となっております。

昨年度の中学生の医療給付事業の実績から推計しますと、300万から350万前後の費用が必要かと思われまます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 200人から、そして金額は300万から350万ということだとお聞きしました。遊佐町よりも人口規模が小さいので、高校生の人数も少ないのでこのぐらいになると思います。私もそう思っています。

先程町長が言われたように、全体としてのバランスを見て決めていくんだということなんですが、ぜひこれも、本当に三川町の子育て活性化に繋がることなので、そののところも視野に入れて、これから進めていってほしいと思います。

それであると、高齢者の一人暮らしの実情と改善についてということで、先程、安全安心ないろんな施策を進めているということでした。

そして、先程私は前の記録で264人ということで冒頭に言ったんですが、今お聞きすると290人、一人暮らしの方がいらっしゃるということでした。本町の高齢者状況を確認しますと、平成26年3月30日現在で60歳以上は2,287人、高齢化率30.1%、このうち寝たきりの方が65人で、老人夫婦世帯が209世帯、そして今言った、確認された一人暮らしが290人ですと。この数は本当に年々増えている傾向にあるということですね。

本町の第1号被保険者、いわゆる65歳以上の方を対象に、平成26年2月から3月にかけて高齢者等安心生活課題調査が行われ、2,058人の人から回答を得たということで、私もこれを目にしているんですが、そこには、雪対策、住まい、生活支援、就労支援、生きがいのテーマに沿って回答があったということで、様々な不安や課題が書かれていました。

これに向けて、今後施策が活かされていくと思うんですが、私も一人暮らしの高齢者の人からお話を聞きました。一番何が必要とされるかということなんですね。特に、1人で自宅にいらっしゃる高齢の方で、80歳は過ぎていらっしゃるんですが、足腰が悪くなって、なかなか杖をつけて外に出られないと。だから、自分から例えばサロンにも行けないし、そして歩いて外出はできない状態であるということなんですね。

その方が言うのは、民生委員の方も顔を出してくれたりするんですが、一番望むのは、生活支援がいろいろあるんですが、話し相手が欲しいと。時たま顔を見せてくれて、そして話ができる、そういう見守りということですか、制度みたいなことができないかということが要望されているんですが、子どもに関しては安全パトロールみたいなものがあるんですが、お年寄りのことをもっと、比較的元気で、足腰が悪いだけで外に出られないという状態なんだけれども、そういう方の見守り事業といいますか、そういうことは考えられないか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） ご質問にありましたとおり、一人暮らし高齢者の方々が増加傾向にあるという状況を把握している中で、これまでも各般にわたっての高齢者対策の事業は展開しておったというふうに認識しておるところでございます。

ご質問にありました日常生活における見守りにつきましても、地元町内会をはじめ、民生・児童委員の皆さま方からご協力をいただきながら、見守り支援事業という展開を行っているほか、介護保険制度の中ではございますが、各町内会の中においては、ミニサロン事業というような、いわゆる高齢者の方々が公民館等の施設にお集まりいただいて、楽しい談話、あるいは遠出しての小さな観光といったような形で、日頃のストレスを解消していただくような事業を各般にわたって展開しておるところでございます。

今後こういった事業をさらに一層強化した形で展開してまいりたいと考えているとこ

ろでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 具体的に直接訪問するという、いわゆる民生委員の方ではなくて、そういうことを専門に考えられる事業の展開ということは、この点についてはできないか、重ねて聞きたいと思うんですが。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 直接個人のご自宅にお邪魔するという部分については、なかなかその対応についての選択にあたって個人差があるというふうに認識しております。制度的には、先程申しましたように、相手方から相談を受けまして、体調が悪いというような電話等を当課に頂戴いたしますれば、しかるべき保健師等を派遣する、出向かせるという対応もしておりますし、また、認知症というような病状を抱えている方々につきましても、制度の中で見守り支援員という方々に定期的に訪問をいただくという対応も現在行っているところでございます。

今後、そういった今の事業をベースにししながら、またさらに必要性があるという場合については、その都度検討させていただいて対応してまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 適切に進められるということなんですが、今のお話にもあったように、一人ひとりの状況というか状態というか、認知症の方がいれば様々な形の一人暮らしの方がいらっしゃると思うんですね。介護の方の6期とか高齢者福祉計画の中での計画にあたって、先程言った2,287人の方に回答を求めたと。そのうえのことだと思うんですが、私は、今290人ということをお聞きして、できれば、アンケートでたぶん予想して、それで書き込んで、書いていたという形だと思うんですね。そうすると、何かそれだけでは本当につかみきれないところが私はあると思うんです。

今、三川町で一番心配するのは、一人暮らしの高齢者の方が元気に維持されることだと思うんです。そのためには、290人の方に直接話を聞いて、そういう内容に合わせた対応が何かあるのかという、きめ細かなそういうことがまずできないかと思うんですが、この点について、そこは直に足を運んで、会って話をするという形の中で集約されたものについて、また一人暮らしの方のことを考えていくということに繋がっていくと思うんです。より具体的な高齢者福祉計画ができると思うんですが、ぜひこの点について、290人の方にお会いして話を聞いたうえで計画を作れないかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 一人暮らし高齢者の方々、今現在290名という数字になっておるところでございますが、私どもの立場といたしましては、個別の対応ということにつきましては、広く町民各位の皆さまに、毎年6月15日の広報に定期的に高齢者サービス事業内容の紹介をさせていただいているという状況もでございます。

また、町内会長さんをはじめ、民生・児童委員の皆さん、町内会長さんは社会福祉協議会の立場でいきますと福祉委員という立場を併せ持って活動を行っていただいております。

ございます。

そういったそれぞれの役職、機関の関係者の方々から、ぜひ地元で、いわゆる協働のまちづくりという観点から、広く町内会全体を見回していただきながら支援策を講じていただきたいという考え方をとおるところでございます。

なお、その中で個別の対応を必要とするという情報等を提供いただいた際には、現行制度でも個々、個別に必要な支援策を講じているという状況でございますので、ご理解いただければと思います。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 民生委員の方とか、役をやっている方がついて間接的に集めるということだと思うんですが、私は、290人の人たちの生活状況がどうなっているのか、それから、どういうことを不安、不便に感じているのかということをつかむこと、実際に、アンケートでなくて直に話し合いで、生身でつかむことがすごく大事だと私は思うんですが、実際こういうところは協働のまちということで、いろんなところで作られるということなんですが、できれば行政の方としても、そういうところに直にそういうような、会ってお話を聞くことができれば、私はそこを強く思います。

最後の再質問になりますが、低年金高齢者の質問であります。先程の質問で、生活支援者法というんですか、名前はちょっとあれですが、それに基づいてやっていこうという考えなんですが、これについては私もまだ勉強不足で内容的にはよくつかんでいないんですが、具体的に低年金高齢者の人たちにどのような手立てをしていくのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今ご質問の中に出てきました生活困窮者自立支援制度というものにつきましては、この名称と同じ法律がこの4月1日から制定されたというものでございまして、先程来質問に出てきております、高齢者のみにかかわらず、低所得者の方々に対する支援策、まずは相談業務からスタートいたしまして、その暮らしを守るための生活福祉資金等の融資に関するご紹介、さらには、まだまだ現役でお仕事が可能という方々に対しては、ハローワーク等を介しての仕事の紹介、そして健康を維持するための紹介ということを一元的に相談内容に応じて支援するという制度のものでございます。

本町におきましては、福祉事務所を設置しておらない町村に該当するということから、三川町の住民の方々に対する相談窓口については、基本的には庄内総合支庁地域保健福祉課がその窓口になるというところでございますが、庄内総合支庁地域保健福祉課から鶴岡市社会福祉協議会の方に、三川町の町民の方々についての相談も受けてほしい旨の委託がなされまして、現実的には、町役場もしくは三川町福祉センターの方に相談にいらした場合には、鶴岡市の通称くらしステーションという鶴岡市役所1階に設けられております相談窓口を紹介するという制度の内容になっておるところでございます。

なお、低年金というご質問もございましたが、低年金対策といたしまして、10月1日から年金生活者支援給付金という支給に関する法律が施行されるというふうに聞き及んでいる

ところでございます。町民税等非課税対象者で、一定の所得額以下の方々に対して、現在支給されております国民年金に最高で月額5,000円の金額を上乗せした老齢年金生活支援給付金というものが支給されるということで聞き及んでいるところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 縷々説明ありがとうございました。内容的には分かりました。

この低年金高齢者の質問にあたって、実際に年金をもらっている方の該当者数を、実態を調べてもらいました。様々な年金がありますが、三川町では2,726の方が受給されております。簡単に紹介しますと、120万円以下が2,013人、年金受給者全体のほぼ74%です。そのうち70万円以下は1,041人、全体の約38%、さらに36万円以下は242人、全体のほぼ9%です。

この中で、9%の36万円以下の方が一番大変だと思うんですね。36万というと、月額にすると月3万円です。中には、月2万円しか給付されず、家族に支えられ何とか生活している方も実際にいます。

私が相談を受けた方で、ある方の年金は月額2万9,000円、その中から毎月デイサービス利用料、医療費に1万4,000円、ショートステイ利用料が5,000円、合わせて1万9,000円、残り1万円ほどでどうやったら暮らしていけるのでしょうかと、こういう方がいらっしゃいます。一人暮らしならこの方は生きていません。家族がいるから何とかやっているということなんですね。

別の方は、年金36万円で一人暮らしをしていて、生活のために土地を売りました。翌年、各種公共料金が跳ね上がり、1回で払うことができず、最終的には長期にわたって分割払いとなった方もいます。

年々、年金は目減りの方向にあると思います。町の方も、一人ひとりの実情をつかみ、ケース・バイ・ケースで支援し、各種公共料金についてさらなる軽減を講ずるべきではないかと私は思います。それを求めて私の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で、5番 田中 晃議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会とします。

(午前11時45分)

平成27年第3回三川町議会定例会会議録

1. 平成27年6月5日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

1番 成田元一議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	大川栄一会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長	五十嵐泉建設環境課長
本間明教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田 弘 議会事務局長 高橋 朋子 書記 吉田直樹 書記
五十嵐章浩 書記

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

なお、一般質問に入る前に、昨日の田中 晃議員の一般質問で遠藤健康福祉課長より答弁誤りがありましたので、これを許可します。遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 昨日の田中 晃議員からの質問に対します答弁の中で、平成27年4月1日現在の一人暮らし高齢者の人数を290名と説明いたしましたが、集計表の見誤りであり、正しくは184名でありました。お詫びの上、訂正いたします。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

最初に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

- | | |
|------------------|--|
| 1. 第3次総合計画について | 1. 「第3次総合計画」が中間年になります。今までの評価と今後の展開の考えは。 |
| 2. 人口減少対策について | 1. 人口減少は、社会の仕組みを変え地域のつながりや活性化を阻害します。その対策は。 |
| 3. 町有設備の安全対策について | 1. 町管理の設備が年月を重ね、老朽化や自然現象により、安全性が危惧されます。その対策は。
2. 町施設、町内会等の遊具の安全管理対策は。 |
| 4. 観光対策について | 1. 観光客を呼べる、史跡や文化遺産、景勝地などの観光資源の少ない三川町では、交流人口の拡大を目指していますが今後の対策は。
2. 交流人口で利益をもたらす方策は。
3. ふるさと応援寄附者へ観光のPRの考えは。 |

平成27年第3回議会定例会において、通告に従い質問します。
はじめに、第3次総合計画についてであります。

基本計画期間は平成23年度から平成32年度までです。27年度は中間年になります。今までの評価と今後の展開の考えを伺います。

次に、人口減少対策についてです。

全国的に少子高齢化で自然動態で減少しています。特に地方においては深刻であります。前から述べているように、人口減少は社会の仕組みを変え、地域の繋がりや活性化を阻害します。その対策を伺います。

続いて、町有の設備が年月を重ね、老朽化や庄内地方特有の気象や自然現象により安全性が危惧されます。その対策を伺います。

そして、町施設、町内会等の遊具の安全管理対策を伺います。

最後に、観光対策についてであります。

観光客を呼べる史跡や文化遺産、景勝地などの観光資源の少ない三川町では、交流人口の拡大を目指していますが、今後の対策、そして交流人口で利益をもたらす方策を伺います。

今年度も好調なふるさと応援寄附者への観光PRの考えも伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

はじめに、第3次総合計画における評価と今後の展開であります。第3次三川町総合計画につきましては、平成23年度からスタートし本年度で5年目を迎えたところであります。この間、最重要課題として掲げておりました三川中学校改築事業、道路や橋梁などの公共施設の耐震化・長寿命化の推進、さらには、地域経済の活性化と定住人口の増加を図るための住まいづくり支援事業の展開、自然エネルギー等の利用拡大など、主要プロジェクトを確実に実行してきたところであります。

また、ソフト事業におきましては、出産祝い金事業、乳幼児・児童生徒の定期予防接種の無料化、さらには、幼稚園保育料の無料化や中学校までの医療費の完全無料化などの施策展開により、社会動態はプラスで推移していることから、一定の人口規模を保つことができているところであります。

また、このような各分野にわたる総合計画事業の実施状況については、本町では平成19年度から行政評価を実施し、その目的や取り組みの達成状況を明確にするとともに、有効性や効率性、必要性などを明示しながら、進捗状況や今後の方向性を評価し公表しているところであります。

また、本年度は、第3次総合計画の中間年となる5年度目にあたることから、将来の人口ビジョンを検討するとともに、若い世代を中心に、安心して子育てできる雇用の場を確保することなどを盛り込んだ総合戦略を策定し、今後の人口減少対策として、本町の特徴を踏まえた独自性のある各種施策の展開に取り組んでまいります。

今後においても、事業の成果を重視し、また検証しながら見直しや工夫を重ね、行政施策の推進と住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策につきましては、第3次総合計画においても、現況の重要課題として捉えているところであり、総合的な施策展開が必要であるとの認識に立ち、課題解決のため

の行政が進めるべき分野について基本目標を定め、現在、各種の施策展開を図っているところでもあります。

本年2月に「平成26年山形県社会的移動人口調査結果」が発表され、人口増加の東根市を除く県下34市町村では人口が減少しているところではありますが、転入者数と転出者数の差である社会動態を見ると、転入超過となったのは1市2町であり、増加率の高い順に東根市、三川町、河北町となったところでもあります。この調査結果から見ましても、これまでの施策展開によって人口減少をある程度抑制できているものと判断しているところでもあります。

人口減少対策につきましては、就業機会の拡大や魅力ある住環境の整備、若年層の定住促進、さらには、子どもを生み育てやすい環境の充実など、総合的な施策展開が必要であることは言うまでもないことではありますが、本町が現在取り組んでおります第3次三川町総合計画のもとに各種施策を着実に展開するとともに、地域の課題解決に向けて協働の視点に立ったまちづくりを併せて推進してまいりたいと考えております。

次に、町有設備の安全対策について、まず、町が管理する設備の安全性についてのご質問でございますが、産業や住民生活の基盤となる道路や橋梁、下水道などの社会資本、役場、公民館、学校、体育施設、福祉施設、いろり火の里施設等、町が所有する施設・設備につきましては、それぞれの目的に沿って、安全かつ快適な利用に供するため、適切な維持管理に努めているところでもあります。

しかしながら、ご質問のように経年等により安全性が心配される施設等も出てきたことから、その対策として、道路や橋梁等の長寿命化対策をはじめ、公共施設の耐震・長寿命化計画により施設の改修等に取り組むとともに、学校施設や社会体育施設等の緊急的な改修についても、現在、実施しているところでもあります。さらに、町民や利用者の安全を確保するため、町が所有する施設・設備全般にわたり、日常からのパトロールや点検などに、鋭意、努めているところでもあります。

次に、町施設、町内会等の遊具の安全管理対策についてのご質問でございますが、公共施設の遊具につきましては、「三川町公園施設管理マニュアル」に基づき、各公園や広場ごとに全遊具の安全点検リストを作成し、定期的な点検により安全性の確保を図っているところでもあります。腐食や故障等について点検し、もし異常があった場合は、ただちに使用禁止等の応急措置を取ったうえで、修繕もしくは撤去等の対応を行っているところでもあります。

また、町内会における遊具の安全管理については、社会福祉協議会の補助事業などを活用しながら町内会自らが行っているところでもあります。

次に、町の観光対策についてのご質問にお答えいたします。

本町では、観光振興の方向性として、「いろり火の里」を拠点にした交流人口の拡大を描いているところでもあります。平成12年に「いろり火の里」がグランドオープンして以来、観光要素としての交流人口は年間25万人を超え、本町の賑わいの一つを形づくっており、各方面にわたる経済的効果に繋がっているものと考えております。

「いろり火の里」のさらなる交流人口の拡大と経済的効果を高めるには、なの花温泉「田田」はもとより、宿泊研修施設「田田の宿」、コンベンション施設「なの花ホール」等に加え、

「物産館マイデル」や「ショッピングセンター ラコス」とともに、いろり火の里エリアとしての総合的な魅力をさらに発揮し、併せて、観光協会等を中心とした「いろり火の里」での各種イベント等の開催により、集客拡大に積極的に取り組んでいくことが大切と考えております。

また、本年10月に「なの花ホール」を全体会場に開催される「全国グリーン・ツーリズムネットワーク山形大会」など、広域的な観光関係団体との連携により、さらなる交流人口の拡大に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと応援寄附者への観光PRについてのご質問ですが、昨年度の本町に対する「ふるさと応援寄附者」は1万3,000名を超え、北海道から沖縄までの全国各地からご寄附をいただいているところであり、本町の魅力をはじめ山形県並びに庄内の魅力と併せて知ってもらふ絶好の機会として捉え、情報発信を今後とも積極的に行ってまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） はじめに、総合計画の方であります。

10ヵ年計画で立てるということで、その時点では予測もしなかった、例えば今回の円安の影響とか、あるいは法律の改正等で負担が増えたりということも出ているわけでありまして。この総合計画については振興審議会等で3年ローリングでやっているわけでありまして、そこで急激に変わった事情等も今年度予算でもありましたが、そういう場合は想定外のものが出てくるわけでありまして。

その場合の対応として振興審議会は各種団体、あるいは各層の代表者が一堂に会して審議しているわけでありまして。その事務局案等に対して積極的な意見もあろうかとは思いますが、どうしても事務局案、それを詳しく聞き取る、質問するということが、今は分かりませんが、私自身も青年組織の代表とかいろんなことで、議員になる前、あるいは議員になってからも何年か振興審議会のメンバーになったことがあるわけでありまして、やはりその辺、もっと大幅に変わったことはこういう理由で変わりましたというようなこと、当然、当初10年間の計画ではなかったものが、先程言った社会情勢によって、法律等によって変わることがありますので、そういう細かな説明、あるいは細かな説明に対しての意見の聞き取り等は3年間のローリングの計画で行っているのか。当然、行っていると答えるとは思いますが、再度伺います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 総合計画に関する部分でございますけれども、10ヵ年の計画ということで、3ヵ年のローリングということで実施しているところでございます。今年度がその中間年ということになるわけですが、やはり施設の老朽化等、ある程度想定される部分は除きまして、緊急的にしなければならない、例えば浸水的な、近年のゲリラ豪雨的なもので、町のみならず、緊急の課題の部分については県の方とか国の方に要望するなりして実施する、そういう事業も当然出てきますし、国の方の政策的な法律の改正等で整備しなければならない事業も当然あるわけでございます。

そういった部分につきましても振興審議会等に緊急的なもの、整備を急がなければならない学校の天井板の改修工事等、いろいろな部分で法律、それから制度の補助金の交付年度の期間とかいろいろな部分で有利な制度があるうちという部分が出てくるかと思えます。そういった部分についてはそれぞれの段階において丁寧に説明しながら、また、町の長期財政計画、そういった部分との整合性を図りながら進めているところでありますし、丁寧な説明をしてきているところと認識いたしているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 三川町は平成22年、23年、行財政計画を立てて、職員の削減、あるいは歳出の見直し等をやってきたわけでありまして。その後、今回の第3次ができて、それらも踏まえてきたわけではありますけれども、やはり三川の良さはそういう努力も小回りが利き、できたということでありまして。

緊急的なもの、法律の変更等の場合、全部精査はしますけれども、今課長が述べたとおり、緊急性がある場合、すぐ招集して説明し、理解をいただき、議会等にもかけてやる。町民の声が届くと同時に、制度が変わったとか緊急性のものが出たというときはすぐできる小回りの利く行政ですので、臨機応変に、よく言われる役所仕事ではなく、三川町はそういうことを早急に対応していくというような方策を今後も続けてほしいと思えます。

続いて、人口減少対策でありますけれども、私も前からこの問題は提起しておりますが、そのたび答弁で自然動態・社会動態の話が出ますけれども、自然動態はどこも同じで、幸い、社会動態、今の答弁にもありましたとおり、県内では2番目、東根市に次いでということでありまして、ここで、私、社会の仕組みとか、集落の繋がりとか、伝統文化の衰退等、今までも申し上げてきましたが、確かに、社会動態では三川の人口は横ばいか、あるいは増えているときもありますけれども、旧集落、町内会を見ますと、社会動態で入ってくる町内会が限定されているわけです。従来の、よく言う集落の町内会等、伝統行事があるところ、組織等でやっていたところがだんだん衰退している。

例えばこれから日曜日、町内会の運動会があるわけですが、テントの中を見ても、新興住宅のテントの中は子どもで溢れていて、従来からある集落のテント内には児童の数が少ないというのが現状であります。逆に、地域を支えてきた集落、地域で子どもを育ててきた集落、伝統文化を継承した集落等の高齢化。それに、同僚議員も質問しておりましたが、空き家が増えてきているという現状であります。その現状をどう捉えて、どういう方策をするのか伺いたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 人口減少の対策ということでございますけれども、手前みそになるようなことで申し訳ございませんが、自分の町内会も神花ニュータウンの抱える町内会でございます。その中で、いろいろな町内会との接点の際に、地元との行事、そういった部分で関わりを持つということで、町内会の中でも行事の方の参加という部分については、町内会費とかいろいろな部分はございますけれども、育成会などの活動を通してお互いの距離を縮めるということで、町内会でそういった対応をしてきたということで聞いているとこ

ろでございます。

そういったこともありまして、運動会につきましては新しいニュータウンの方の参加もありまして、何十年か振りの総合優勝もしたということも聞いておりますし、先日のお祭りの段階にも地域から参加いただいて、消防団の活動の方にも参加して、お祭りの警備をしていっているということで、そういう繋がりを少しずつつけていく、そういった部分の育成会なり、いろいろな活動を通して地域の方に参加いただくという地道な活動が大変重要ではないかと感じているところでございます。

そういった部分、新しい団地、土地開発公社が整備する住宅団地と民間の部分はございませぬけれども、そういった部分、極力住民との繋がりが持てる、特に育成会、そういった部分の世代の働きかけというのは大変重要になってくると考えておりますので、いろいろなそういったきっかけづくりになるように支援できればいいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） ニュータウン関係は我々議会でも、前、政策提言で申し上げたとおり、今、課長の答弁のように、育成会をきっかけに繋がりができてきているということは良い方向でなっておりますけれども、私は従来の町内会であります。三川全体でみれば社会動態で横ばいですが、従来町内会はどこも減っている。そこで活力が失われているのではないかとあります。その人口減少等で活力が失われているところへの対策という観点であります。

前、町では職員の派遣制度とか、いろいろやった経緯がありますが、そのときの成果が見えてこない、逆に相談もないのかも分かりませんが、ああいう方策等、今まで三川町の地域を支えてきた旧集落の活性化の維持等の対策はどう考えているのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 旧集落ということで、ニュータウンとか、そういった部分のない町内会、そういった部分の活性化ということかと思えます。そういった部分におきましては、やはり自然動態の部分で減という部分にはあるわけでございますが、今実施しております「町長と語る会」とか、いろいろな団体等の語る会、そういった形で町内会の方に向いて、それぞれの町内会の課題、そういった部分をお聞かせいただきながら、実際、人口減少、そういった部分に対応するには町内会としてはどういう課題があるのか、いろいろな部分を町内会の方々と顔をつき合わせながら、課題について整理しながら町のそれぞれの施策の方に展開できればいいなと考えているところでございます。

旧来の町内会の人口減少の部分を短期間のうちに改善するというのはなかなか大変な部分でございますけれども、今年度、国の方による地方創生ということで、これから人口ビジョン策定、それと総合戦略ということで、これからどういうふうな形で本町の人口減少を食い止めるか、その戦略の会議をこれから持つ予定にしております。

そういった中で、移住の方のアンケート、本町に町外から移住してきた方へのアンケートも予定しておりますし、一般の方へのアンケート、そういった部分で、本町に欠けている部分、それから本町を外から見た場合、どういった部分が課題になるのか、そういった部分を

踏まえて、人口ビジョンを策定しながら本町の総合戦略に繋げていければということ考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 議会と町内会長との話し合い、年1回持っているわけでありませけれども、その中でも町内会長の方からは、子どもが少なくなって行事がなくなったとか、いろいろな意見も出ました。やはり集落では心配事が、子どもの声が聞こえれば活性化しているというような印象もありますけれども、行事等がなくなるということは伝統文化がなくなるということでもあります。

そこで、これから戦略会議を開くということですが、例として、鶴岡市とかも郡部ではやっておりますけれども、今、農林水産省でやっている農地・水の事業、あれで伝統文化の維持等をやったり、そのことの話し合いに、戦略に、県の職員も派遣されて相談に乗って伝統行事を守っているという例もあります。やはり三川町も、今、企画調整課長が一生懸命答弁しておりますけれども、他の部署のものも全体的に捉えて、地域の農村を支えるための農林水産省の事業でもありますので、そういうものも含めて戦略会議をこれからやるべきと思います。

今質問して急に振られても困ると思いますので、これからの戦略会議のときの考えに入れてほしいと思います。こういう例も実際ありますので、やってほしいと思います。

それにもう一つ、高齢者等も増えているわけですが、私的なことになりますが、我々65歳で、今回、三川中学校第8回卒業生の65歳の同期会を今月21日に行いますけれども、その返事の中で、往復はがきで近況状況ということで、やはりふるさとを愛していると、あるいは心配だと、本当に出た人の気持ちだと思います。

ところが、その人たちは今、退職しています。その人たちがUターンも可能なのではないかと。今、60歳過ぎはまだばりばりですので、こういう人たちにも、今までは若者Uターンとか、産業の活性化でUターンを促進、人口増加ということがありましたけれども、そういう団塊の世代、あるいは団塊世代以降の人たちが退職年齢になっておりますので、そういう人たちへのアピール、Uターンの推進の考えはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 団塊の世代への移住等、Uターンのアピールということでございました。昨年も子育ての計画づくりの段階でいろいろなアンケートを実施したところでもあります。

そういった中で、移住をした方のきっかけとかいろいろな部分を見てみますと、ある程度の年代になって、定年を迎えたということで、その後は生まれ故郷の三川の方で過ごしたいということで帰る方もおりましたし、ホームページ等で三川のことを知って、本町にはゆかりもなかったけれども移住を選んだという方も、少ない人数ではありましたが、中にはおったところでございます。

そういった中におきまして、今、志田議員が言われましたとおり、団塊の世代の方への移住促進、そういった部分については、定住促進を図る上で大変大きい部分があると思います

し、その辺についてもこれから先程お話ししました人口ビジョンを策定する際に、本町の方に移住した方へのアンケート、そういった部分でいろいろな質問を想定しているところがございます。その中で、本町への移住のきっかけは何だったのかとか、本町に何を望むかとか、課題は何かとか、いろいろな部分でUターン・Iターン・Jターンとかいろいろございますが、そういった移住に向けた仕組みづくりについても、人口ビジョンを通していろいろなアンケート、そういった部分を踏まえながら、総合戦略の外部有識者でこれから開催いたします推進会議におきまして、いろいろなご意見も踏まえながら策定してまいりたいと考えているところがございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 総合的な考えで人口対策を進めてほしいと思います。

先程から出ているとおり、三川はまだ社会動態等で何とかという部分がありますけれども、でもこのままでは減っていく、あるいは地域が衰退していくということでもありますので、対策の強化を望むものであります。

町有設備の安全対策であります。

2、3年前、「なの花ホール」の冷房設備が腐食して交換ということもありました。そういう大きいものと同時に、この間、補正も組みましたけれども、昨年、役場前の告知の掲示板が腐食で風によって倒れた。ああいう時期のものが三川にはもっとあるだろうと。一つが腐食して倒れたということは他のものも危ないという現状であります。そういう点検をやっているのか、まず最初にそれを伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 町有設備の点検に関するご質問でございますが、まず最初に、大きな施設等につきましては、いろいろな国の事業等を活用しながら、町長の答弁にもありましたように、道路・橋梁等の長寿命化対策だとか、それから公共施設の耐震長寿命化計画による改修の実施、こういうものに取り組んでいるところがございます。

また、設備関係でございますが、これにつきましても日々の業務の中で点検をしているところがございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 普段見ているということですが、幸いこの間の掲示板も人がいなかったから良かったものの、いた場合は人が出るということも想定されます。やはり見る場合、想定外のこと、先程、私は気象条件等を言いましたけれども、「なの花ホール」の冷房設備も、風が当たる方の冷房機がだめになったということは、川を經由で潮風が来るという気象条件もあるわけでありまして。そのいい例が両田川橋の下の腐食等、私はそれが原因の一つではないかと。あの場合は消雪剤の関係もあるとは思いますが。

やはりそういう気象条件の三川町ですので、普通の耐用年数より腐食が早いものが結構あると思われまして、その辺を外部から見のではなく、同じ時期に作ったものはもっと詳しく点検して歩くというような行動が必要で、人がけがをしたということになってからでは遅いと思われまして。

そして、町有のものにモニュメントがあるわけです。1,000万円もかけた旧7号線の、今、押切のバス停近くに石のモニュメント。あと、旧朝日ドライブインの向かいに、あれはどこかの所有か分かりませんが、三川をアピールするもの等、あれもだいぶ経ちました。例えば押切バス停の前のああいうものが効果がどんなものかと。逆に腐食等、老朽化するとそちらの方が逆に心配になってきます。あと、三川バイパスもできましたので、アピールするにはあそこで必ずしも芸術家がデザインした丸いような、確か1,000万円かかったと私は記憶しておりますけれども、ああいうものが逆に何かあってからというより、そういうものの価値をまた考え直す時期ではないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 公共施設等の老朽化に対する対策というご質問であります、先日の補正予算審議の中でも出させていただきましたが、公共施設等の固定資産台帳を作る、その業務委託料を補正予算として出させていただきますので可決いただいたところでございます。あの予算の目的といいますのが、公共施設等の老朽化対策ということで、その施設の更新、統廃合、長寿命化、そういったものについて、それぞれの施設について検討を重ねて、どう維持していくか、場合によっては廃止するか、そういうものを考えるものでございます。

そういう意味では、ご質問にありました老朽化に対する対策、今年度からスタートするというところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今の対策に、私が言いました町で作ったモニュメントとか、そういうものも入っていくわけですか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） その固定資産台帳に登載する固定資産について、どこまで範囲として含めるかということにつきましては、業務を委託する中において業者の方々とともに考えていきたいと思っておりますが、そういったモニュメント等、きっちり診断しなければならない施設があるということは私どもの段階としても考えの中に入れておきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 危険性の中で、同時に質問しているわけでありまして、遊具等、前も箱ブランコ等の危険性が指摘されたときは箱ブランコ等の撤去等もありました。

いろんな補助事業で設けた遊具が腐食して、独自に診断して撤去したという町内会等もあります。町内会等での維持は分かりませんが、やはり診断、点検ということになると専門性がないわけです。ただ、知っている町内会の遊具、滑り台等は、見ても触っても腐食しているということで撤去したわけですが、その辺の指導、あるいは町内会等で管理はしていくということはあると思いますが、点検、指導、あるいは見回り等も町が主導的にやっていくべきではないかと思われませんが、どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 町内会の遊具等の点検の指導等のご質問でございますけれども、それにつきましては、大きくは国の計画なり指導の内容なり、いろいろあるわけ

でございますが、本町ではその内容を受けまして、各町内会に対しまして遊具の日常点検に係る点検の仕方、それから点検箇所を示しまして、平成21年に町内会に点検の様式を示したところでございます。

ただ、専門性といいますと、社会福祉協議会におきまして、遊具の安全点検の経費に対する補助金がございます。これにつきましては、専門技術者による目視診断、触手診断、聴音診断、打音診断、揺動診断等による劣化診断費用に係るもので、1/2以内の額で上限が1万円、こういった補助事業を利用させていただきたいと思ひますし、町内会の方で日常的に点検する場合、さらにどういうところを気をつけた方がいいとか、そういう依頼があれば町の方で指導していきたいと思ひます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今、町内会等は分かりました。当然、学校等は町で、あるいは教育委員会等でやっていると思ひますが。

ここで、「なの花ホール」等がある道の駅の「かっぱつ広場」の遊具の維持管理、点検はどちらの範囲になるのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 「かっぱつ広場」の木製の複合遊具ということでございますけれども、部分については大きい施設の修繕とか、そういった部分がある場合は町の方でしておりますし、これからまた遊具の整備ということで新たな整備の方も考えているところで、通常の点検等については施設の方でやってございますけれども、それを大きく修繕となる場合は町の方と協議して進めるという形でやっているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続いて観光対策であります。

三川の場合、交流人口の拡大ということで頑張っているわけでありましたが、昨年度、山形県では山形destinationキャンペーンで観光客が来たわけでありましたが、どうしても三川は駅もない関係もあるかもしれませんが、今年また山形県では6月から9月まで「山形日和」のキャンペーンをやるということになっております。それに三川はどう関わっていくのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 山形DCのポストDCとして、今年についてその活動が山形県内で行われるわけですが、これに対して三川町としての関わりについては、今ご質問もありましたとおり、その活動の中で「山形日和」というような観光キャンペーンを開催いたします。一つの冊子を印刷しまして、関係各位にそういったキャンペーン誌を配付しながら山形に来ていただく、庄内に来ていただく、三川町に来ていただくというような形で、単独ではございませんが、三川町もその関わりの中で取り組みをしていきたいと考えています。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） やはり単独では厳しいというものも分かりますけれども、よく言うコバンザメ商法というものもあります。大きいところでやったものに少しでも来ていただく。

例えば今回、山形県の場合、台湾の交流で500万人の交流人口を目指しておりますけれども、内容を見ますと、宿泊等はすべて内陸ということでありまして、庄内で頑張るものということになります。この間90周年を迎えた鶴岡信用金庫の場合、県外から信用金庫の関係で毎年観光客が来ているわけでありまして、やはり金融機関ですので、三川でこの金融機関には利用が少ないのは分かります。でも、少し三川の部分もアピールしてできないかということでもあります。

なぜかという、毎年春、雛街道をやっているわけですが、その中で三川のアトク先生のお雛様も入れていただいていることもありますので、少しでも多く観光客等が来るという情報の場合、企画しているところにだめもとでもアピールしていく、あるいはそのとき冊子も配ることができれば、このお客さんが、今、熟年世代、先程の、退職した後の夫婦等はまた個々に旅行しておりますので、そういう人たちにアピールにもなると思いますので、そういう考えはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 交流人口の拡大については、今ご質問あったとおり、広域的な観点から、そういったいろんなイベント、コンベンション的な活動について三川町、特にいろり火の里の宿泊施設なり、コンベンションホールをご利用いただくという形でお話を持っていくというのは有用なことかと思えます。

ただ一方で、実際に自前の努力といいますか、いろり火の里の方の宿泊施設、田田利用、それから今言った会議等の利用によるな花ホールの利用、そういった総合的な、利用者にとって他にはない魅力のある施設でありますので、そちらの方についていかに使っていただくかというのがベースになるかと思えます。

実際にそうした観点で、答弁にもありまして、年間25万人という形でご利用いただいているところで、また一方で、何度も過年答弁いたしました。イベントによる集客もプラスしていくという考え方で、まず自前の部分を増やしていきたいと考えています。

実際にご存知かと思いますが、菜の花まつりについては3,000人、また、あつたか冬まつりについても2,500人ということで、季節ごとのイベントでそれぞれ集客・誘客に貢献しているという状況でございます。また、夏・秋、そういった部分については、今のところイベント的なものはないわけですが、そういった意味で、季節に応じたイベントで集客しながら、なお、いろり火の里の各施設が潤うような、そういった取り組みを継続して行っていきたいと考えています。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 自前の部分のアピールですけれども、今、庄内には、マスコミの一つですので名前を言っているとは思いますが、「庄内小僧」という本が月1回出ております。多くは食べ物の記載ですけれども、あれに載ると、最初行ってみようかと、今まで名前だけは知っていた食堂のラーメンが紹介されると、時間待ちになるという現象が起きます。ああいうものにアピール、一生懸命掲示していただくというのも方策の一つと思えますが、そういうものへの売り込み等、当然、売り込み等がなければ取材も来ないと思いますので、そ

ういう考えはどうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいまお話がありました、例えばタウン誌、各種ございます。「庄内小僧」も多くの人が目を通してということで、この影響力については大きいと承知しております。

また、先程ポストDCの関係で「山形日和」というような観光キャンペーン誌もございませうということですが、そういったものについて、こちらから積極的に情報提供、依頼していくということは実はこれまでもやっておりますので、これは継続して行っていきたいと思っております。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そこで、単独のものにもっと人に来ていただくということで、実は政令都市の100万都市の仙台の駅前の一等地に地元銀行が店を出しております。その前には掲示板がありまして、前、庄内の雑街道等のチラシも貼って来ておりました。

そういうものを利用して、そういうものにも自前の菜の花まつり等の資料を送る等して、あの一等地に掲示していただく。ということは、例えば仙台は100万人都市ですので、この人たちの0.5%でも5,000人来る、0.1%でも1,000人が三川に来るということであります。だから大きい人口のところにキャンペーン、地元の銀行にお願いして、あそこにチラシ等、菜の花まつり、あったか冬まつり等のチラシも貼っていただければ、道路から見える貼る場所がありますので、そういうことをお願いするのも一つの手かと思っておりますので、確認してほしいと思っておりますし、提言したいと思っております。

そして最後に、今年も好調なふるさと納税であります。昨年8月末で4,181件のものが、今現在、それを超して4,400件になっている。すごく好調な状況であります。その人たちを逃す手はない、アピールするには大変いい格好の機会であります。

それで、縦割りではなく、観光協会等も一緒になって手助けをしながら自分の方のものもアピールしていただく、町全体のことを考えて、そういうことをやるべきと思っておりますが、どうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 議員が言われるとおり、ふるさと応援寄附者への町のPR、絶好の機会と捉えています。今回も先程来お話いたしております「山形日和」、そういった冊子ですとか、また、町独自の取り組みで「瑞穂の郷づくり事業」の絡みの中で「いきもの田んぼ」というような取り組みをしまして、それについて冊子を作成いたしました。三川町がこういったところだよと、田んぼがあり、そこに生き物が息づいて、そこから農産物が出ているのだよというようなことが見られる冊子ですので、例えばそういったものですか、三川町だけでなく、三川町のある庄内が大変魅力的なものがたくさんあるわけですので、広域的なパンフレットもでき得る限り返礼品等に載せながらPRしていきたいと考えています。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） そういういつでもできる対応をこれからも続けて、今回、ふるさと応援者だけで私は質問しておりますけれども、やはりいろんな機会で、イベント等がありましたら渡す。例えば先程言った我々の同期会等にも、いろんなパンフレット等があれば、ふるさとを思う気持ちで庄内に来て同期会等をやりますので、そういうものにいろんなものを置けば、本人が来られなくても口コミで都市部に帰ったときに広まっていくと思いますので、そういういろんな情報を耳に入れてアンテナを高くして、しつこくでもチラシ等を配布していくような方策をとることを望み、質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時30分)

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、8番 梅津 博議員、登壇願います。8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員）

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 公共施設の耐震化・長寿命化計画について | 1. 本町の公共施設の耐震化・長寿命化について、今後の計画の概要を伺う。
2. 農村環境改善センターの耐震化に関連して検討されている新たな施設について、基本構想を伺う。
3. 長寿命化が計画されている町営住宅について、民間活用も含め運営のあり方を再検討すべきと考える。当局の見解を伺う。 |
| 2. 「ふるさと応援寄附金」について | 1. 「ふるさと応援寄附金」は各自治体の努力によって、大きな収入源に成ると考える。寄附金の拡大と安定化のための対策について、当局の所見を伺う。 |
| 3. 子育て支援策について | 1. 「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、子育て支援策の充実が期待されるが、アンケート調査の住民ニーズ等から把握される今後の課題と対応策について、所見を伺う。
2. 子育て支援策の充実に向け、ふるさと基金を活用すべきと考えるが、当局の見解を伺う。
3. 学力向上対策事業は本町の特徴的な事業と捉えるが、今後の事業の拡大・充実について所見を伺う。 |

平成27年第3回議会定例会におきまして、通告に従い一般質問いたします。

1点目といたしまして、公共施設の耐震化・長寿命化計画について伺います。

本町の公共施設の耐震化・長寿命化について、今後の計画の概要を伺います。

また、農村環境改善センターの耐震化に関連して検討されている新たな施設について、基本構想を伺います。

長寿命化が計画されている町営住宅について、民間活用も含め、運営のあり方を再検討すべきと考えます。当局の見解を伺います。

2点目に、「ふるさと応援寄附金」について伺います。

「ふるさと応援寄附金」は、各自治体の努力によって、大きな収入源になると考えます。寄附金の拡大と安定化のための対策について、当局の所見を伺います。

3点目に、子育て支援策について伺います。

「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、子育て支援策の充実が期待されていますが、アンケート調査の住民ニーズ等から把握される今後の課題と対応策について、所見を伺います。

また、子育て支援策の充実に向け、ふるさと基金を活用すべきと考えますが、当局の見解を伺います。

最後に、学力向上対策事業は本町の特徴的な事業と捉えますが、今後の事業の拡大・充実について所見を伺います。以上、1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の2点目、及び3の3点目につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

はじめに、公共施設の耐震化・長寿命化計画に関するご質問ですが、本町では、公共施設の老朽化等を勘案し、耐震化・長寿命化、あるいは改築等実施すべき施設について、中期財政計画との整合性を図りながら改修計画を策定したところであります。これまで、農村環境改善センター、横山小学校、町民体育館の改修を行い、今年度、消防三川分署の改築に取り組んでいるところであります。

ご質問の今後の計画につきましては、平成28年度に役場庁舎の耐震化工事を計画しておりますし、さらに、いろり火の里施設、押切小学校、町営住宅等の改修につきましても、計画期間として位置付けている平成33年度までに実施してまいりたいと考えております。

次に、3点目の町営住宅につきましては、建築基準法の規定に基づき、建築設備等の定期調査を実施するなど、その適切な維持管理に鋭意努めているところであります。しかしながら、築後30年ほど経過していることから、早期の修繕などにより更新コストの削減を目指すなど、長寿命化等に向けた調査や計画の策定及びこれに基づく予防保全的管理、長寿命化に資する改善が必要となっているところであります。

また、「民間活用も含めた運営のあり方」につきましては、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行ういわゆるPFI事業による手

法や、町営住宅を補完するため、民間住宅等の借り上げなどが想定されるところであります。

本町にどのような資源がストックされているか、また、耐震性、省エネルギー性能、バリアフリー対応、耐久性等を備えた良質なものであるかなど、クリアすべき課題も多いものと捉えております。

いずれにしましても、今後、「公営住宅等長寿命化計画」を策定する中で具体的な検討を行い、対応方針を明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと応援寄附金の拡大と安定化対策についてであります。本町におきましては、平成20年度の制度創設以来、ふるさと応援寄附金の寄附者は、本町出身者を中心に、毎年度継続して寄附していただいている方々が多数でありましたが、昨年度からは、インターネットのポータルサイトによるPRを実施し、町の産業振興や観光振興、特産品の販売促進などに結び付けながら事業展開をした結果、寄附件数・寄付金額ともに飛躍的に増加し、大きな反響を呼んでいるところであります。

今後の取り組みにつきましても、寄附に対するお返しの特産品によって町内の農業者や事業者の方々を支援・応援するため、産業振興部門等との連携をこれまで以上に図るとともに、新しいメニューの追加など、本町ならではの特色を活かした新たな地域資源を発掘することにより、ふるさと応援寄附金の拡大と安定化を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、子育て支援対策についてであります。国においては、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、この4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行されたところであります。本町におきましても、「子ども・子育てに関するニーズ調査」などを実施することにより、町民ニーズへのさらなる対応や仕事や生活の調和の実現に向けた地域や社会全体での取り組みの推進を目指し、この3月に「三川町子ども・子育て支援事業計画」を策定したところであります。

1点目の住民ニーズ等から把握される今後の課題と対応策についてであります。平成25年11月に実施したアンケート調査結果におきましては、子育て支援施設の整備と、さらなる子育て支援策などを求めるご意見も多く寄せられていたところであります。

このようなニーズ調査やパブリックコメント、さらには「子ども・子育て会議」における意見なども踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」を取りまとめたところであり、さらなる支援策の充実に向け、引き続き各種施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

2点目の子育て支援策の充実に向けたふるさと基金の活用についてであります。本町におきましては、本年度から「瑞穂の郷づくり事業」や「三川誕生60周年記念事業」などにふるさと基金を充当する予定としているところであります。さらには、安心して子どもを産み育てられる環境を実現させるため、本町が現在取り組んでおります第3次三川町総合計画のもとに、引き続き各種施策を着実に展開していくことは極めて重要であり、その財源としてのふるさと基金の活用は十分考えられるものと認識いたしているところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 青木教育委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

農村環境改善センターの耐震化に関連して検討している新たな施設の基本構想と、学力向上対策事業についてのご質問であります。教育現場に関わるご質問でもありますので、鈴木教育長より答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

はじめに、新たな施設の基本構想についてのご質問であります。昨年度実施した調査設計業務の目的といたしましては、将来にわたる年次計画を含めた建設計画策定のための基礎資料とするため、文化活動や交流活動に使用するにあたって必要とされる施設の機能や面積を想定し、その概算工事費を積算したものであります。

新たな施設の想定にあたっては、ホールの収容人員を 350 名程度とし、床面を多目的に使用するための移動観覧席や、音響機能の必要性等について検討を行ったものであります。

新たな施設の基本構想や今後の年次計画等につきましては、今年度中に一定の考え方を示していきたいと考えておりますが、子育て家庭の支援を目的とした新たな施設整備構想との関係や、財源の確保の問題もあり、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、学力向上対策事業についてのご質問であります。3年前より全国学力・学習状況調査が悉皆調査となったことから、それぞれの小中学校のテスト結果を全国と比較することが可能となり、そこから「学力向上」という言葉がクローズアップされている状況にあります。

自治体によっては、いわゆる「土曜授業」や「土曜学習」などをはじめとする学力向上への取り組みがなされている状況にありますが、教育において重要なことは、学力テストの順位そのものではなく、子どもたちに潜在する資質や能力を高めるところにあると考えております。

「学力」を構成する3要素として、一つ目は基礎的・基本的な知識・技能であり、二つ目は知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力であり、三つ目が学習に取り組む意欲であります。

これらが有機的に結びついた学力が「確かな学力」となるものであり、その核となり得る最大の要素は、日頃の授業のあり方にあります。

本町の教育指導は、「自ら学び、自ら考える力を育む学習活動」や「豊かな人間性を育む教育活動」、「たくましく生きる力を育む教育活動」を推進しておりまして、日常の教育内容を適時吟味しながら、学校・地域・家庭との連携を密にし、子どもたちが生涯にわたって学び続ける意欲の醸成を図っているところであります。

こうした教育指導・教育活動の部分的なサポートを行うために、小学校6年と中学3年を対象とした「学力向上対策事業」をはじめ、昨年度後半からは小学校5年生も対象に加えて実施しているところでありますが、最初に申し上げましたとおり、教育の目的は子どもたちに潜在する資質や能力を高めるところにあることから、まずは「確かな学力」を身につけるための日常の授業を重点におき、本事業は児童生徒が学習に取り組む意欲をサポートするも

のとしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） それでは再質問に入っていきたいと思っております。

公共施設の耐震化・長寿命化の今後の計画の概要でございますが、これについては確認というような意味合いも含めて質問いたしましたので、答弁にあったように、行政運営に関しても時々刻々と状況が変わるということで、今回、小中学校の天井落下防止対策ということも突然に義務付けられたような形になったということで、中期財政計画における耐震化・長寿命化の計画も変わってきたということでございます。この判断は非常に的確だったのではないかと私も思っていますし、今後とも、先程の答弁で33年までの実施ということもございましたけれども、これらについても、今後様々な事態を勘案しながら、できるだけ33年までというようなことの中で、状況に対応しながら最善の対策を講じてもらいたいと思っております。

それで、順番のとおりで、教育委員会の方の答弁になったようでございますけれども、農村環境改善センターの基本構想ということでさらに伺いたいと思っております。

先程、概算のホールの設計という中で、ホールの収容人員、床の椅子の移動、それから音響設備の充実ということもございました。確かに、町の公民館として使われています農村環境改善センターでありますので、非常に年間の利用者も多い。昨年の実績で見ますと、2万7,000人ほど、それから24年度では2万9,000人ということで、3万人弱の町内外の方々がこのセンターを使っているということで、利用する方々もいろいろな立場の方々でありますので、その要求というものも多岐にわたっていると思っております。

そうした中で、先程の話にもありましたが、子育て支援センターというような話も浮上しているやに聞こえております。子育て支援センターについてはみかわ幼稚園・保育園の方に設置されているわけでございますけれども、場所が狭いということ、それからいつでも気軽に使えるようなという要望もございます。あるいはそれ以外の年代、要するに生涯学習施設としての機能も充実させてもらいたいという話もありますので、要するに総合的な町民のためのセンター、町の中核のセンターという位置付けを持たせながら、新たな施設の構想を練るべきかと思っております。

今年度中に一定の考えを出したい、答えを出したいというような答弁もございましたが、逆に慎重に向かいたいということも答弁でありました。今後のスケジュールに関して、慎重な検討は必要ですけれども、あまり遅らせると、また時機を逸するということがありますので、今後のスケジュールについて、現段階での計画といたしますか、それを分かる範囲で教えていただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 農村環境改善センターのホールの改築に絡んでのお話でございますけれども、これまでこのホールの改築にあたりましては、農林水産省の補助を使った事業の採択、あるいは社会資本整備総合事業の計画を立てるということで進めてまいりました。

先程議員がおっしゃいましたとおり、このホールにつきましては3万人近くの利用があるわけですので、その利用をまずはストップさせないという方向でこれまでも進めてまいりました。そういった意味では、現在のホールを耐震化することは現実的ではないということで、新たな施設を建設することで、その代替機能を持たせるというのが現在も変わっていない考え方でございます。

そうした中で、先程、教育長の答弁の中でもありましたとおり、昨年度策定いたしました子ども・子育て支援計画の中でもニーズとしてありました、子育て支援の中核的な施設が必要であるということが強く求められております。そういったものにつきましても、この農村環境改善センターホール、いわゆる地域の交流施設としての機能を持たせた複合的な施設ができないかということで、今年度、その考えを慎重に検討してまいりたいと先程の答弁の中でも申し上げたところでございます。

こういった施設につきましては、単なるこの施設を建てるのではなくて、この施設がどのように地域の活性化に繋がるのか、あるいは今議会でも様々言われておりますが、人口の増加あるいは減少の抑制、そういったもののビジョンとしても、人口ビジョンにも関わってくるものなのかというふうにも考えております。

教育委員会といたしましては、農村環境改善センターは農業施設、農業者のための施設として建設され、その後、三川町公民館という看板もかけさせていただきまして、地域の交流場所としてまいりました。今後、農林の補助はなかなか難しいことが分かったわけですので、一番はその財源をどう確保するのかということが、今年度、その計画策定の大きな課題となっております。この財源をいかに確保するかということ等を踏まえながら施設の機能を、先程申し上げましたとおり、ホールでは、350人程度の規模のホールを想定した場合についてはどの程度の事業費が必要なのかということも概算として出しましたので、そういったことを踏まえて、先程議員からご意見いただきました施設としての機能を持たせたものを考えていきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 教育委員会サイドでそのような構想というものをお聞かせ願いましたけれども、当局サイドでも町の中核を成す施設に関して、まちづくりの目的といたしますか、どういったまちづくりをこれから重点的に進めていくのかといったものを重点施策というものを挙げながら、こういった施設を計画していくということが重要なのではないかと思います。その点、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の梅津 博議員の質問にもございますとおり、「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって、今の町の公民館のホール機能をいかに充実、そしてその施設と一緒に子育て支援策をどのように付加していくかという経過の中において、先程の教育課長の答弁にあったとおり、本来は公民館のホールの耐震改修ということが大きな要因となってきたところでありますので、これを町の一つの総合的な生涯学習、あるいは子育て支援という機能を持たせたような施設を新たな施設として整備していかなければならない

という視点で、その中心となり得る施設の運営・管理ということからすれば、三川町公民館、そして子育て支援センター、さらには学童保育というようなことの総合的な支援施設でなければならないということで、今回、教育委員会が主管としての基本構想の策定に向けた設計の業務委託をいたしたところであります。

これは私の政治的な公約ということにも掲げさせていただいておりますので、今の人口減少においての本町における子どもを生き育てやすい環境、そのような面については、保護者の方々ともいろいろな意見交換をさせていただいた際にも、先程の答弁で申し上げましたとおり、施設の整備というものを求める声が多かったということから、今回、このような対応をいたしたところであります。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 町長からもありましたけれども、学童保育というお話もございました。そういった総合的な、あるいは遊佐町辺りでも屋内である程度遊べるような施設というものもできているようでございますが、いろいろなニーズに耳を傾けながら、場所の問題もあるわけですが、できる限り町民のニーズに応えられるような、あるいは有効な町の中核になるような施設というものを慎重に検討しながらも、ぜひ早い時期に、早い段階で基本構想を決めて、また町民にパブリックコメント等をもらうなどの手立てを順次進めていてもらいたいと思います。

それでは、町営住宅の方に移りますけれども、先程、築30年の中で長寿命化対策が必要ということがありました。町営住宅に関しては横山団地、それから北田団地がございますけれども、それぞれ構造が違っておりまして、ご案内のように、横山に関しては木造平屋、北田に関してはコンクリート造りの4階建てということで、当初、中期財政計画に関連しての長寿命化対策の概算設計といいますか、年次計画を見ても、対応する経費というものが全然違っております。当然、木造の部分については平屋でもございますし、若干の手直しでいいということでありまして、あるいは4階建ての北田団地に関しては、概算設計においては3億4,200万円というようなことがあったようでございます。

補助金というものも見込んでいるようでございますが、こういった公的な住宅に関しての補助だと思いますが、主に北田団地に関して伺いたいわけですが、こういった公の補助を使いながら長寿命化というものに対応した場合、おそらく平成30年から31年の計画ですので、今の概算設計の3億4,200万円というものが金額的にはさらにいくらか上がるのではないかと思いますけれども、こういった投資をする費用対効果といいますか、そういったものが、例えば長寿命化対策をして20年とか25年とかの対応だと思いますが、費用対効果としては若干低いのではないかと私は判断しますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 北田団地の関係でございますけれども、ご承知のように、昭和58年に竣工しまして、32年経過している状況でございます。町の耐震・長寿命化の改修計画としては、今お話がございましたとおり平成31年に事業を実施するわけござい

ますけれども、北田団地の長寿命化を前提とした公営住宅等ストック総合改善事業という事業を平成24年3月に策定いたしております。これにつきましては、躯体の安全性の判定であるとか避難の安全性の判定、居住性の判定、さらにハード部分におきましては、劣化状況ということで、屋根の防水であるとか、塗装の関係であるとか、外壁のシーリングであるとか、細かにいろいろ調べたという経過がございます。それで、全体としての概算の工事費が2億5,000万円ほどということを出ているところでございます。

それで、費用対効果の関係でございますが、それにつきましては、費用対効果、当然これから長寿命化計画を策定する中で、ただいま申し上げました計画、実態調査といいますか、そういったものも盛り込みながら費用対効果を判定していかなければいけないなと思うところでございます。当然、費用対効果があまりにも低すぎれば、場合によっては建て替えであるとか、いろんな選択肢はあると思います。

いずれにしても、これから国の社会資本整備総合交付金を受けるためには、公営住宅等の長寿命化計画を策定しなければいけませんので、この長寿命化計画の中で、費用対効果であるとかいろんな課題をこの中で検討した上で対応方針を明らかにしてまいりたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 平成30年の設計、31年の工事実施という計画の中で、まだ余裕はあるわけでございますので、そういった計画づくりの際にいろいろ考えてもらいたいわけですが、ただ、横山団地に関して、大体同じ時期にできて、戸数は12戸ということですが、少ないわけですが、今の長寿命化の計画を見れば4,400万円という工事費になっているわけでございます。桁が違うということになっているわけでございますので、そういったことからすれば、建て替えも含めてもそれだけの投資が必要なのかなという気がいたします。

それで、最初の町長の答弁にもありましたけれども、今後の考え方といたしまして、PFI事業、それから民間住宅の借り上げ等、様々なクリアしなければならない課題があるとはいいながら、今、盛んに民間でもアパート等が建っているわけでございますが、そういったものを町で借り上げるというものがあるいは現実的なのかなと私は思ったところです。

いずれにしても、今後、今回の定例会の中でも空き家対策等の活用ということも出ていますが、住まいというもの、住生活というものの総合的な政策、これを住宅マスタープランといいますか、そういったものを今後検討する時期に来ているのではないかと。

先程の一般質問にもありましたけれども、宅地開発している新興住宅地と従来の町内会との住まいというものの感覚がだいぶかけ離れてきた。従来の町内会ではどんどん戸数も減っている、それから新興住宅地はどんどん増えている、そういったアンバランスもあるわけですし、住生活というものの総合的なあり方を、今後、人口の減少対策というものも絡めながら作っていく必要があるのではないかと私は思います。そういった中での町営住宅のあり方であるべきだと思いますし、今後の総合的な政策を検討すべきだと思いますが、当局の考えはいかがでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 今ご質問がありましたとおり、町内にはアパートもかなり建ててきております。そういった民間のアパート、または民間の家屋の借り上げ、選択肢としては想定されるところでございます。ただ、そういった建物の耐震性なり省エネ性、それからバリアフリー、耐震性、そういった、町が借り上げて耐え得るかどうか、そういう課題もございますので、ただ、選択肢としては想定したいと思いますが、やはり一番は既存の町営住宅の長寿命化、あるいは建て替えになるのか、長寿命化、その辺の調査が一番必要ではないかと思えます。

今お話がありましたとおり、国では住生活基本法ということで、住生活基本計画、これは全国計画があるわけでございますけれども、今ご質問がありましたとおり、長寿命化のみならず、その自治体としての住生活環境、人口であるとかいろんな環境を捉えながら住生活の計画を作るといふものもございまして。

これから予定します公営住宅等長寿命化計画につきましては、そういった考え方も盛り込みながら考えていきたいと思えますし、また、PFIにつきましても、近隣では酒田市、それから山形市等でもすでに事例がございますので、そういったことも参考にしたいと思えますし、また、PFIそのものが、ご存知かと思えますが、PFIと一口に言いましてもいろんな方式があります。ですから、こういったものも検討の材料に入れながら長寿命化計画を策定してまいりたいと考えてところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） PFI事業に関して、私は少し勉強不足で内容が分からなかったのですが、民間活用の際には、既存の民間のアパートの活用、条件に合ったものの活用というものも当然ありますし、あるいは最初から町としてこういった条件でという形での民間に建築してもらいながらの活用というものも当然あると思えます。そういったものも含めて、今後十分検討すべきかと思えます。

次の質問に移ります。ふるさと応援寄附金の関係でございまして。

ふるさと応援寄附金、今年も予想よりもいいスタートを切ったという報告でございました。最初の答弁にもありましたけれども、産業振興の観点で、さらに新しい商品、返礼品のラインナップを揃えながら拡大していきたい、安定化に向けていきたいというようなことであつたと思えます。

このふるさと応援寄附金、本来の目的は寄附者のまちづくりに対する思いというものを受け止めることだと思えますが、今は返礼品の豪華さといいますか、種類といいますか、価値といいますか、そういったものに注目が移りがちでございましてけれども、それはそれで仕方ないといいますか、いいのかもしれませんが、安定化、拡大化ということからすれば、やはり本来の目的であるまちづくりに応援してもらおうということだと思えますし、この点については前にも質問いたしましたので再びはしませんけれども、応援してくれる寄附者の意向に関しては、いろいろな使い方を指定してくるわけでございますが、一番多いのは町政全般に使ってほしいというような内容でありましたので、そういうことからすれば、なかなか

まちづくりというものに絞り込めないのかなという思いもございます。

一方で、返礼品に関してあちこちでトラブルもあるようでございますけれども、三川町においてはそういったクレームとかいうものはないのか、その辺、伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 返礼品の關係のトラブルということでございますけれども、品物が届いたことによる、例えばインターネットで掲示されている、本町の場合ですと「ふるさとチョイス」という形でポータルサイトに接続してそこから申し込む方、それからパンフレットで申し込む方、2通りあるわけですが、そういった部分の品物の關係でトラブルというのはほとんど聞いていないところですし、むしろ、お米の部分の返礼が、特に本町の場合ですと米の部分でほぼ95%を超えるような構成になっているところでございます。

そういった中で、つや姫とか、そういった米のいろいろな組み合わせで寄附の品物の方も充実しているわけですが、食べて大変おいしいということで、お礼のはがきなりお手紙をいただくことは大変多うございますが、直接品物の部分で、自分が申し込んだ部分と違うという形でのトラブルはほとんど聞いていないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいまの答弁でまずは安心したわけでございますけれども、昨日のニュースで、南陽市の方で事務的なミスでメールの誤送信があったという内容もございましたので、今後、申し込みが増えると、非常に事務的な作業といいますか、仕事も大変になってきますので、ぜひその点は気をつけてもらいたいと思います。

それで、返礼品に関してなのですけども、幸い、良質で良品のものが送られ続けているということで、今後ともそのことには注意してやるべきと思いますが、一方、産業振興という話の中で、ただいまもありましたけれども、95%ぐらいがつや姫を中心とする米になっているわけでございます。それで、一部、生産者自ら返礼している方もいらっしゃいますけれども、ほとんどが町内の業者、具体的に名前を申し上げてもよろしいかと思いますが、株式会社まいすたぁにお世話いただいて発送しているわけでございます。

この発送している米に関しては三川産のものでありまして、三川支所からまいすたぁの方に販売しているということは私も確認しましたけれども、例えばそういった米の流通の流れの中で、生産者にメリットがあるような仕組みができないのかと思ったところです。

例えば、つや姫の話だけにしますけれども、農協の方で三川のつや姫をこういった返礼品以外に当然一般の販売で売っているわけでございます。もし、返礼品に向ける米が一般の販売よりも農協サイドの方で高く売っているとすれば、何もしなければその分たがわ農協管内で薄まって全体のメリットになっていくわけなのですが、これを三川支所の中で区切るということをするれば、三川の実産者にとってのメリットとしてできるわけでありまして。そういったことができるのか、できないのか。

例えば隣の庄内町でも、応援寄附金を使つての実産者にいくらかでのメリットということもありました。どういった仕組みなのか詳しくは調べていませんけれども、内々に農協の米の販売の方に電話しましたところ、行政サイドの取り組みといいますか、お話し合いをした

いということもありましたので、ぜひ、三川の返礼品の米が三川の生産者にメリットとして還元できるような仕組みを作ってもらいたいと思いますが、その辺、取り組みの姿勢はいかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 返礼品の中心であります米、特につや姫の部分について、隣町の庄内町の方で、JAの方で生産者の方にメリットのあるような取り組みをなされているということでございます。本町の管内の庄内たがわ農協三川支所の方で、そういった町からの金銭的な部分がないような形でも、JAの方で三川管内から生産されるつや姫に対する返礼品とかそういった部分で、同じ庄内たがわ農協の中で支所単位でそういった取り組みが可能なのか、直接その部分については確認してございませんけれども、実際生産者の方にメリットのあるような形で農協の方での対応が可能なのか、そういった部分については十分確認してまいりたいと思っておりますし、ふるさと応援寄附金を通じて、農業者、さらにはいろいろな商業者、事業者等の生産、さらには事業の拡大等になるように、いろいろな方策については前向きに、できる部分について確認してまいりたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 27年度はスタートしましたが、27年産のお米からでも当然いいわけですし、できるところからいいわけですが、ぜひ取り組んでもらいたい。

ちなみに、昨年度の米の関係にしていえば、つや姫を中心に1万5,288セット、個人対応の部分も含めてですけれども、そういった数が出ておりますし、10キロということで計算すると153tほどの米を返礼品として扱っている。面積に換算すると25haぐらいになっております。

今年度の27年度のつや姫の作付けが287ha、概算で農協から伺いましたけれども、昨年実績で、つや姫の作付けの大体1割ぐらいが返礼品で出ている。例えばこれが、今年、補正予算では1億7,000万円ですけれども、答弁の中で2億円を超すだろうみたいな話もございました。倍ぐらいになるとすれば、実に2割ぐらいの作付け部分が返礼品で動くということになるわけでございますので、これは非常に大きな数字ではないかと思っております。

その分、例えば1俵に対して10円でも20円でも、あるいは100円でも上乘せになるということであれば、生産者にとってもふるさと応援寄附金というものが非常にすばらしい制度であるし、町の対応もすばらしいものであったというふうになると思いますので、ぜひ検討してみてください。

それから、ふるさと応援寄附金に関連して、3の2のふるさと基金の活用についてに移りたいと思います。

先程の答弁の中で、活用に関して、子育て支援の方に十分考えられるということもありました。それで、昨日以来の同僚議員の一般質問の中にも、例えば高校生までの医療費給付の無料化といいますか、給付事業によって医療費の無料化というようなこと、これに関しては、昨日の答弁では財政状況を踏まえて検討したいということもありましたし、あるいは給付型

の奨学資金、これに関しては難しいだろうという答弁だったと思いますけれども、こういった目に見える子育て支援というものをふるさと基金の中から、財源としてはふるさと応援寄附金であります、検討していくということは私はできるのではないかと考えております。

今年の当初、それから補正の中ではふるさと基金の積み立てというものが5,000万円ありますし、前年度は6,000万円の中で2,000万円以上のものを産業振興ということで、あるいは60周年記念ということで使っておりますけれども、その中で例えば1,000万円とか1,500万円とかという金額を子育て支援のメニューに充てていくといったことも私は十分可能であるし、町長の政治姿勢からしてもやるべきかと思っておりますけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回のふるさと応援基金に関しましては、本町が今インターネットでのポータルサイトで運営をしていただいている事業主の方からも、全国の自治体においては、今回の寄附者の意向からいたしましても、半数以上は町政全般にという思いでご寄附をいただいているということからいたしますと、これからのふるさと応援寄附金については、まさに地方創生に代わるような、その地方の戦略的な手法が求められているというご助言もありました。その中においては、全国の自治体において、一つの大きな目的について、返礼品を期待しないような、そういう寄附金ということで、それをすべて基金の造成を図ってその一つの大きな目的を達成するような取り組みをやっているという自治体もあるという話でもございました。

そのようなことを考えますと、本町においても、先程の三川町公民館、農村環境改善センターのホールの代替機能、さらには子育て支援の総合的な施設というようなこれからの本町としての財源確保においては非常に厳しい現状もあるということで、そういった点も含めて寄附していただける方々にいかに本町をアピールできるかということも一つの大きな戦略であろうと受け止めているところであります。

そういうことから、これからのふるさと基金については、本町の様々な政策的な活用という部分についても、十分それは寄附者の意向に沿うものと受け止めておりますので、梅津議員もおっしゃられているように、ある面においてきめ細かさ、そして将来に向けたいろいろな施設も含めた戦略で投資ということも視野に入れながら、これからのふるさと応援寄附金のさらなる拡充に向けた取り組みに繋げていきたいと考えているところであります。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 全体的に子育て支援という枠の中で、新しいセンターへの言及もありましたけれども、投資的な部分も含めて、ぜひ活用すべきと思います。今後検討いただきたいと思います。

それから、子ども・子育て支援計画の課題と対応ということでございますけれども、この中で、様々なアンケートの中で、施設整備あるいはさらなる子育て支援策という要望もあったようにございますが、いろんな読み方ができるのですが、アンケートの中身を数字だけ見ますと、放課後の過ごし方に関して私は注目したわけですが、当然、学童保育とい

うものもありますし、あるいは放課後子ども教室というものも非常に望まれているという数字が出ていると思います。

今回、国の方で出てきております計画の中には、放課後の子どもの活動に関して総合プランというものが出ておりますし、学童保育と放課後子ども教室の連携というものも課題になっているようでございます。

この点、三川町においては、予算規模だけで比べるわけではございませんけれども、放課後子ども教室に関しては教育費から61万5,000円ということで、非常に少ない額で運営されている。こういったことからすれば、今後、放課後子ども教室というものの拡充といえますか、充実が求められているように思いますが、その点、今後の対策をお願いします。

○議 長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） ご質問にありました放課後子ども教室、将来的な町としての考え方でございますけれども、国が考えている放課後子ども教室につきましては、その前提となるのが、学校に空き教室があるだろうということが一番の前提になっております。その空き教室を活用して、児童が、あるいは生徒が放課後にその施設でとどまっいろいろな体験をする、あるいは保護者が迎えに来るまでの間、そこで過ごすというような考え方を示しております。

本町におきましては、3小学校、それぞれ見ましても、児童は確かに減っておりますけれども、そもそも最初から学級数をそのような形で想定しての施設でもございます。あるいは、最近の学力向上の中では子どもたちの学力の差が当然ございますので、その下位を引き上げるための取り出しだったり、あるいは上位をさらに引き上げるための個別の学習、グループ学習を行ったりという形で教室をフルに活用しておりますので、現在、小学校においては、そういった放課後子ども教室に対応できる空き教室がない状況にあります。

そういった中で、これまでもいろいろ言われております学童保育につきましては、一つの施設を町の公共施設を利用して保育協議会の方から運営していただいているわけでございますし、そこで学童保育の機能を担っていただいております。

また、先程予算の話がございましたけれども、社会教育の方では、平日の放課後ではなくて土曜日、あるいは夏休みを使った事業としての予算を現在使っております。ただ、土曜日につきましては、スポーツ少年団だったり習い事だったりということで、児童も非常に忙しい状況にあります。社会教育がいろいろな事業に取り組んでおりますけれども、募集をしても学年を絞るとなかなか来られない、特に高学年は出られない状況にあります。最近では1年生から6年生を含めた事業を行うという形で行っております。

議員がおっしゃられた、国が示す放課後子ども教室、子どもプラン、そういったものについては、町としての施設の機能、あるいはこれまでの経緯、そういったものを踏まえて、今後も事業を検討しながら進めてまいりたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 時間がなくなりましたが、学力向上で一つ伺いたいと思います。

25年度からやったのかと思いますけれども、当初取り組んだ子どもたち、あるいは昨年の後半から5年生も入りましたが、そういった子どもたちが中学校3年生まで継続的にやれるような仕組みがないのかと思うわけですが、その点いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 初めての試みということで3年前に始めまして、要は学力向上というよりも学習習慣を身につける、あるいは物事を、探究心とか、そういうきっかけになってほしいということで、少し高めのといたしますか、そういう内容を取り上げながら、食いつくといいますか、そういう姿勢を身につけてほしいということで、今、中学2年になりましたけれども、なかなかいいという現場の教員の声も聞いております。中1・中2・中3、小学5年、5年間にわたってというのはなかなか今度教える教員の数も、学生も今来ていますが、学生もなかなか忙しくて、それからこちらが意図するようなことも学生自身も今まで習った経験がないということもありまして、なかなか5学年までわたってやったからどうかとまで、そこまではなかなか手を広げられないという状況下でございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 以上で、8番 梅津 博議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前11時50分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後1時00分)

次に、4番 阿部善矢議員、登壇願います。4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員）

- | | |
|------------------|--|
| 1. 魅力あるまちづくりについて | 1. 地方創生が27年より始まり、今後自治体の創意工夫、やる気が要求されている。生き残りをかけた戦略を構築し展開するのか当局の見解を伺う。 |
| 2. 高齢者対策について | 1. 連日のように交通事故、火災、地震、水害等により犠牲者が見受けられる。安全安心なまちづくりに向けた対策は。当局の見解を伺う。
2. 認知症は今後増加傾向にある。当面の予防策と対応策は。当局の見解を伺う。 |
| 3. 教育行政について | 1. 東郷小の修学旅行は25年より相互交流を実現させた。課題、成果についてどのように検証をされたのか。他の2校も含めた対応策は。当局の見解を伺う。 |

2. 児童生徒の教育機会格差が広がっている。意欲ある児童生徒の独自の支援策と、奨学金制度の改善も含めた対応策について当局の見解を伺う。

4. 選挙制度改正について 1. 選挙制度改正を受け、来夏にも18才以上に投票権が与えられる方向にある。様々な観点から新たな有識者向けに、どのような指導を考えていくのか当局の見解を伺う。

平成27年三川町第3回6月定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

最初に、魅力あるまちづくりについてであります。

地方創生が27年より始まり、今後、自治体の創意工夫、意欲が要求されております。生き残りをかけた戦略を構築し、どのように展開していくのか、当局の見解を伺います。

2番目に、高齢者対策についてであります。

連日のように交通事故、火災、地震、水害等により犠牲者が見受けられます。安全安心なまちづくりに向けた対策はどのように進められるのか、当局の見解を伺います。

認知症は今後増加傾向にあります。当面の予防策と対応策をどのように考えておられるのかお伺いします。

3番目に、教育行政についてであります。

東郷小学校の修学旅行は、25年より、浦島小学校との相互交流を実現させております。課題、成果についてどのように検証をされたのか。他の2校も含めた対応策は。当局の見解を伺います。

児童生徒の教育機会格差が広がっております。意欲ある児童生徒の独自の支援策と、奨学金制度の改善も含めた対応策について、当局の見解を伺います。

4番目に、選挙制度改正についてであります。

選挙制度改正を受け、来夏にも18歳以上に投票権が与えられる方向にあります。様々な観点から、新たな有権者向けにどのような指導を考えていくのか、当局の見解を伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 阿部善矢議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項3の教育行政につきましては、教育委員会より答弁いたします。また、質問事項4の選挙制度改正につきましては、石川選挙管理委員会書記長からご答弁申し上げます。

はじめに、魅力あるまちづくりに関する総合戦略についてのご質問ですが、国は、昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、国及び地方版の総合戦略を策定するように位置付けするとともに、国として人口減少と地域経済の縮小を克服し、地方の好循環を確立すべく、総合戦略を昨年暮れに策定したところであります。

この戦略の中では、「地方における安定した雇用の創出」、「地方への人の流れをつくる」、

「若い世代の結婚・出産・子育ての支援」、「安心なくらしと地域の連携」の四つの基本目標に沿って、それぞれの政策パッケージを想定し、地方版の総合戦略を支援していくこととしているものであります。

本町の総合戦略における具体的な取り組みにつきましては、係長以上の職員で構成する「ワーキンググループ」や課長等以上の幹部職員で構成する「総合戦略推進本部会議」を立ち上げるとともに、産官学金労言等の外部有識者から成る「総合戦略推進会議」におきましては、各方面のご意見を踏まえつつ、国や県の総合戦略との整合性を図りながら、総合戦略の策定をまとめる予定としているところであります。

また、国が重要視している総合戦略に掲げる事業効果の検証や改善方法などのPDCAサイクルの確立につきましては、本町ではこれまでもすでに実施してきたところであり、本町といたしましては、人口ビジョン等を踏まえた総合戦略を策定することにより、将来にわたって活力ある地域社会の形成を目指しながら、各種施策に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、高齢者対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、高齢者の方々による交通事故や火災の発生を防ぐために、高齢者安全運転教室開催のほか、交通安全関係団体によります各種啓発活動と併せて、民生・児童委員と消防三川分署員の連携体制による防火指導に取り組むなど、事故の発生を防ぐために、各般にわたる活動を展開しているところであります。

また、災害発生時における支援策として「災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、各町内会の自主防災会並びに民生委員等関係者による連携体制が確立されている状況にあることから、今後も、防災訓練等の機会を通じて、関係者各位による一層の協力体制の構築を働きかけてまいります。

次に、認知症に関する対策であります。今般、「認知症施策推進総合戦略」が政府から公表されたところであり、特に医療機関における認知症対策に関する体制強化が図られるものと理解しているところであります。

こうしたことから、本町としましては、認知症予防も含めた介護予防策としての地域支援事業のさらなる充実を図る一方、認知症に関する理解を深めていただくための支援、啓発活動を展開しつつ、関係医療機関との連携体制を一層拡充してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 青木教育委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 阿部善矢議員にご答弁申し上げます。

なお、1点目の小学校の修学旅行につきましては、教育現場である学校に関わるご質問でありますので、鈴木教育長より答弁いたします。

2点目の児童生徒に対する独自の支援策と奨学金制度の改善も含めた対応策についてのご質問であります。教育格差には「学力格差」と「教育機会格差」の2種類があると言われております。学力格差は、試験で測ることのできる測定可能な格差ですが、教育機会格差は、高校や大学に進学する機会があるのか、ないのかという格差が典型的な例であり、学力

格差によって教育機会格差が生まれ、逆に教育機会格差が学力格差を生むというような、それぞれが相互関係にあるとも言われております。

全国的な傾向として、自分が望む教育を受けたいと願っても、親の所得が大きく影響し、教育機会を平等に手に入れることが困難な子どもが増加しているとされ、義務教育を終えたほとんどの中学生が高校に進学する中、授業料が払えず高校を中途退学する、あるいは大学進学を断念するといったケースが少なくない現状にあります。

そのため、本町では教育機会格差を広げないための方策として育英奨学資金を造成し、経済的な理由で進学を躊躇する学生に対し、無利子で奨学金を貸与する制度を設け、高校生も貸し付けの対象としているところであります。

また、経済的な理由で就学困難な児童生徒に対しましては、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、児童生徒が負担すべき経費について、就学援助費の支給を行っているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 阿部善矢議員にご答弁申し上げます。

1点目の修学旅行についてのご質問であります。東郷小学校につきましては、平成25年度から、保護者の理解も得て東京・横浜方面を修学旅行先を選び、浦島小学校との児童交流も実現しております。児童は、この修学旅行により、子ども同士、地域同士、学校同士の繋がりを感じるとともに、横浜の生活を経験したことで、住んでいる地域の良さも再発見することができたと聞いております。また、保護者による学校評価で「修学旅行が有意義だったか」という設問に対しても肯定的な評価で、保護者も良かったと感じているようでございます。

他の2校の修学旅行につきましては、今年度も仙台方面での学習を計画しておりますが、旅行先の選定にあたっては、児童に何を学ばせるのかという選択とともに、保護者の意向もあることから、本町に訪れる浦島小学校5年生の受け入れと交流を今後も継続するとともに、東郷小学校の旅行内容やその成果を伝え、旅行先の選択肢として示してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 石川選挙管理委員会書記長。

○説明員（石川 稔選挙管理委員会書記長） お答えいたします。

選挙制度改正に関するご質問であります。自民党など与野党6党が選挙権の年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる公職選挙法改正案を衆議院に共同提出しており、今国会で成立する見通しであります。早ければ、来年夏の参議院議員通常選挙から18歳以上の方が投票できるようになる公算が大きいという状況にあることは承知しているところでございます。

ご質問は、新有権者の年齢が「18歳以上」になった場合、どのような指導を考えていくかということでございますが、総務省や文部科学省は、模擬投票など体験型の学習を含め、

教育の充実を教育委員会や学校に対して求めております。

当選挙管理委員会におきましては、現在、満20歳を迎えた新有権者に対し、その誕生月に選挙に関するパンフレットを送付し、選挙の大切さを啓発しているところであり、18歳に引き下げられた場合においては、18歳の新有権者に対し、同様の啓発を行うことになると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 地方創生は27年から始まりまして、全国1,700の自治体がこれから取り組むわけでございますし、先程申しましたように、地域に光を当てる絶好のチャンスであります。

そうした中において「まち・ひと・しごと総合戦略」の策定に向け、事務作業を進めているということでもございましたけれども、この中にはいろいろワーキンググループ等々あるということでお聞きしましたが、産官学金労言の各方面に意見を聞くということでもありますけれども、一般の町民の意見はどのようになっておりますか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） この総合戦略につきましてでありますけれども、先程の町長の答弁にありましたとおり、まずはこれから人口ビジョンということで、今後、本町の人口減少を食い止めるためのいろいろな手立てをする人口ビジョンの中で人口の推計なんかを行ううえで、町民へのアンケートを、約1,000名の方へのアンケート、それから移住をしてきた方へのアンケート、そういったものを踏まえて、本町の今後の総合戦略を策定するうえで本町として必要なものは何か、いろいろなそういったアンケートもご意見として踏まえて策定するというところでございますし、その人口ビジョンを策定する中で、本町としてはどういった部分に力を入れて今後の戦略を策定していけば人口の減少に歯止めをかけられるか、その辺をアンケート、さらには先程話にありました総合戦略推進会議ということで、産官学金労言ということで、産業界、それから行政関係の庄内総合支庁関係の方、それから教育機関ということで大学等の方からの参加、さらには金融機関ということで地元の金融機関からの代表、それから出羽商工会等、そういった各方面、それと有識者ということで子育ての frontlineにある子育ての代表の方とか、いろいろな産業界でもさらには地元の企業を踏まえて、多方面の意見を取り入れて、有識者の意見も踏まえて推進会議を開き、さらにはパブリックコメントということで、本町でこれから策定していく総合戦略についても広くパブリックコメントを求めていくという形で進めていきたいということで考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 1,000名のアンケートを実施ということになってはいるけれども、この選び方はどのような選び方になるのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） その部分につきましては、今現在、その手法について、先日、コンサルの方と調整しておりますけれども、無作為の形で選ぶような形になろうかと思

いますが、その作業についても、今後、大勢の方からの意見を反映するというので、現在、その作業に向けて準備を進めているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 地方創生の中身に関しましては、仕事、人、子育てとか、大変重要な部分が入っております。

まず、雇用の場の確保ですけれども、幸いにも、当町では開発公社が持っていましたみかわ産業団地が完売の方向にあるという報告を受けておりますし、そこで新たな雇用が大きく生まれるということも聞いておりますし、大変頼もしい感じがいたしますけれども、完売したということは全部売り切れて終わったということですが、これに続く第2、第3の産業団地の開発についてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） みかわ産業団地については、基本的な内容について合意には至ってはおりますけれども、本契約という形ではなっていないところでございます。今後、農地転用等、いろいろな諸手続きがまだ残ってございますし、そういった部分についても、予定される時期までに万全な体制で臨んでいきたいと考えているところでございますし、現在の部分については、完売に向けて、完全な契約完了に向けて準備を進めているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 次は、定住人口の部分でお聞きしたいと思います。

今、三川町の出生率はどのぐらいの出生率でありますか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 正確な数字は今持ち合わせておりませんが、60人前後というふうに記憶しているところです。

すみません、今、資料を持ち合わせておりませんが、後程回答させていただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） おそらく1.34ぐらいかと数字的には推測されますけれども、やはりこれでは人口は自然増には繋がりません。最低でも2以上にならないと人口は必然的には増えないわけですので、これにつきまして、やはり出生率をいかに上げていくかということが課題になろうかと思っておりますので、その辺の取り組みの対応策、ひとつお願いします。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 出生率、出生数ということで、安全に産み育てられる環境を整えるということで、結婚の機会の確保も、それについては、例えば婚活事業でそういった結婚の機会を増やしていくということも当然必要ですし、さらには、出生率ということで、経済的な部分で本町で現在取り組んでおります出産祝金等、そういった部分、さらには子育てに対する経済的負担を軽減するというので、幼稚園保育料等、いろいろな部分の子育て支援策を充実していくという部分が第一義的には必要かと判断しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 先程ご質問にありました出生率についてでございますが、子ども・子育て支援事業計画、この資料としまして、平成24年の数字でございますけれども、本町におきましては1.67という率になっておるようでございます。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 思っていたよりは高い数字が示されましたけれども、やはりこの数字をより高い方向に持っていかねばなりません。それには、町では今、第1子・第2子は出産祝金10万円ずつでございますが、第3子以降につきましては現在50万円を支給になっているかと思えます。それにつかましても、子育てするに、特に一番お金がかかるのは、子育ての中では第3子以降になると、昔と違ってすべて子どもにかかる経費というのは3人いれば3というような見方、捉え方になろうかと思えます。最初町で考えていました、第3子以降は100万円ぐらいの祝金を出して、第3子以降の子どもが生まれる確率を高めていくような方策も一つの方策ではなかろうかと思えますので、答弁をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今現在の制度といたしましては、阿部議員ご質問のとおりでございます。今後の子育て支援策という課題につきましては、全体的な、総合的な見直しということで検討も深めていかなければならない課題と捉えているところでございます。

ただ、家族の中で、家庭の中で、上からのお下がりというような形での活用ということも聞いておるところでございますので、そういった総合的な部分も踏まえながら検討させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 引き続きご検討いただくようお願いしたいと思います。

次に、それから交流人口の部分でお聞きします。

定住人口が大幅に伸びないとなると、それをカバーするのは交流人口でございます。いかに三川の地域に他から人が訪れてお金を落とすというのを重要なわけでございますし、そのための施策は展開すべきと思えますし、今現在、交流人口の拡大に向けてどのようなことを考えておられるのかお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 交流人口の拡大ということでございました。この部分につきましては、現在もいろいろ火の里を中心とした交流人口の拡大ということで、春の菜の花まつり、さらには冬のあったか冬まつり、現在も横浜の浦島小学校との交流の部分も深めているいろいろな情報を多方面に広げて、昨年は山形DCということで本県を訪れる機会も多かったことから、今年はその部分を、さらには本町で開催する大きなイベント、そういった部分でPRしながら交流人口のさらなる拡大に向けて事業を展開するということが必要かと判断しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 今聞きましたのは今までやっている部分で、何も新たなものは出てこなかったみたいで。

地域の資源を掘り起こして行って、三川町には何もないということでありますけれども、いろんなものがあるはずでございます。平野も一つの景観でございますし、アトク先生の館には以前ライシャワー大使が訪れておりますし、また、東沼の大滝家にはゆかりの詩人であります、今ブームになっております茨木のり子さんの母親の実家としてクローズアップされておりますので、それらを含めて、ストーリー性を持った観光ルート等を整備しながら、観光の誘客も進めるべきかと思っておりますけれども。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 交流人口の拡大につきましては、先程、企画調整課長が答弁したとおり、いろり火の里という部分について拠点にしながら、いろいろな形の中で拡大していこうと取り組んでいるところです。

また、議員が今申されたとおり、そういった視点だけでなく、歴史的な要素とか、そういったものも十分注目すべき内容がございますので、そういったものについても検討を加えながら、できるものについては積極的に取り組んでまいりたいと思います。

実際にいろんな分野から、例えば体育施設を利用した合宿等をこれから誘致して、そういった形の中で、いろり火の里が温泉ですとか宿泊・食事等、そういったサービスを提供しようという内容ですとか、例えば、宿泊は伴わなくても、そういった大規模な大会等についてラコス、マイデル等で弁当を提供していこうとか、既存のものではございますけれども、新たな取り組みを出しながら交流人口の拡大に向けたサービス提供を展開していこうという部分も出されておりますので、そういったいろんなアイデアにつきましてこちらから、町としては働きかけたり、必要に応じては応援しながら、その拡大に取り組んでいきたいと考えています。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） そのような方向でぜひ頑張ってくださいと思いますし、観光というのは本町のみではインパクトが弱いわけでございます。やはり広域で取り組んで初めて成果が出てくると思いますし、先程、同僚議員も発言しておられましたように、いろんな機会を捉えてPRして、まずは来てもらってなんぼの世界です。そしてまたリピーターになっていただいて、再度来ていただく、そういう観光を推進するべきかと思っております。

私もいろいろ旅好きですので、いろんなところに行きますし、そうした中においても、今、三川町ではボランティアガイドはどのような状況になっておるのか。そしてさらに、私はこれは鶴岡市なんかでもかなりの人が観光ボランティアガイドを務めておられますし、この前新聞等に載っていましたが、県全体でもかなりの人数の方が登録になっております。

やはりそうした中において、いろいろなボランティアガイドとしての資質を磨いていくとか、そういうものも必要になってくるかと思っておりますので、それらを含めて対応をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員に申し上げますが、今の観光ボランティアに関しては通告外ということですのでよろしくお願いします。

○4番（阿部善矢議員） 分かりました。質問を変えます。

高齢者対策についてでございますけれども、先程ご答弁いただきまして、いろいろなことをやっておられるということは分かっていますが、やはり火災等になれば一番弱いのはお年寄りでございます、そうした中において、以前、火災報知器は義務化になって設置されているかと思っておりますけれども、それらの状況は今どのような状況にあるのか、火災報知器の設置状況についてお知らせ願います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 一人暮らし高齢者世帯への火災警報器の設置状況というご質問でございますが、その件に関して、数値を押さえたものは持ってございません。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） これは義務になっているはずでございますので、いろんな形で設置になるような方向に進めていただければと思います。初期の段階で、火災もそうですし、ガスなんかもそうですけれども、初期の対応が遅れますと後手後手になってしまいますので、その辺においてはきちんと対応できるようにお願いしたいと思います。

交通事故の関係でございます。交通事故の関係につきましても、高齢者が被害者になる確率は大変高く、先月もかなりの県内の交通事故において死亡者が出まして、その中で過半数が65歳以上という統計も出ております。今はそういう被害者の部分もございまして、昭和30年代、40年代に自動車免許を取得された方がかなりの高齢になっておられる方もございます。

そうした中において、下の方は、免許の取得年齢は定まっておりますけれども、上限は決められておりません。そうした中においても、身近なところで運転するのにかなり大変な人が自分の足として車を運転せざるを得ないような状況にもありますけれども、やはり安心して車を手放しても足が確保できるような体制は町全体で考えていただければ大変ありがたいのですけれども。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） ただいまご質問がありました、高齢者の免許の返上という課題かと思っております。この方策としましては、企画調整課で所管しておりますデマンドタクシーという制度が確立されておるほか、社会福祉協議会では、お一人暮らしの方々を対象に「お出かけ会」ということで、しかるべき医療機関までの送迎を行うというサービスも提供しております。

また、この他、福祉有償運送業という、いわゆる社会福祉団体等、NPO法人、その他社会福祉法人等が、有償ながらもタクシー同様の送迎を行うという制度がございまして、本町住民の方々については複数、これら所管しております事業所の方に登録した上でこのサービスを受けていると聞き及んでいるところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） お答えいただきましてありがとうございます。

その対象となります人は老人クラブに入っているような年代ですけれども、老人クラブの数そのものが減っている状況下にあります。昨年まで14、連合会には登録があったと思

ましたけれども、この春からは三つ減って11町内会の老人クラブしかないようにお聞きしております。他に今年あれした部分では、三つの減った部分の中では、地域の老人クラブは存続させながらあるとは聞いていますけれども、そのような状況下の中でどのような周知を図っていくのか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） もろもろの高齢者サービス事業の内容につきましては、広報等に一覧表形式にしまして広く周知を図っているという状況でございますし、またさらには、今ご指摘ありましたように、老人クラブ連合会を通じて、機会あるごとにもろもろのサービス提供内容についてご説明させていただいているという状況でございます。

その他には、必要に応じて定例町内会長会議等を通じまして、またさらなる紹介をさせていただいているという状況でご理解いただければと思います。以上です。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 分かりました。

次に、それでは地震の対応についてでございますけれども、このことにつきましては、今、町の方では、公共の建物につきまして、平成33年を目途に完了するという方向で整理されておりますけれども、一方、第1次避難所になります各町内会の公民館等につきましては、見ておりますと、昭和56、7年を境に耐震が確立されている建物と、それ以前で耐震が確保されていない建物が見受けられますが、その辺の町内会への指導といいますか、支援関係を含めてお願いします。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 防災に関しまして、避難所施設ということで町で指定しておりますのは、第一義的には各小学校の体育館ということになっております。ただ、自主防災会の活動の中で、最初に避難する施設として町内会公民館を指定している自主防災会は多いと理解しております。

ただ、町内会公民館の施設の耐震度、また強度、それに伴う改修につきましては、各町内会で判断しているところでございますし、その改修をする場合においては教育委員会の方に補助制度がございますが、まず、町内会公民館の維持管理、それについては、まずもって町内会から考えていただくことになっております。

ただ、避難所としての施設として町内会で不安を持つ場合は、町の方に相談していただき、例えば、有事の際は小学校体育館をすばやく避難所として提供するなり、その辺の臨機応変な対応は考えられるかと思えます。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 今の説明で分かりました。そうした中においても、地震等はいつ来るか分かりませんし、そうした中において各町内会、27町内会ございますが、自主防災会が組織されておりますし、訓練等も毎年行われておことは私も承知しておりますが、一方、地震とか水害につきましては、必ず町民のみがこの場所にいるのではなくて、いろんなところから来た人もおる可能性があります。それらの人について、避難とかそういうものに関する

る情報はどのように提供していくのか、お願いします。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 町内で災害が発生した場合の周知方法というご質問かと思いますが、第一義的には防災行政無線、これでの周知がございます。また、近年におきましてはJ-A L E R Tを活用しての携帯メールへのメール発信だとかがございます。さらに、災害の発生する可能性が出た場合というような場合には、町と町内会、自主防災会とともにその状況を共有し、町内会にいらっしゃる町外の方々にも町内会の人同様に、場合によっては一緒に避難していただくとか、そういった対応になろうかと思えます。

それから先程、一人暮らし高齢者世帯の住宅用火災報知器の関係での質問でございますが、ここで補足させていただいてよろしいでしょうか。

先程、件数についてはここに資料がないので分からないということで申し上げましたが、この住宅用火災報知器が義務化になった時点で、町も消防団と協力しまして、この設置を奨励し、町で器具の斡旋を行ったりしたところでございますので、町内における設置率というのはかなりの高い率になっているものと考えております。

また、一人暮らし高齢者世帯につきましては、毎年、消防三川分署の署員による火器等の点検、防火指導を実施しておりまして、この中で、例えば台所だとか、住宅用火災報知器がちゃんとついていないか、作動するか、それからコンセント等の使い方は大丈夫かどうかとか、毎年点検しておりますので、まず一人暮らし高齢者世帯についても住宅用火災報知器はほぼ全部ついていないかと思っております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4 番（阿部善矢議員） 分かりました。今後も見回りの方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、認知症の方ですけれども、認知症は、先程も申しましたように、年に関係なくかかる恐ろしい病気でございます。若年性も含めるとかなりの人数が今現在見込まれております。そして、ますます増えるという予測のもとに、町でも10年後の2025年を目途に地域包括ケアシステムを構築しておりますことは私も存じておりますけれども、今現在の中でも認知症に悩んでいる人・家庭が大勢おります。

内容的には一番多いのが老々介護というようなスタイルではなかろうかと思っておりますし、それらにいち早く支援の手を差し伸べられるのが健康福祉課だと思っておりますので、今現在の予防策、対応策につきましてお願ひしたいと思ひます。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 家庭におきまして認知症を患っているの方々に関しましてご家族の介護支援ということにつきましては、直接必要に応じて訪問をさせていただくなどのサービスもございまして、また、ご家族同士での情報交換・意見交換、ある意味では日頃から介護にご苦労なされている方々のリフレッシュを目的とした交流会等の開催も行っているという状況で、見守り・訪問の他にも今申し上げましたような交流事業ということも含めまして、家族で認知症を介護されているの方々に対しましての支援策を講じているという状況で

ございます。

○議 長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 今の答弁のとおりだと思います。やはり一番はコミュニケーション不足やストレスがそこにあるのだと思いますし、それらの解消に向けても、町でも今お茶のみサロンの場所やなんかを増やしつつありますが、さらに増やしていただく方向で進めていただきたいと思います。

このことにつきましては、見回りということになりますと、一番重要なのが介護支援サポーターであります。これらの人をいかに多く養成しながら、ボランティア活動をしていただくような方向が求められているかと思えますけれども、このことについてお願いします。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 先程ご質問の中で触れていただきました地域包括ケアシステムの構築が肝要であるというご質問の中で提唱いただきましたので、敢えて細かい部分については先程の答弁、言及を省かせていただいたところでございますが、まさに今ご質問にありましたとおり、認知症サポーターの養成、増員体制、また、さらには見守り支援事業といたしまして見守り支援員の増員ということも今後考えていくことになる話でございます。

また一方で、国の方では、認知症の具体策としましては、市町村においては認知症初期集中支援チームという体制を整えることという方針を新たに打ち出したところでございます。このベースとなりますのが、認知症地域支援推進員という役職の者を中心に、医療・介護の専門職、いわばお医者さんからも集中支援チームに加わっていただきながら、町全体で認知症の方々を支えていくという仕組みを今後講ずるべしということで、今年度から国の方でも取り組むこととしておるところでございます。

ただ、一番肝要なところにつきましては、繰り返しになりますが、各町内会、地域におきます包括ケアシステムの総合的な支援策が肝要と認識しておるところでございますので、町民各位の皆さま方からも、改めて協働のまちづくりの基本となる「自助・共助・公助」、この考え方に立ち返って一層なるご協力をお願いしたいと考えているところでございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 次に、認知症の徘徊についてでございます。このことにつきましては、家族等がどこに行ったか分からないうちに、目を離した隙にいなくなるというケースがかなり多いということで、昨日辺りでも、今年になって33人が行方が分からなくて探したということでありましたが、無事で見つかればそれでいいのですけれども、難しい面もございます。

そうした中におきまして、私もこれまではGPSが一番いいのではないかとということも考えておりましたけれども、GPSは1機6万円ぐらいということで聞いていますし、そうしたら、昨日たまたまマスコミで、公衆無線LANシステムということで、端末を認知症の方に持たせておくと、一定のところからはみ出すとそのシステムが稼働し、どこにいるかすぐに分かるというようなことが放送されておりました。酒田市の八幡区域でこれから実験とい

うことのようにありましたし、これだと端末1台が3,000円で、維持経費も電池代だけだということですのでかなり安価なので、これが実用化になれば大変いいかなと思っていますし、町ではその辺の考え方はどのように考えているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） ご質問にありましておき、現在の制度としましては、GPSを装着した携帯をお持ちいただくことによる位置情報システム事業ということで、1万円を上限に補助事業を展開させていただいているところでございますが、この事業の利用については、これまでのところいらないという状況でございます。

また、この他には「無事お帰り事業」ということで、鶴岡警察署との連携によりまして、事前に登録いただいている認知症を患っている方々に対しましての胸から下げるカード式のネームプレート、それから衣類にアイロン等で貼り付けるネームプリント、また、かばん等に貼り付けますシール等を配付させていただきまして、いずれかの場所で発見していただいた際には通報いただくというような仕組みもとっております。

さらには、地域見守り活動ということで、これは山形県の地域福祉推進課で実施しておる内容でございますけれども、山形新聞社をはじめ、運送会社、また食品配付会社等との協定を結んで、見守りという部分での活動も展開しておるようでございます。現在の体制としましては、以上のような状況で見守り支援を行っているというところでございます。

ご質問にありまして、昨日酒田市で実験を行ったという報道内容につきましては、私も把握しておるところでございますが、もろもろそれに限らず、いろんな意味での認知症対策ということでは全国的な事例もございますので、今後、いろんな情報等を収集した中から、より三川町に適切となる事業等を選択してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 同僚議員の質問と重なりますけれども、奨学金のことでございます。

このことにつきましては、同僚議員、2人の方も先に同じような趣旨の質問をされておりますが、私としてもやはりこれらにつきましては、よりふるさと応援寄附金を充当する形の中で、一旦基金造成したものをさらに奨学金の基金に繰り入れながら将来の子どもたちのために使っていくべきかと思っておりますし、子どもは今はこどもですけれども、大きくなれば一番の消費者になるわけでございますので、そういう面でも、育てるという観点からも、ぜひこれも実現の方向に盛り込んでいただければと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 今の質問につきましては財源の話になろうかと思っておりますので、私どもの方は預けられた基金を大事に使っていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 最後になりました、選挙制度改正についてでございます。

このことにつきましては、来年夏から18歳以上が実質投票権を得るということの中で進

められたわけでございまして、いろんな模擬投票や、誕生月にパンフレットを配付して啓発活動をやっていくということでございますので、やはり適正な、これまでだと学校とか現場含めて政治というのはタブー視されてきたわけですが、今度はいかにうまく関わっていくかが重要になろうかと思っておりますので、その辺の見解だけひとつお願いします。

○議長（成田光雄議員） 石川選挙管理委員会書記長。

○説明員（石川 稔選挙管理委員会書記長） この法案につきましては現在審議中ではございまして、成立した場合という仮定の話になるわけですが、その場合においては、全国各地でいろいろな取り組みが出てくるのではないかと考えております。

また、啓発なり、指導の中心となるのは高校になるのではないかと考えておりますが、そういった中において、本町で当選挙管理委員会でのどのようなことができるのかにつきましては、成立を見てから少し協議してみたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 以上で、4番 阿部善矢議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 2時00分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、3番 佐藤正治議員、登壇願います。3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員）

1. 農業行政について

1. 農産物の全品目、共済加入制度化への導入が望まれている。当局の所見を伺います。

2. 適地適作の推進と赤川新川の整備と国営成田新田排水機場の性能アップを望みます。当局の所見を伺います。

3. 畑地化対策への取り組みについて今以上の加速への考えは。当局の所見を伺います。

4. 水稻直播栽培の実施面積が拡大し、水利利用期間延期が望まれています。当局の所見を伺います。

5. 慣行型農業への対応は。当局の所見を伺います。

2. 子育て支援について

1. 町での合同七つ祝とか、1/2成人式とか、子供達への印象深い事業の復活の声が多く有ります。当局の所見を伺います。

第3回定例議会において、通告に従い質問します。

はじめに、農業行政について。

農産物の全品目、共済加入制度化への導入が望まれています。所見をお伺いします。

次に、適地適作の推進と赤川新川の整備と国営成田新田排水機場の性能アップを望みます。当局の所見をお伺いします。

次に、畑地化対策への取り組みについて、今以上の加速は考えられませんか。所見をお伺いします。

次に、水稻直播栽培の実施面積が拡大し、水利利用期間延期が望まれています。所見をお伺いします。

最後に、慣行型、今まで取り組んできた農業、特に水稻の作付けであります。それらに対する今後の対応を当局にお伺いします。

2番目に、子育て支援について。

町で、だいぶ昔のことになりますが、合同七つ祝とか、1/2成人式とかがございました。これらは子どもたちが小さい頃、深く印象に覚えるものであります。復活を望む声があります。当局の所見をお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。

はじめに、農産物の全品目、共済加入についてのご質問であります。現在の農業共済制度は、自然災害による農作物等への損害が生じた場合に再生産が行われるように、被害の一定割合を補償する制度で、「水稻」・「麦」のほか、主要な畑作物等が共済対象となっております。

また一方で、国において新たな共済の仕組みとして、農業者の収入を補償する「収入保険」についての調査が進められているところであります。米や野菜などすべての農作物を対象にし、その価格が下落した際の農家収入の補てんを行うもので、農家収入に対するセーフティネットとしており、現行の共済制度とは大きく異なるものとなっております。

現在のところ調査段階ということでもあり、新制度の成立に向けた動きについては、今後とも十分注視してまいりたいと考えております。

2点目の適地適作の推進と排水関係について、及び3点目の水田畑地化への取り組みについては関連がございますので、併せてお答えいたします。

本町では、主食用米の生産調整を生産者が判断することになる平成30年の大きな動きを見据え、こだわりの米づくりに主眼を置いた農業経営の確立を推進する一方、転作の面積が4割を超える状況に対しては、大豆や枝豆、長ネギ等を主要な転作作物として生産振興しているところであります。そのため、転作作物を適地適作の条件で生産するためには、水田の排水対策が重要となることから、本町では、本年度においても水田畑地化対策の実施を計画しているところであります。

また、大豆等の転作作物に対する冠水被害のかかわりの中で、赤川新川の整備については、赤川中流部地区における河川改修事業において、河床の安定を図りつつ、流下能力が確保できる高さまで切り下げる床止め改築を予定しているものであります。今後とも、赤川流域の河川整備がさらに促進されるよう、庄内地区道路河川団体合同要望会など、いろいろな機

会を捉えながら、河川管理者である国に要望してまいりたいと考えております。

さらに、国が設置した成田新田排水機場については、昨年度までにポンプ及びエンジンのオーバーホールを実施し、維持管理の強化が図られたところであり、当該河川の重要度に応じながら、管理作業を行っているものであります。

当該施設の整備については、引き続き適切な維持管理がなされるよう、施設管理者である国に要望してまいりたいと考えているところであります。

4点目の水稲直播栽培の拡大に伴う水利利用期間の延長要望についてお答えいたします。

本町の水稲直播栽培の実施面積は、平成26年度の約100haに対し、本年度は大幅な面積増加が見込まれております。水稲直播栽培では、生育初期の生育量を確保するため、慣行栽培より数日早い播種が望まれる場合があることから、水利利用始期を早めることができないかという要望が出されておりますが、今後は、水稲直播栽培の実施状況等を踏まえながら適宜対応してまいりたいと考えております。

5点目の慣行型農業への対応についてお答えいたします。ご質問の慣行型農業とは、家族経営を主体にした、規模的には中小規模の農業と理解しますが、本町農業の中心となる稲作経営においても、農業経営確立の方向性の一つとして、大規模経営化、集落営農を含む法人等経営化等の必要性を認めているところであります。

しかしながら、中小規模の農業も町の基幹産業である農業の基盤を成すものであり、また一方では、所得率の高い有機作物の生産に取り組んだり、米以外の園芸作物等による生産所得の高位確保を目指すなど、多様な農業経営が望めるものと考えております。

このようなことから、農業者の主体的判断に基づいた農業経営の確立に向けた取り組みについては、経営規模の大小にかかわらず、今後とも支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、合同七つ祝いについてのご質問ですが、過去に「三川町七つ祝い」として、保護者と子どもたちが一堂に集いお祝いしていたものでありますが、各家庭においてもお祝いを重ねて行っていたことから、町全体の子育て支援策の見直しなどにより、平成16年度から開催しないこととしたところであります。

子育て支援の重要性は今さら言うまでもありませんが、本町では、出産祝金や幼稚園保育料の無料化、中学生までの子育て支援医療事業など、子育て支援の充実を目指した施策展開を行っているところであります。

そうしたことから、町が主体となった合同での「七つ祝い」につきましては、これを再度開催するという考えは持っていないところであります。

なお、ご質問にありました1/2成人式につきましては、各小学校において時期や内容は違いますが、4年生の保護者が中心となってそれぞれ開催していると伺っております。

以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） 最初に、共済関係から質問させていただきます。

現在、販売を目的とする農産物の品目はどのくらいか。また、それにかかわる人数、金額

等、分かれば、分かる範囲内でお知らせください。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今の共済制度にかかわる、現在の制度にかかわる共済品目と人数ということでございますか。

ご質問の全品目、共済加入制度への導入については、町長答弁のとおり、収入保険ということによろしいですか。

ご質問の内容につきましては、現在の共済制度ではなくて、今現在検討が進められている全作目が対象になっている農家収入に対する保険制度と思います。こちらについては、今現在、その具体的な内容、例えばどういった作目が対象になるのか、全品目とはいいながらもどういった作目が対象になるのか、例えば「米とネギを作っていますよ。」、そういった方もいらっしゃれば、「しいたけを作っていますよ。」と。そういうわけで、その農家の収入が対象になりますので、作目が原則全部対象になるというような考え方のようです。

ですので、全品目対象になりながら、実際の収入保険という考え方の中では、どのようにして農家・農家の収入を確認するのか、また、実際に市場価格の下落で減少した場合にどういった形で確認しながら補てんするのか、また、実際にその保険に対してどういった方が加入できるのか、もしくは限定されるのか、すべてについてまだ示されていない中です。26年から本年度にかけて、国の方では共済組合の方にその事業についての検証を委託しておる状況でございます。そういった内容を踏まえて、たぶん30年に向けた制度の施行に向けて動くというような動きになってございます。

ですので、答弁にありましたとおり、そういった動向についてはこちらとしても注視しながら、分かり次第お繋ぎしながら対応していきたいと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） 先程、町長の答弁にもありましたが、とにかく今、どこでも集中豪雨とか、また、昨年辺りは一部であります雹が降ったり、様々な災害がございます。そのとき、何といても再生産に繋ぐ気持ちが失われることのないように、そういうもので補償がなければ再生産が続かないわけです。その辺、よろしく願いますのもであります。

次に、適地適作ということで、これは全国的なものと、またこの辺、庄内も関係すると思います。一番は成田排水機場をなぜここに自分が書いたかと申しますと、成田排水機場は現在築30数年経っていると思います。知っている方もいっぱいいると思いますが、あの排水機は、国営で早く作った割には自然流下と強制的な排水が同時の機能を持っていません。議長、ハザードマップを若干利用させてもらってもいいですか。その結果といいますか、このマップのこの色の部分が、まず転作等とか大豆とか、稲作以外の作物がほとんどできません。自分、ここをぐるっと全部回ってきました。今年も特に成田新田付近は、今の4割強の転作がありながら、ほとんど水稲です。ということは、はっきり言って悪いのですが、収入がかなり制限されている、有利な販売ができるような作目がやっても無駄なことになるのです。実際、ここにハウスを建てた人もいましたし、実際、有利な販売ができる大豆等、町では奨励していますが、ほとんどございません。

こちら辺を考えると、まず排水の性能をアップし、特に下流の赤川新川の小段を外してもらおうとか、飲みのいいものにしてもらわないと、正直な話、稲作以外の作物が作れないのです。だから実際、ここはほとんどございません。

その辺に向けて、町長の答弁では国に要望はしていると言いますが、だから、関連するようではありますが、適地適作、ここの部分は転作の割合を下げてもらうとか、水稻の他、たぶん向かないと思います。水稻も、穂ばらみ期の一番稲の弱いときが冠水しますと稲もだめです。しかし、その期間は大体避けております。そういう観点でもう一度、しつこいようですけれども、考え方を強化していただけないか、ご答弁あればお願いします。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 私からは適地適作以外の部分で、排水機場の関係、それから床止めの関係、ご答弁いたします。

成田の排水機場につきましては、今ご質問がありましたとおり、尾花とは違いまして、自然流下とポンプアップしての圧送、一度にそういうふうにはできない形の構造になっております。自然流下の方がどちらかといいますと排水量が多いのですけれども、水が底を尽きますと、ゲートを閉めてポンプアップで圧送するとなかなか抜けが悪いという印象がございます。

先程、町長が答弁いたしましたとおり、機械等につきましてはエンジン、それからポンプにつきましてはオーバーホールをして、これからも長く使えるようにという形で整備をしたところでございますけれども、さらに尾花のような形にするためには、堤防の方に樋管を通すとか、また大規模な工事になるかと思えます。国の方ではそこまでは考えていないと捉えております。

と申しますのは、赤川の河川改修、河道掘削等を行っているわけですけれども、その河川改修の中で、お話申し上げたとおり、床止めの関係、大山川が新川の方に合流して第4床止めに流れていくわけですが、その上流にあるのは黒森の床止めということで、この黒森の床止めと第4床止めにつきましては改修の計画がございます。黒森の方につきましては、平成27年から平成33年の7年間で改修すると。黒森の床止めの方は高さが2mぐらいありまして、それをフラットな状態にするという計画でありますし、第4床止めの方につきましても、改修の予定としては平成33年から41年の9年間でいうことで計画されているようでございます。これにつきましては、改築のイメージとしましては段差1mぐらいですが、これを削ってフラットにする。

そのようなことで、最初に黒森の床止めの方を改築するわけでございますけれども、それだけでもかなり流速といいますか、上流の方では当然川床の掘削等いろいろやっていますので、流量がもっと強くなって効果が出てくるのではないかと思うところです。ですから、私は、この二つの床止めが改修される中で、その効果を求めていきたいと思っているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の適地適作と排水関係、並びに三つ目のご質問であります畑地化対策の関係ですが、一緒にご答弁させていただきます。

基本的に水田を畑作利用するというので、どうしても米以外のものを作るということについては排水対策が重要になります。その対応としては、今、建設環境課長が答弁した内容も、水路の関係で、そこに湛水等、豪雨等の関係で湛水して作物がうまく育たないという状況に対応するための河川の改修なり、ポンプの機能アップなり、能力のアップなりを対応するわけですが、基本的には、水田を畑作利用する上で適地適作を考える上では、そこに適さない作物は植えないというのがまず基本になろうかと思えます。大豆等、他の作物について、どうしても生産調整上作の必要が出てきますが、その場所が湛水等の被害を受けやすい場所であるということであれば、やはりそこについては、まず第一に他の場所を考えるとかの対応を共に考える必要があろうかと思えます。

そのうえで、現在、水田畑地化対策というものも並行して行っておるわけですが、今年度、約38haを対象に、排水対策である水田の畑地化事業の実施を予定しておるところです。対象の集落も9集落ということで、今、お示しになられた猪子地区についても対象になってございます。

ただ、この事業、平成26年度にも実施を予定しておったのですが、県等の予算の関係で本年度に先送りされたという経過がございます。残念ながら、予算の部分なものですから、引き続き今年実施できるように県等に要望はしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 先程、建設環境課長より黒森の小段と下流の小段、黒森の方が先にやるわけですか。そうすると、逆に大山川の飲みが赤川から負けて、かえってこちらの方が飲みが悪くなるのです。赤川は確かに水位が下がって、この辺の者としては若干逆の方向で検討できないものか、自分はそう思います。どうですか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 今、そういうご質問でございましたけれども、大山川の部分につきましては、排水機場があるところから下流まで国の管理になっているわけです。ですから、今、そういう質問がございましたが、国としてもその辺のことは十分認識した上での施工の順番だろうと私は解釈しておりますけれども、ただ、今、河道掘削なり進めている中で、水の流れる量がぐっと増えるわけです。それを一気に下から床止めからやってしまうと、また別の結果が出てくる可能性もあるわけですから、やはり黒森の床止めの方から改築してモニタリングする、評価していく。その中で順番を決めてやっているのだろうと私は認識しております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 国土交通省の説明会でも、三川の福祉センターですか、だいぶ前、説明会で聞いたことがありました。そのとき、下流の小段は払う計画はあると言っていました。そしてそれがいつになるかということはまだ検討中みたいな話で、そして、あそこの下流の小段を外すと大山川の浜広揚水機場でしたか、あそこに揚水機場があるのです。大山川から水を取り入れて用水にしているわけです。そこまで海水が上って、そして排水機場の少し下流に小段をつけなければ用水に海水が入るといった話も聞いていました。

黒森の小段というのは、これは前はなかったのです。1段目という海の一番先の方にあったのを撤去したのです。その前でしたか、新たにその材料を使いながらあそこに小段を作ったのです。ということは、あそこで段をつけるということは大山川の飲みがいいわけです。それが逆に、あそこを先に排除してしまうと、大山川が赤川の本流から、流れという関係で負けるのです。その辺、ちょっと納得いかないのですけれども、自分としては下流から払って、そして上流も、当然、小段を払うということは底が洗われるということなのです。

そうすると、これは余談になるのかもしれませんが、漁業関係者といえいいのか、あそこら辺、サクラマスとか様々なもので全国的に有名です。その遊漁場といえいいか、遊び場の水量が、工事でない時期に水量が減るのだそうです。それで反対の声も前はあったのです。しかし、今は上流より河道掘削が進んで、課長が言うとおりの、水量の飲みが悪いということで外すということなのでしょう。

そこら辺、もう一度、下流の小段を外して大山川の飲みを良くしてもらわないと、沖堰のポンプ、尾花排水機、そして国営のポンプ、あそこの三つをフルに回転させると大山川が飲みが悪くて危険水位になるのです。最近かなりの豪雨がないからここ2、3年はないのですけれども、いま一度、強くその辺をお伝え願えませんか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 今、議員がお話されたとおりの、浜広の土地改良区の関係もありますし、漁業の関係もあるわけですので、国としては、利益を得られている方々のことも考慮しながらの工事だと私は捉えております。

私も詳細については承知していない部分もございますので、今のご意見を踏まえまして、国の方に聞いてみたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 次に、直播について少し質問させていただきます。

先程の答弁でありますと、直播をする春の作業についての答弁と聞きました。しかし、直播は出穂が遅いのです。出穂が遅いので、赤川連合の水利は9月15日で終了となっております。それを出穂が平常の水稻であれば8月上旬、遅くとも中旬が出穂ですが、直播となると8月下旬が、それとつや姫もかなり遅いのです。9月15日というものが国の水利なものですから、なかなかいい返事がなく、延長とか求めている人がいるのですが、進めてもらえませんか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 直播の栽培に関して、水利の利用の始めの方を早めるということのご答弁はさせていただきましたが、ご質問については、栽培にかかわって、後段の収穫の秋の方、もう少し延びることができないかという内容でございました。

ご案内のとおり、水利については国交省との契約になってございます。したがって、今現在、4月25日から9月15日までという期間で一定量を契約で利用しているという状況になってございますので、例えば答弁させてもらった早める場合であっても、ご質問にあった遅らせる場合であっても、必要な理由を明確にしなが、なお国交省との協議を経て変更

なるという流れになりますので、なかなか具体的なものを積み上げていく必要がございまして、簡単にはできない状況にございます。

ただ、直播という部分については、そういった形で水利を利用する期間が慣行の栽培よりは変動があるというようなことも捉えていますので、実際に必要であるかどうか、必要であればどのぐらいの量なのか、そういったものを勘案しながら、必要に応じて交渉に持ってまいりたいと思っています。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 強く要望するものであります。

次に、慣行型農業ということで、今まで長年自分もやってまいりましたが、他産業に従事しながら農作業をしながら取り組んでいる人がかなりの人数と思います。その辺の人数とか割合、パーセントというものが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 規模別のデータを今準備しております。10 ha以上の農家が25名、全体の5%という数値を筆頭に、5 ha以上の方をある程度規模拡大ができる規模としますと、5 ha以上の方が160名、率にしますと32%。参考までに、その32%にあたる農業者に対して町内の農用地が1,350ha集積になっていますので、その割合は65%になります。

つまり、5 ha未満の方については68%の人数、340名ほど。それから面積的なことをいえば750haで、その人たちに35%ほどの農地が集積されているという状況になっています。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 今、数字できちんと分かりますように、人数にしては圧倒的に多いわけですが。そして面積的にも35%とかなりのウェイトを占めております。自分もいろいろ町とか農協とか様々勉強会を受けまして、また、いろいろな情報で聞いて、国策とは言いながら、経営規模を拡大し、認定農家等々、様々な援助を受けやすい方向へ国も町も方向付けようとしているのは十分分かります。それは間違っていないのだろうとは思いますが、この人たちが再生産できなくなる、先程の収入保険等が確立すればいいわけですがけれども、再生産ができないような環境では、三川の経済の運営とか様々なものがかなり、そして集落の中でも片方は支援をいっぱいもらい、片方は従来どおりでどんどん援助のものが少なくなるということ、風通しも悪いし、何かぎくしゃくするもとに地域がなるのではないかと非常に心配です。町長、どんなものでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤正治議員の慣行農業、しかも本町における5 ha未満というような中小農業者という表現が適切かどうかというのはいろいろあると思います。その中において、佐藤正治議員が言われるような今の慣行農業で頑張っている家族経営という部分に関しては、本町においては、今までの稲作の経営からいたしましても、この中小農業者がある面においては比率も高かったと思います。今は、先程の説明のとおり比率は下がっているけれども実質はまだまだそうやって頑張っている方がいるということは、この経営化の中におい

てどういう状況かということをお農家の皆さま方からも把握をされているわけではありますが、その点においては理解も求めなければならないと思っているところでもあります。

今までのいろいろな国の農業政策の中においては、ここ30年くらいの中において一番高い米価は2万円ちょっとを超えた時期がありました。それが30年経過した今、半分以下であります。そうすると、やはりどの農業経営形態においても所得は間違いなく減少しています。その中において、大規模な農家であればあるほどその影響は大きいという状況もあります。そういうことで、国もある面においては農地集積を図りながら、コスト低減、そして所得の確保というような政策を進めてきたわけでもあります。

この中において、現状の中においては、昨年度の農家に対する概算金の支払いが大幅に削減されたという中において、今の国の農政における農地の中間管理機構、この中間管理機構ですら、本町の農業者が今新たに規模拡大、集積を図ってもいいという意向調査の中においては260町歩ありました。しかしながら、出し手といわれる「貸してもいい」という農家は残念ながら26ha、1割しかないのです。ということは、中小農家であっても、これからはある面においては頑張っていくという一つの意思表示という部分も捉えていかなければならないというのが本町農業の現状です。

今、このままでいきますと、大規模農家でもある面においては規模拡大しても所得の確保に繋がらないような今の国の政策においては、いろいろな面で本町農業の一番大きな課題として捉えるところでもあります。

こうしたことから、今までの本町の農家の所得形態から見ましても、農業を主として他産業に従事するというようなことで所得の確保に努めてこられたわけでもあります。県内においても、世帯あたりの所得は高い方にあります。それだけいろいろな農業形態がある中で農家の方々も頑張っているということでもありますので、佐藤正治議員の言われるような慣行農業ということに対しては、引き続き町としても変わらぬ支援はしていくつもりでもありますし、これからの将来の三川農業ということを考えていかなければならないという大きな時代の変遷ということを、平成30年までにはまた新たな対応をしていかなければならないということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） その辺、とくとよろしく願いますのであります。

ちなみに、まだ時間もありますので少し話をさせてください。

まず、今、70歳代、80歳代の方がうちの集落の近くにもいっぱいいるのです。ばりばり働いている人が。70歳になってから田んぼを買って規模拡大して、せがれは勤めに行って、そういう人が自分たちの年代、私は団塊の世代であります。あの親父から「まだ俺の方が若いから負けていられない」というモデル的なおじいさんがいっぱいいます。そういう人は丈夫なのです。「働きたくない。俺、あっち痛い、こっち痛い」と言うのに限って健康保険は使うし、介護もお金もかけていると思っておりますので、それには農業がすごく合うのです。自由がききますので、自分の働きたいとき働けます。嫌なときは自分も一切やりません。この辺が他産業にないすごい魅力があり、自分も大好きです。これは自分だけでないとは思

ますが、若干余談になってすみません。

まず、健康のためにも、また、草を取ったり、様々畑をしたり、そういう環境のためにもすごく向いていると思いますので、ぜひともその辺、小さな農家も何とか再生産できるようにこれからも町でも頑張ってもらいたいと思います。

次に、子育て支援ということで少し話をさせていただきます。

これは前、自分も若干聞いたことがあります、子どもたちの祝い事でなく、お母さま方の様々なものがあつてか、廃止されたようなことも聞いたことがあります。一方、町では寿賀のつどいとか、年配の人たちには一生懸命お金をかけて年々ますます祝い事でやっております。それは決して悪いとは言いません。いいことだと思います。

ただ、子どもたちが感受性が高いとき、特に祭りとか様々なもので声があります。自分は猪子でありますので猪子しか分かりませんが、昔、自分が、我々と同様の年代の人が「まだこんなことを今もやっているのか」と、旅からたまたま来た人が声を上げていました。小さい頃に経験したことは忘れないのです。ぜひともこういうものを復帰してはどうかと思いますが、もう一度お答えできませんか。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 合同七つ祝いにつきましては、先程、町長から答弁ありましたとおり、平成16年度から廃止をしたところでございます。

その背景といたしましては、当時、お母さま方が、当然、この七つ祝いについては3歳・5歳もあるわけでございますので、その時期、時期に応じたお祝いを家庭でしているということもございました。さらには、口を濁していらっしゃいましたけれども、平日開催ということもありまして、なかなか集まりにくいという事情もあったようでございます。

こういった行事につきましては、各家庭でそれぞれが感受性の高い子どもたちをどう育てるかという部分での家庭教育だと考えております。そういった意味では、家庭教育の事業について、これまでも行っておりますが、そういった事業への見直しというのはあろうかとは思いますが、合同での七つ祝いについては先程の答弁のとおり考えていないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） これで終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で、3番 佐藤正治議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 3時06分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 3時25分)

次に、7番 小林茂吉議員、登壇願います。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員）

1. 行財政改革について	<p>1. 今年度は、第5次三川町行財政改革推進プラン推進期間の最終年度にあたる。引き続き、より質の高い効率的な行政サービスが求められる中、改革の継続と発展の必要性について総合的な所見を伺う。</p> <p>2. 多岐にわたる業務を効果的に効率よく執行する職員体制の確立は限られた行政資源の中で、極めて重要です。各課における事務量の増大が見込まれる現状を踏まえ、「定員適正化計画」の見直し年度において、適正な定員管理と人員配置について今後の方向を伺う。</p>
2. マイナンバー制度について	<p>1. 番号制度は、これまで地方公共団体にはなかった業務で、かつ、関係する部署が多岐にわたる。担当部署が自覚を持って積極的に取り組むことが必要と思うが、その際、制度を所管する視点を伺う。</p> <p>2. 番号制度の円滑な導入と活用を検討する推進体制を設定すべきではないか。また、広範な業務となるので、全庁的な横断体制でプロジェクトチームの編成等が考えられるが所見を伺う。</p>
3. 青少年教育について	<p>1. 生活体験や自然体験、あるいは社会体験など、子どもたちの体験の貧困が指摘されて久しい。社会のルール等について家庭で指導することの乏しさも一面にあり、道徳的な行動と豊かな心をもった健全な三川の子どもをどう育成するのか伺う。</p>

通告に従い一般質問いたします。

まずはじめに、行財政改革について伺います。

今年度は、第5次三川町行財政改革推進プラン推進期間の最終年度にあたります。引き続き、より質の高い効率的な行政サービスが求められる中、改革の継続と発展の必要性について、総合的なご所見を伺うところであります。

二つ目に、多岐にわたる業務を効果的に効率よく執行する職員体制の確立は、限られた行政資源の中で極めて重要であります。各課における事務量の増大が見込まれる現状を踏まえ、「定員適正化計画」の見直し年度において、適正な定員管理と人員配置について、今後どのような見地で進めていくのか伺うものであります。

次に、マイナンバー制度について伺います。

番号制度は、これまで地方公共団体にはなかった業務で、かつ、関係する部署が多岐にわたります。担当部署が自覚を持って積極的に取り組むことが必要と思いますが、その際、制度をご所管する視点を伺います。

番号制度の円滑な導入と活用を検討する推進体制を設定すべきではないかと思います。また、広範な業務となるので、全庁的な横断体制でプロジェクトチームの編成等が考えられると思いますが、そのご所見を伺います。

最後の質問になりますが、青少年教育について伺います。

生活体験や自然体験、あるいは社会体験など、子どもたちの体験の貧困が指摘されて久しいわけであります。社会のルール等について家庭で指導することの乏しさも一面にあります。道徳的な行動と豊かな心を持った健全な三川の子どもをどう育成するのか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小林茂吉議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項3の青少年教育につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

はじめに、行財政改革の継続と発展の必要性に関するご質問であります。本町におきましては、平成17年度に策定した「新三川町行財政改革大綱」を含め、これまで5次にわたる大綱を策定し、事務事業の見直し・改善、歳出の抑制などの行財政改革に取り組んできたところであります。

また、平成19年には、自立のまちづくりを選択し、町民との協働及び行財政改革の推進を柱にした「新生まちづくり行動計画」に基づき、個性豊かで魅力あるまちづくりを進めてきたところであり、残された課題の解決や継続すべき改革については、「三川町行財政改革推進プラン」に引き継ぎ、不断の行財政改革を推し進めることとしたところであります。

「第5次三川町行財政改革推進プラン」は、平成23年度から平成27年度までの5年間を推進期間とするもので、「協働で推進する、自立・持続可能な行財政運営の確立」を基本理念とするものであります。今年度は、当該行財政改革推進プランの最終年度ともなることから、自立した強固な行財政基盤を確立するため、「三川町行財政改革推進本部会議」において、計画の進捗状況等の確認・検証を行うとともに、町内の有識者等で構成する「三川町行財政改革推進懇談会」におけるご意見なども踏まえながら、さらなる行財政改革を推進してまいりたいと考えております。

次に、適正な定員管理と人員配置に関するご質問であります。増大する行政需要への対応と質の高い行政サービスの提供を実現するためには、その業務を担う職員の資質向上と、より効率的な行政組織体制の整備・構築が必要であることから、本町においては、三川町行財政改革推進プランに基づき、定員適正化計画を策定し推進してきたところであります。

ご質問のとおり、今年度は、平成28年度から5年間を計画期間とする定員適正化計画の策定年度にあたっているところであり、基本的には、今年度、見直しされる行財政改革推進プランとの整合性を図りながら、第3次三川町総合計画の施策の実現に向けた体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、現計画にもありますように、組織機構、事務事業について不断の見直しを行うとともに、民間委託等の推進、協働のまちづくりや人材育成の推進などに積極的に取り組み、コンパクトな行政を目指しつつ、職員数については、一般行政部門の職員数を確保し、全体の職員数は抑制していくことが必要であると考えているところであります。

併せて、良好な職場環境の保持とともに、町民に親しまれ、信頼される行政の執行可能なバランスのとれた体制の構築を目指してまいりたいと考えております。

また、人員配置については、各課等における政策推進と円滑な行政サービスを基本とする事務事業の展開を図るため、限られた職員数で業務量に応じた適材適所の配置に、今後とも努めてまいりたいと考えております。

次に、マイナンバー制度についてであります。ご質問にありましたとおり、番号制度に関係する部署は多岐にわたり、現在個人情報を取り扱う部署のほとんどで、このマイナンバーという新たな個人番号に係る事務が発生するところであります。

この番号制度の導入によって、利便性の向上や効率化が図られるといったメリットがある反面、個人番号の漏えいなどによる個人情報の流出といったリスクもまた懸念されることから、本町を含む行政機関におきましては、この個人番号を含む個人情報を安全に運用しながら活用していく必要があります。そのため、情報の安全性を高める仕組みについて、国の制度に基づく各種対策はもとより、番号制度導入に伴う個人情報の取り扱いに関する職員研修を実施するなど、情報の安全性を高める仕組みづくりに取り組んでいるところであります。

また、個人番号を取り扱う部署は多岐にわたることから、全庁的な取り組みが求められるところであり、本町では、昨年度から基幹系電算システムを所管している企画調整課が全体の窓口となり準備を進めてきたところであります。

また、本年度以降については、関係課等が実施することとなる具体的な事務として、個人番号カードの発行や各種申請、届出事務など、多くの事務が見込まれるところでありますが、制度の円滑な推進が図られるよう、適切に取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 青木教育委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 小林茂吉議員にご答弁申し上げます。

三川の子どもをどう育成するのかについてのご質問であります。本町における「目指す子ども像」として、4つの項目「自然を大切に子ども」、「めあてをもってやりぬく子ども」、「仲よく助け合う子ども」、「みんなのために働く子ども」を掲げるとともに、幼児教育・学校教育を一貫して推進していくために「けやきのようにたくましく、菜の花のようにやさしく、稲穂のように豊かに」をスローガンに掲げ、発達段階に応じた体験、学習を通じた「生きる力」の育成を目指しております。

幼児期、児童期は人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、基礎的、基本的事項を共通に習得させていくとともに、生涯を通じて自ら学ぼうとする意欲や能力を養うための大切な時期であります。都市化や少子化、電子メディアの普及などにより、睡眠や食生活などの基本的な生活習慣の乱れとともに、家庭での手伝いや身近な自然との触れ合いなど、生

活体験の不足が指摘されております。

子ども達が社会の責任ある一員として成長していく過程では、学校教育において「生きる力」を育むとともに、地域社会において多様な年齢層の人たちと触れ合い、自然体験をはじめ、文化・芸術や科学などに直接触れる体験的な学習活動を通じて、自らを律し、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などをはじめとする、豊かな人間性や協調性を身に付けていくことが必要であります。

こうした体験活動の充実については、地域や家庭の果たす役割も大きいことから、子どもの成長に合わせて様々な体験ができるよう、家庭、地域、学校が連携した体験活動を推進し、豊かな心を持つ健全な子どもを育成してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） まず、行財政改革についての答弁をいただきました。自立、そして持続可能なコンパクトなまちづくりに向けて、それぞれ本部会議等でも今年度までの進捗状況を精査して、それなりの考え方のもとにさらなる改革を目指していくというお話でございました。

行財政改革では、四つの柱を掲げ、行財政運営に努めてまいりました。「住民の参画と協働の推進」、「行政サービスの質的な向上」、「人材の育成と組織機構の効率化」、「健全な財政運営の堅持」、いずれの基本目標も行財政改革の視点として取り込まれてきたことはただいまの答弁に集約されておったと認識しております。予算も人もなかなか増やせない厳しい状況下で、より良いサービスを提供しようと懸命に頑張っている職員の様子もうかがえます。

そうした中で、特に協働の分野においては、まちづくり座談会や町の重要な計画を策定する際に行いますパブリックコメントの募集などの取り組みへの参加人数や応募件数については、今までの低調な経過から見ますと、住民参画が積極的に推進されているとは残念ながら言いがたいのではないかと私は思います。

そこで、行政職員が直接的に住民と対話する、町内会へ出向いての「町長と語る会」、こうした座談会をやるスタイルに変えたことは大きな改革の一つに挙げてもよろしいのではないかと私は思っております。これに積極的に手を挙げてくれる町内会なり団体が数多くあることを願っております。

そのような中から、行政、地域と住民一人ひとりの親睦と交流が深まり、役所と住民の上下関係の垂直的な人間関係といいますか、そういう関係ではなく、平等主義的な水平的な人間関係でお互いに心を合わせた協調活動、それによって信頼感が生まれてくるであろうと思いますし、また、協働の推進が図られていくだろうと期待しております。

このように、外に出て意見を聞く、調査をするという一つのアウトリサーチのような方式、これはまちづくり座談会のみならず、日頃、職員一人ひとりの所掌事務の中においても実行されていくとすれば、常に現場にいろいろな課題が埋もれておりますし、それを見つけ出し、解決のヒントを住民の皆さんと一緒に探求していく、そして達成感を住民と一緒に味わうこ

とが町民の行政の参画に拍車をかけていくのではないかと思います。

そうしたアウトリサーチを積極的に展開することは職員のスキルアップにも貢献されていくと私は思いますが、ひとつ、アウトリサーチを今後どのように考えておりますか。その辺をまず伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 今言われました「町長と語る会」を含めた形で、職員が外に出ていろいろな形で住民のいろいろな考え方をお聞きするというところでございます。職員のコミュニティ活動支援員の派遣ということで、主には建設環境課であればごみの減量化とか、いろいろな形で町内会から要請があり、いろいろな見える形でごみの減量化に繋がる町内会での話し合いとか、自主防災会等の町内会の取り組みの進め方等について、職員が関係する町内会に出向いて一緒に行動するという部分もこれまでされてきたところでございます。

さらには、新しいニュータウン、そういった部分での町内会への加入等、いろいろな抱えている既存の町内会と新しい住民とのコミュニティをどう作るかということで、職員が出向いて課題の整理を行いながら、今後のまちづくり、コミュニティの活発化に向けていろいろなご意見を聞いてきているところでもございます。

今後につきましても、「町長と語る会」をはじめ、コミュニティ活動の支援員を派遣する活動、それから「女性と語る会」とかいろいろなそれぞれの団体、地域の方に出向いて、地域なり、それぞれの団体の課題について直接職員がその課題を共有するということは大変重要な今後のまちづくりへのいいヒントになり得るという部分でもございますので、そういった活動については今後とも強化してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） こうした行財政改革を進める上で、すべて町全体が小さくなるという形ではなくして、むしろ、住民が一緒になって行政に参画する、決して小さくこじんまりと、逆に言えば非常にマイナスな要素が生まれるようなことがないように、協働の推進というのは非常に休むことなく常に改革の中には第一番目に上げるべきことなのかと私は思っておるところであります。

町民と協働で実感する仕事の醍醐味、そしてまた町民の信頼に応え、共に達成感を味わうキーワードは、職員の皆さんが仕事が楽しいと感じることではないでしょうか。仕事が楽しいと感じることができれば、職員はどんなハードな仕事にも前向きにいろいろなアイデアをどんどん出してくるだろうと私は思います。

行財政改革のキーワードは、職員の皆さんが楽しさが実感できる、やる気になる組織風土の構築にあると私は思っております。やりがいを生み出すキーワードは当局はどのようにお考えでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 限られた人員の中で最大の効果を上げるということが地方自治の本旨であるわけですが、ともすると、行財政改革というと人件費の削減等に走りがちになるわけですが、やはりそこは魅力あるまちづくり、そして小林議員が申されましたとお

り、町民とともにまちづくりを実践していく、そういう達成感も必要であると思っております。そのためには、日々の職場でのコミュニケーションをよく取る、そしてスキルアップを図っていく、そういう人材、あるいは職員の育成が必要であると思っております。

長年にわたる行財政改革の中で、そのような人材の育成を今まで図ってきたということでございますし、職員と地域住民が一緒になって活動する場面も私は他の町と比べて非常に多いと思います。日常的な活動はもとより、仕事を通じた活動についてもそのような形でいろんな物事が決定されてきたと私は評価しているところでございますし、職員の士気を高めながら、また、やる気等が発揮できるような職員体制、あるいは人員体制に努めてまいりたいと思うところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 職員が後ろ向きな姿勢であれば、その組織の中は暗くなっていきますし、住民サービスの低下にも繋がっていきたくらうと私は思っております。そうした悪循環を繰り返すことがないように、非常に職員が自ら楽しさを実感できる職場をぜひとも築くように、ご努力をお願いしたいと思います。

そしてまた、本年度、27年度をもちまして定員適正化計画の最終年度ということで、また新たな計画を策定していかなければならない。どういう定員を適正に、そして人員を配置していくかというのは今後の課題だと思っております。

定員適正化とは、どのような算定のもとで職員数が示されていくのでしょうか。まず、この点をお聞きします。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 定員の定め方についてのご質問でございますが、まずは、本町が抱えるいろいろな行政課題がございます。その実現のために必要な職員数というものは第一義的に考えなければならないものと考えております。

ただ、そういった中におきまして、国におきましては、全国市町村を人口別に類似団体ということで示しまして、その職員数の比較をしております。そういった中において、全国の中において本町が人口に比して職員が多いのか少ないのか、あくまでも参考ではございますが、そういったことを見られる指標もございます。こういったものを考え併せ、職員数を定めていくということが基本になり、大切なことだと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 目指すべき業務には当然のごとくその人員を配置することになるわけでありまして、また、今、総務課長がおっしゃいましたように、本町と類似する地方公共団体、この状況等も参考にして定員を定めていくというお話でありました。

全国に本町と人口規模、経済構造等、非常に似ている団体が43団体あるわけでありまして、現在のところ、43団体の平均、人口1,000人あたり大体12人の職員数を確保しています。本町の場合は1,000人あたり11人ということになっています。43団体のうちで少ない方から17番目に本町が位置されており、いわばこうした地方公共団体類似団体を比較して定員を定めていく方法には、マクロ算定という呼び名がございます。私は、一番類似団

体と比較するにはそれぞれの自治体の持っている業務量がまったく見えてこないわけですから、それを一概に参考にすることに対してはいささか頭を傾げたくはなりません。その業務量が各自治体でどれだけ持っているのか、その部分が見えないと、本当に三川町の適正な職員の配置というものには断定できないのではないのかと思います。

この業務量を測定するマクロでなくミクロの算定というものは可能なのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 議員がおっしゃいますとおり、類似団体ということで、本町は普通会計において、全国43団体中、少ない方から17番目ということになっております。これは、ただ単にそれぞれの市町村の特徴等を勘案しない、単純な比較でございます。これを、各市町村の抱える実態、状況を勘案した修正値というものがございます。本町でいきますと、ごみ処理とか消防については委託しているわけですが、そういった同じ業務を持っている市町村同士を特別に比較して出す出し方、統計がございまして、それが修正値ということで出ておりまして、本町の場合は単純比較で平均よりマイナス4、平均より4人少ない状況、こういった統計も出ているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） いろいろと各課にわたってそれぞれ業務量の増大する時代に入ってまいりまして、本町でもその仕事を臨時職員の採用で補っていく、こうした形をとっておるわけでございます。

臨時職員という、私、どういう呼び名、また、成すべき任用の適正な考え方ということを経方公務員法で読んでみますと、原則6ヵ月までの期間雇用、ただ、一度だけは更新可能で、また6ヵ月の雇用で雇い止めになると定めた条文はご承知だと思っております。

本町の臨時雇用職員取扱要綱での雇用期間は、条文では「1会計年度以内とし、連続して12月を超えないものとする。」とありますが、こうした条文を私、読んでみまして、法のもとに照らし、本町はこれは正当で臨時職員を雇用している、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 私ども、本町で持っております取扱要綱とともに、国が示しますいろいろな法律、それから指針等が示されておまして、その中で本町のとるべき姿勢というものを決定しているところでございます。

以前は議員がおっしゃいますとおり、臨時職員の雇用についてはかなり締め付けが強かったところがございますが、近年は、就職の大変さ等からもあるのだと思いますが、かなりその辺は緩和されてきたところがございます。臨時職員についても1年雇用、また、能力に応じて再雇用も可能であるということに緩和されてきているところでございます。

本町におきまして、臨時職員の取扱要綱でございますが、12月を超えない範囲ということで、本町は1年雇用、12月ということでございます。すべての臨時職員、1年雇用としているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 本舎の中にも20数名ぐらいでしょうか、定かではございませんが、臨時職員の方が働いておりますけれども、臨時職員という捉え方につきましては、正規職員が一時的に欠けるなど緊急の場合や、臨時の職が設置された場合、例えばふるさと納税でそうした事務量が急に出てきたとか、そうした緊急避難的に置くことが法律で認められたのが臨時的任用職員であると法では趣旨には謳っております。これを複数年にわたって臨時職員がその業務を司ることは、恒常的な業務が実際位置されてきたと理解するところでございますが、そうした捉え方についてはどのような認識をお持ちですか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 正職員と臨時職員のすみ分けに関してでございますが、近年は特に私どももある一定の考え方を強くしているところでございますが、それと申しますのも、今後におきましては、政策形成、計画立案に携わる職員は正職員を充てるべきものでございますが、そうでない業務については、単純な業務については臨時職員を充てるということを近年は強くしてきているところでございます。

また、臨時職員におきましても、専門的な職種の場合は長い年月雇用している職員もございまして、一般事務につきましては、一応内規ではございますが、1人について3年を限度とするという考え方を持っているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 新しく28年度の定員適正化計画を策定するに立って、今おっしゃいますように、本町の業務によっては3年ぐらいその業務にお就きになっているという捉え方もしておりますし、私は雑用とかそういう言葉はあまり使いたくありませんが、それを越した毎年毎年やらねばならぬ仕事が増えているのではないのかということを申し上げております。そういたしますと、臨時職員対応というのがどこまでやってよろしいのか、それともその業務を町の大事な施策として遂行していくとなれば、やはりきちんと正規職員を充ててやっていくべきだと私は思います。

まず、今の定数については、私の感じるところではぎりぎりの定数ではないかと思っておりますし、新しい計画、定員を定めるにあたっては、本町の場合は様々な住民の多様なニーズの施策にすべてお応えをしているわけでありますので、必ずやその業務量をこなすということについては正規職員の数は減らさないということを基本に立つべきだと思います。

次に、先程も少し同僚議員からも触れられておった質問がございましたが、効果的かつ効率的な行財政運営を継続していくことを念頭に置くとすれば、やはり地方分権改革で自治体を縛ってきた義務付け・枠付けの見直しで、最前線に立つのが自治体独自の公営住宅の政策ではないかと私は思っております。

分権一括法で改正されました公営住宅法、先のこの議会の中でも、この条例の定めには審議が行われたわけであります。本町のように、27年4月末現在で固定資産、住宅の課税対象となる住宅戸数が2,468戸、そして世帯数が2,340戸ということになっております。つまり、住宅の充足率、ストック率が世帯戸数を上回っている。こうした現状を直視すれば、や

はり既成概念を見直していくときに来たのではないかと思います。これは総合計画の実施計画、そしてまた中期財政計画、それらに関連して、今後の行財政改革の骨子の中に含まれていくだろうと私は思います。

こうした公営住宅のあり方の方向性についての早急な政策判断、これについては先程、同僚議員もされておりましたので答弁は要りませんが、こうした政策の見直し等々も大きなこれからの行財政改革を引っ張っていく要因になっていくだろうと私は思いますので、引き続きこの件についてはご検討をお願いしたいと思います。

次に、番号制度についてお伺いいたします。

28年1月の共通番号利用開始に向け、すでに住民基本台帳システムの改修に着手されておことは、昨年6月議会の補正予算審議で伺っておりました。同時に、地方税システムにも法人番号と個人番号を振らねばならない、そうした作業があると思います。その対応の予算確保を今後どうしていくのか。そしてまた、今後のこうした改修のスケジュールは決まっているのか、まだこれからなのか、まずお答え願いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） マイナンバーの関係、番号制度でございますけれども、この部分につきましては、昨年度の繰越明許ですでにシステムの改修ということで、COKAS関係の住民基本台帳、税のシステム、それから介護保険等、厚労省関係のシステム、それから子育て支援、住宅使用料等、COKASに連動する部分の改修については、昨年度の繰越明許で1,200万円ほどの予算で、それぞれの補助率がございますが、その改修に向けてシステムを今後整備していくということで、現在、進めているところでございますし、先程の補正予算の方で今年度の社会保障・税番号制度の例規を整備する必要があるものもございます。例規の影響がどこまであるかということで、これはそれぞれの関係課、全課とはいいませんけれども、そういう個人の情報、番号が付与される部分に影響が大きいということで、関係する部署の方に打ち合わせの上、例規システムの影響範囲を、どの部分まであるか、そういった部分についても今取りまとめをしているところであります。

今後、その影響の部分について、今回の6月補正で議決いただきましたので、その部分を今後さらに発注しまして、その影響範囲を抽出して、例規の整備についても、業者の方の支援を受けて早急に例規の整備、さらにはマイナンバー制度導入に伴う個人情報のどういう整備をすべきか、台帳等、個人情報の取り扱いの台帳、現在ありますけれども、その部分が漏れがないのか洗い出し、そういった部分も今後予定しておりますし、その際の職員向けの研修も今回議決いただきましたので、この予算の中でそういった発注をしながらデータの洗い出し、そういった部分も踏まえて、今年度の中で番号が10月から付与されるということで聞いておりますので、その部分に遅れることのないように、これからシステムの整備、さらには例規の整備についても併せて進めていきたいということで考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 答弁で、この制度の活用が社会保障分野、そしてまた税の分野、災

害対策分野と、非常に全庁各部署にすべて関与することになります。私、こうした業務改革、それから住民サービス向上に活用する観点から、やはり全庁挙げて横断的にこの制度に対するプロジェクトチームを作って、制度に関する広範な業務、分野ごとにワーキンググループを結成するなどして、適切に分担する体制があってもいいのではないかと思います。このプロジェクトチームの編成についての答弁はなかったのですが、町長どうですか、行政改革と住民サービスの切り札としてこの番号制度を使おう、うまく使おう、そうしたトップダウンで指示を出していただけませんか。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回のマイナンバー制度については、やはり町民の間にも、今までの住民基本台帳等のいろいろな管理、また、届出申請等においてもどう変わるのだというような、ある面においては不安というか、実際、町民にどのぐらい関係があるのかというような、まだそのぐらいの認識段階ではなからうかと思えます。

この中で、本町がこれから社会保障、あるいは税、さらには災害対策における情報をしっかりと管理していくということは当然必要なことなわけであり。ただ、今のマイナンバーについては、本当に三川町の中でどのぐらいの需要があるのかといったことは推測もしていかなければならないということでもあります。その点については、基本的には当然すべてを完全に整備していくということは必要なわけですが、本町においては、今までもこのような対策という部分についてはかなり整備をしておりますので、先程、企画調整課長の答弁のとおり、こういったシステムあるいは情報の安全性、管理という部分からすれば、本町では今まで様々な業務を委託している事業所等との信頼関係のもとに、マイナンバー制度の利用開始に向けた体制はしっかりと構築をしていくべきと認識しておりますので、トップダウンといわなくても、職員がしっかりと対応してもらっていると認識しておりますので、ぜひその点についてはご理解をいただきたいと思うところであります。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 最後に、青少年教育について伺います。

最初の質問の中にも、社会のルールについて、家庭指導の乏しさということで、私、最初の質問で申し上げました。申し上げるまでもなく、少子化、核家族化によって教育環境を良くしようと、逆に子どもの個室化が始まっております。そうした中で親との接触時間がどうしても激減する、その中から文化や価値観や倫理の伝承ができなくなってきた現実を憂えるわけであり。

かつて農業農村社会には、相互扶助の精神に満ちた共同生活で常に他人から社会のルールを教わってきたように思っています。子どもたちも、当然家庭でも社会でも、人の間に育つ人間であったと思います。今や、個としてプライバシーという鎖に繋がれてしまった人になりつつあるのではないかと感じております。

今こそ、生き抜く力を育てる生活体験、そしてまた自然体験、社会体験の重要性に気づき、大人が自ら意図的に計画的に仕掛けることの意義は大いにあると思っておりますが、ご所見を伺います。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 社会ルールの乏しさというご指摘がありました。確かに、今、少子化とか子どもたちを取り巻く中においては、子どもが子ども、あるいは親から学ぶ、そういうチャンスが少ないかもしれません。

ただ、話が逸れますけれども、学校5日制の導入で、基本理念は、教育公務員の週休2日というのがありますが、その他に、土曜日は子どもたちが自由に時間を使える日として、子どもたちを家庭・地域に返して、そして様々な活動や教育をしてもらう、これが実は5日制の導入への基本理念だったのです。

ところが、家庭に戻されてどうするか、家庭でも面倒見られない、ではどうするかということで、非常に子どもが、鍵っ子ではないですけれども、個室化、あるいは他人からルールを教えてもらう、教える、そういうチャンスがないまま育っているかもしれません。

今、ここで体験の貧困化ということで小林議員の質問の内容にありましたけれども、体験の貧困化、本当に体験が貧困しているのかということで、学校行事を見ますと、当然、私が経験した学校教育の中でこんなものはなかったというのが数多くあります。例えば、これは横山小学校とか、他はピックアップしましたが、全校相撲大会、水泳大会、天文教室、鮭の学習、スケート教室、スキー教室、あるいは金峰での2泊3日の宿泊自然教室とか、その他にスポ少、あるいはピアノ、水泳、英会話、ダンスなどの習い事とか、それから町においては青少年教育では「わくわく体験塾」年5回、あるいは学校開放、あるいは町内会居場所づくりというふうな、もろもろの体験ができる場所があります。

ただ、やらせるのではなくて、体験させることによって失敗、失敗から学ぶ、自分で学ぶ、そういうものがなかったのではないか。だから私は小林議員が書いたのは、体験の貧困というのは、たぶん自ら遊びを工夫して失敗して、失敗から乗り越える、そういう体験が不足ではないかと読み取った次第なのです。

これからの三川の子どもたちをどういうふう育成するか、これだけ引き出しはありますから、その引き出しの中で何をきちんと体験させるか。小林議員には「少年少女発明クラブ」で20年間もお世話になっているということで、たぶんそういうことに従事しながら、今の子どもたちが失敗からどうやって学ぶか、20年前の子どもとは少し違ったかもしれません。でも、いろんなことを経験しながら、ただやらせるのではなく、そういうものから何かを得てもらうという経験、これは教師側も、それから企画する大人側も、そういう身になって、失敗させていいと。でも、そこから乗り越える、学ぶ、失敗を乗り越える、そういうものを学ばせる姿勢、それが私たち大人に求められているのではないかと私自身は思っております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 今現在、小学校の年間授業実数が1,090時間ぐらいです。それから中学では1,110時間ぐらい。その約1割が、今教育長がおっしゃいますように、自ら学び、自ら考える力を育成することを目的にした総合的な学習時間、これがあるわけです。私は学校の教育資源だけでは不十分だと思っています。そうした意味からして、地域の教育的資源

をうまく活用する学習機会、これを確保するべきではないかと思います。

かつて町には、様々な分野において得意とする知識豊かな町民の方々から「ハートフルリーダー」としていろいろな場面でご活躍をいただいた時期を教育課長も思い出されていると思いますが、この町にはどういう方がいて、どんな特技を持っていて、どんなことを指導できるかという情報を公民館等がつかむのがかなり身近なのかなと思います。

そうした地域の人材の再発見と活用につきましては、町全体の総合施策に私はかかわってくるだろうと思いますし、また、活用されていく可能性は十分にあると思います。いま一度、こうした様々な分野でご活躍いただいている人たちの人材リストを整備するお気持ちを伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 「ハートフルリーダー」というとても懐かしい響きの言葉を久しぶりに聞きました。私事ではありますが、祖父もこの「ハートフルリーダー」に登録していきまして、凧づくりや門松づくり、指導の要請があればそれにあたったというふうに記憶しております。

ただ、この制度につきましては、現在残っておらないということから、その時々に応じて方法を変えてやっていくのが社会教育だと感じています。特にこの制度は、登録していただいたのですが、それを活用する機会がない、活用できないと登録する人が減る、減ればますます活用できないという繰り返しでなくなったと認識をしております。

ただ、今、小林議員がおっしゃられたとおり、そういった人材を確認するということは必要だと考えておりますので、貴重なご意見として承りたいと考えます。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） 大和語録にこういう言葉がございます。「今今と今という間に今ぞ無く 今という間に今ぞ過ぎ行く」つまり、言うまでもなく、時は休まず動いています。悠長に構えては何事も前に進みません。ぜひとも、道徳的な行動と豊かな心を持った本町の子どもたちを育てるために、町を挙げて情熱とスピード感を発揮して取り組んでいただきますことを最後に申し上げ、質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、7番 小林茂吉議員の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 日程第2、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第3号「「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の提出に関する請願の件」について、総務文教常任委員会委員長より報告を求めます。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）

平成27年6月5日

三川町議会議長 成 田 光 雄 殿

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
3	平成27年 6月3日	「平和安全法制」法案の徹底審議を 求める意見書の提出に関する請願	不採択	請願の趣旨に 沿うことが困 難である	

審査の内容を若干説明したいと思います。

今回の請願に対しては説明者の要請をいたしました。それで、請願者であります「みかわ九条の会」事務局長 五十嵐照子さんをお願いしたところでありましたけれども、声の状態が良くないということで、紹介議員の田中 晃議員より説明員として出席していただきました。その中で、田中 晃氏より請願者の思いの文章が読み上げられ、その後、説明者に対して委員より質問を行いました。その後、説明員には退席願い、委員が各自意見を述べ、採決を行いました。

なお、その際、傍聴者は説明者も含めて数名傍聴しておりました。

そして、採決の結果、反対多数で不採択となったことをご報告申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を許します。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（成田光雄議員） 本件の委員長報告は不採択であります。したがって、はじめに原案に賛成者の発言を許します。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 「平和安全法制」の徹底審議を求める請願審査報告について、原案賛成の立場から討論申し上げます。

第1点は、重要な法案の審議徹底を政府と国会に求めたいとする率直な請願者の願いを、賛否は別として要請することは、選挙で代議士を選んだ有権者として当然であります。将来

の安全保障政策について、現段階では、趣旨説明で申し上げたとおり「多くの国民が心配していること」であります。このことを願意としてお汲みとりいただき、意見書の提出をされるべきであったと思います。

第2点は、平和と安全はすべての行政課題の中でも最重要課題であります。町民の命と暮らしを守る立場に立つ地方議会として、意見表明は地方自治法に担保されています。その立場から、願意を生かしていただけなかったことは極めて残念であります。

第3点は、今回の「平和安全法制」に関連し、改めて大事な問題の確認と指摘をさせていただきます。

一つは、日本国憲法前文冒頭において、次のことが明記されております。「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」、第9条1項では「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」、第2項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と明確に定めております。また、第98条は「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と示すとともに、第99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と謳っております。

二つには、法案の閣議決定後の記者会見や、アメリカ議会演説後の安倍首相発言及び5月26日から6月3日までの経過の中で、敢えて次のような傾聴すべき論陣のあったことを付言します。

「今次法案は歴代政権が憲法9条のもとで禁じてきた集団的自衛権行使を容認するとともに、自衛隊による他国軍への後方支援を随時可能にし、活動領域を大幅に広げるもので、戦後の安保政策の歴史的転換に踏み切る内容である。そのことを考えると、当事者となる自衛隊員やその家族の想いに目を向けた国会の議論を望む。国の将来に大きく関わる法案ならば、特に政府は国民の素朴な疑問にも誠実に答えていかねばなるまい。これから本格化する国会審議では、その先に国民の目と耳が常にあるという意識で真摯な言葉で語りかけるべきだ。法案整備の発端となった集団的自衛権行使容認は、外交重視と専守防衛に徹してきた日本の安保政策のあり方を根底から変えかねないものであり、日本独自の平和主義の変質は避けられない。

加えて、安倍首相がアメリカ議会で夏まで成立させると演説したことは、国の針路を左右する重要事項を日本の国会に提案する前とのことで、野党が反発したのは当然である。憲法が掲げる「主権は国民にある」ことを意に介さずとも受け取れる発言から見えてくるものは、「国民は為政者の考えに従えばよい」という強権的な姿勢ではないだろうか。

新法の11法案が通れば、平和憲法のたがが外されて、自衛隊の戦闘行為参加の歯止めがきかなくなる。その方向ではなく、戦後70年、戦争で1人も殺さず1人の戦死者も出さなかったことを学ぶべきではないだろうか。また、この法案は憲法改正をせずに、その精神を

骨抜きにするものであり、国民的合意が必要であるが、その説明は充分とはいえない。

批判や不安が渦巻く法案だが、安倍首相は「我々の提出する法律の説明はまったく正しい。私が総理大臣なんですから。」と述べた発言は理解に苦しむが、上意下達的な、強権的な姿勢が見える。審議に誠実に応じるのは政府与党の責務であり、国民も厳しく注視しなければならない。

アメリカに向けては「希望の同盟」、国内には「平和安全法制」という、どちらも響きは良いが、希望や平和という言葉で武力行使ができる国にする本質を隠しているのではないか。特別委員会の「平和安全法制」という名称も、野党は国民を欺くものと反発している。

また、衆院特別委員会の中で安倍首相の野党議員への野次はおごり高ぶっていると見える言い方であった。国会議員の質問を遮って野次を飛ばしたことは、国会どころか、国民をも軽視していることになるのではないか。

安倍首相の姿勢は前のめりとの報道を見るが、今国会で法案を成立させようということだが、国民が十分理解していない状況は世論調査にも見られる。そんな中での強行姿勢は地に足がついておらず、焦りと苛立ちが野次に繋がったのではないだろうか。

国の針路が大転換する重要法案である。厳しい意見をしっかりとたかわせ、曖昧なことを残さないことが国民に理解されるものだが、首相だけでなく与党委員席から笑いにも似た野次が後を絶たないのはどうしたことか。

そこから見えてくるのは、数の力で結果は分かっていると言わんばかりの与党のおごりと併せて消化試合的に審議時間を費やせばいいという思惑なのか。6月1日の委員会で「真摯に対処していきたい」と野次を謝罪したが、事務的な言葉にしか伝わってこない。

厳しい意見にしっかり耳を傾け、審議時間を無駄にしてはならない。80時間余で充分などという枠は論外である。」

以上、少し長く紹介させていただきましたが、5月15日から6月3日までの山形新聞社説と荘内日報一日一題の部分引用であることを申し添えまして、討論いたします。

議員諸兄の賛同をお願いいたします。

○議 長（成田光雄議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） ただいま上程されております平成27年 請願第3号「「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の提出に関する請願」について、原案に反対の立場で討論いたします。

原案賛成者の論点は縷々ありましたがけれども、要するに、本法案について危惧される面が多くあり、慎重審議すべきという点であると思います。しかし、現状をよく見れば、まさに今、国会において本法案に関し、連日徹底審議が行われている最中であります。この点は率直に認めるべきであります。

また加えて、昨年、平成26年 請願第3号「「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願」についての反対討論でも申し上げましたが、本請願の内容は外交、防衛部門であります。このような町村議会において権限外の問

題に関する意見書を求める請願は一般的に好ましくないとされております。それゆえに、慎重な配慮が必要であると認識いたします。

以上のような観点から、請願第3号に反対するものであります。

議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから請願第3号「「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の提出に関する請願の件」を採決します。

なお、本件の委員長報告は不採択とされております。したがって、原案について採決します。

お諮りします。本件について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 2 名 不起立 6 名）

○議長（成田光雄議員） 起立少数であります。したがって、請願第3号は否決されました。

○議長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会とします。

（午後 4時41分）

平成27年第3回三川町議会定例会会議録

1. 平成27年6月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

番	議員	2番 志田 徳久議員	3番 佐藤 正治議員
4番 阿部 善矢議員	5番 田中 晃議員	6番 町野 昌弘議員	
7番 小林 茂吉議員	8番 梅津 博議員	9番 佐藤 栄市議員	
10番 成田 光雄議員			

3. 欠席議員は次のとおりである。

1番 成田 元一議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	工藤 秀敏 副 町 長
鈴木 孝純 教 育 長	大川 栄一 会計管理者兼 会 計 課 長
石川 稔 総 務 課 長	宮野 淳一 企画調整課長
五十嵐 礼子 町 民 課 長	遠藤 淳士 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤 仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	五十嵐 泉 建設環境課長
教育課長兼公民館長併	
本間 明 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田 勉 監 査 委 員	青木 桂 教育委員会委員長
庄司 正 廣 農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田 弘 議会事務局長 高橋 朋子 書記 五十嵐 章浩 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

- 第 6 日 6月8日(月) 午前9時30分開議
- | | | |
|-------|-------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 議第37号 | 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議第38号 | 三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議第39号 | 三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議第40号 | 三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議第41号 | 三川町町民運動場施設設備改修工事請負契約の締結について |
- 閉 会

○議 長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（成田光雄議員） 日程第1、議第37号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第37号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税限度額及び軽減判定所得基準額の改正を行うものであります。

なお、本件につきましては、去る5月19日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 今回の改定にあたって、国保税の軽減、2割と5割が軽減額が拡充されたということですのでごく評価されるんですが、それに伴って、限度額が実質4万円拡大されて85万円になると。

それで一つ聞きたいんですが、以前聞いたときには、去年も引き上げされているんですよね。そのときには限度額を超えているところが何%なのか聞きたいです。

それともう一つ、85万円になったときには何%なのかについてお聞きしたいです。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 限度額の適用パーセントになりますけれども、今回、引き上げによりまして限度額に対応しますパーセントは、医療分で0.9%になります。仮にこれが引き上げにならなかった場合につきましては1.5%という試算になりますけれども、一応そのような数字が出ておるところです。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 0.9%と1.5%だということなんですが、確か国保税法の81条に、国保税の課税限度額については法定額の範囲内で市町村が独自に設定できるものだというところがあると思うのですが、この点についてどうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） この限度額につきましては、地方税法施行令より超えることができないのは確かでございます。それ以下に設定することはできるということも言われております。ただ、引き上げをしなかったことによりまして、この影響が中間層の方に行くということも当然考えられるというか、言われておるところでございます。

そういったことから、まず法の限度額を今回も適用させていただきたいということでの提案となっております。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 昨年にも同じような内容の条例改正が上程されまして、可決になったわけでございますけれども、今回も4万円ほど増額ということでありますが、この85万円という限度額の引き上げ、対象者となる世帯は何件ぐらいなのか伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 限度額適用の世帯数になりますが、医療分で限度額、今回85万円を超える世帯数は9世帯ということになっております。これはあくまでも5月上旬の試算の数字ということでお考えいただければと思います。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議 長（成田光雄議員） まずはじめに、原案に反対者の発言を許します。

5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） ただいま上程されております議第37号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」にかかわる課税限度額の改正について、同意できませんので、反対討論を申し上げます。

今回の国保税限度額引き上げは、地方税法施行令の一部改正に伴う改正で、厚生労働省が3月4日、国保法施行令の一部改正令を公布したことに基づくもので、賦課限度額を4万円引き上げて85万円に改正するものです。引き上げは2年連続限度額引き上げで、高所得層により多く負担してもらうことで中間所得層に配慮した保険料設定が可能になると説明しています。

しかし、町民の重税感は耐え難い数字になります。配慮というのであれば、国の国庫負担率を大幅に引き上げ、国民の負担を軽減することであり、限度額引き上げで負担増を押し付けることではありません。

厚生労働省は、引き上げ後に限度額に達するのは、単身世帯で4方式での場合、給与収入で1,010万円、給与所得で790万円の世帯と言っています。その場合でも、限度額85万円は所得の1割を超える負担率になるものです。厚生労働省の資料によれば、市町村国保の保険料負担率は9.9%。これは協会けんぽの7.6%、組合健保の5.3%、共済組合の5.5%に比べ負担率が高く、町民の実感としては、所得の1割以上を国保税に納入している人が多いのではないのでしょうか。

国保税にはなぜ課税限度額が設けられたかといえば、借金返済等のため資産を売却し、一時的に所得が増えて国保税が青天井に跳ね上がるという事態を防ぐことにあつたのではないかと思います。政府は国保の限度額の引き上げを財政基盤に規定しました。そして、これまで協会けんぽの保険料上限額を参考にしていましたが、被用者保険とほぼ同様に、限度額超過世帯の割合が1.5%に近づくよう、段階的に引き上げる方針に転換したためです。厚生労働省の推計では、今回の改正後の限度額超過世帯の割合は2.25%になる予想です。これで0.21ポイント減少になります。1.5%に近づくまで、今後も引き上げが強行されるおそれがあります。

年収で1,000万円を超える高額所得者が多い大都市圏と本町では異なります。国保税の課税限度額については、法定の額の範囲内で市町村が独自に設定できるものであり、町民の暮らし・医療を守る立場に立ち、負担軽減を図るべきであります。

以上の理由において、限度額引き上げには同意できませんので、反対討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいま上程されております議第37号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、賛成の立場から討論いたします。

地方税法施行令の一部改正によって、基礎課税額が1万円、後期高齢者支援金等課税額が1万円、介護納付金課税額が2万円、それぞれ限度額が増額され、合計で4万円増になる内容であります。

先程の説明によれば、対象となる世帯は9世帯ほどであり、担税能力等からすれば、反対者が述べた過度な負担増にはならないと認識いたします。

また、低所得者層には、国による公費投入による税の5割軽減あるいは2割軽減措置がなされており、全体としてバランスを考慮した内容になっていると認識いたします。国民健康保険制度を将来にわたり安定的に維持・運営するための年次的な計画に基づく改正と理解いたします。以上の点から賛成するものであります。

議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第37号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議長（成田光雄議員） 起立多数であります。したがって、議第37号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第2、議第38号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第38号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例に規定されている法律名を、改正後の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正するものであります。

よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 討論なしと認めます。

○議長(成田光雄議員) 以上で討論を終了します。

○議長(成田光雄議員) これから議第38号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第38号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 日程第3、議第39号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第39号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、診療報酬の算定方法に規定されております歯科訪問診療の適用事項、並びに国民健康保険法に規定されております特定健康診査等の条等の繰り下げに伴い、関係条文を整備するものであります。

なお、本件につきましては、去る5月19日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

○議長(成田光雄議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(成田光雄議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 討論なしと認めます。

○議長(成田光雄議員) 以上で討論を終了します。

○議長(成田光雄議員) これから議第39号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第39号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 日程第4、議第40号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第40号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険法施行令の保険料率に係る条文の規定方法の見直しに伴い、本条例においても同様に改正いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから、議第40号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第40号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第5、議第41号「三川町町民運動場施設設備改修工事請負契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第41号「三川町町民運動場施設設備改修工事請負契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町町民運動場施設設備改修工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

去る5月27日、町長執行による指名競争入札を行い、指名11業者による入札の結果、「大同電気 株式会社」が、8,272万8,000円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいましてご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） 所管の課長より、説明を求めます。石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 去る5月27日に執行しました、三川町町民運動場施設設備改修工事の入札の執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、中規模な工事であるため、近隣地域の業者を含めて電気工事業者11業者を選定し、指名したものであります。

予定価格につきましては、税抜き価格7,661万7,000円で設定し、入札執行の結果、1回

目で「大同電気 株式会社」が、7,660万円、税込み価格8,272万8,000円で落札いたしましたものであります。また、本工事の工期については、平成27年11月6日までといたしております。以上であります。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 新しく照明塔、またその投光器が更新されるわけでありまして、新しく備え付けられようとしております器具につきまして、若干お聞きします。

一応入札の段階でも、仕様書によって、今までの照明塔とこれから新しく備えようとする照明塔の、例えば消費電力とか照明塔の投光器の数とか、そうした形態についての違いがあればお知らせください。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 施設設備の関係でございますけれども、最初の消費電力の部分につきましては比較のしようがありませんでしたので、基本的にはただ年月が経っておりますので、性能が向上しているの、消費電力そのものは少ないというふうに判断をしております。

また種類・数でございますけれども、数についてはこれまでと同様の数を用い、グラウンド全体をサッカーそして野球ができるような形で照らす考えであります。種類につきましては、メタルハイドランプと高圧ナトリウムランプ、それぞれ36台でございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 立派な照明塔になっていくだろうと思っておりますが、今、課長の方からの説明でありましたが、消費電力が非常に曖昧で掴みづらいということで、新しい器具であれば消費電力量は落ちていくだろうというような推定のお話でございましたが、やはりそうした、これから8,000万という金額をかけて新たに装備することについての、今後の費用対効果も当然、念頭に置いていかなければならないだろうと思えます。

グラウンドを使う競技によっては、常時同じようなルクス、明るさ、照度の中でいつも照らしているのかどうか、事によってはそうした照度の調整機能も備え付けられた照明塔であるべきではないのかと私は思っておりますが、そうした機能は備えていないのかどうか。それから、照明塔を支える支柱の耐震性、強度、それらについてのことは、照明塔の耐用年数と支える支柱の耐用年数等のバランスについてお聞きします。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 1点目の電気の付け方という部分でございますけれども、基本的には野球・サッカーの使用を想定しておりますが、全灯、2/3灯、半灯、そしてサッカー用というような形で使えるようになっております。

この電力そのものにつきましては、当初LEDも想定いたしました。実際、北海道の方で使用している事例もあるとお聞きしておりますが、LEDの場合につきましては、拡散性が乏しいということで、町民グラウンド等の照明にはなかなかまだ技術的に難しい部分と、やはり初期投資が大きく、費用対効果の面で問題がございましたので、今回、これまでと同じ

ナトリウム灯を使っているものでございます。

また、費用対効果につきまして、今の競技そのものが人口が減りまして、団体数も減りまして、使用回数が限られております。そういった中でこれだけの費用をかけるわけですが、その部分では、事業費を見る際に、当初、先程のLEDと一緒に照明塔の全部交換も検討いたしました。そのために調査を行いまして、実際の肉厚等も確認しまして、現在の塔本体そのものはもう一度メッキ、ドブ漬けをすれば使えるということで、上の方の1節と2節については再利用、第3節、一番下の節につきましては樹脂塗装をして十分耐え得ると。ただ、本体を支える斜めの支柱だったり、あるいは照明塔を支える台そのものは腐食・劣化しておりましたので、これを新しいものに交換するものでございます。

基本的に、費用対効果につきましては、事業費、初期投資を極力抑える形で、今回その施工をするものでございます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから、議第41号「三川町町民運動場施設設備改修工事請負契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第41号「三川町町民運動場施設設備改修工事請負契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

○議 長（成田光雄議員） これをもって、平成27年第3回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（午前 9時58分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

平成27年6月8日

三川町議会議長

三川町議会議員 7番

三川町議会議員 8番